



金沢市 緑のまちづくり計画

金 沢 市

平成 31 (2019) 年3月

金沢市緑のまちづくり計画の策定にあたって

金沢市は、藩政期からのたたずまいを色濃く残す「歴史のまち」であるとともに、歴史の中で育まれた緑を大切にしてきた「緑のまち」でもあります。旧制第四高等学校の数ある寮歌のひとつ、中寮々歌に「森の都も翠（みどり）濃く」と歌われ、1974年に市議会で議決された「緑の都市宣言」では、「誇り高き“森の都金沢”を永遠の緑のまちにする」と高らかに宣言されています。

本市では、この緑を大切に保全し、次代へと継承していくため、1998年に「都市緑地法」に基づき、「金沢市緑の基本計画」を策定するとともに、2001年には「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」を制定し、本市独自の取組を実施する体制を築きました。2009年には、国の景観緑三法の成立等に伴い「緑の基本計画」を第2次計画として見直し、金沢らしさと快適で潤いのある都市の形成を目指して、様々な緑の施策を展開してまいりました。

前回の改定から約10年が経過し、わが国は少子高齢化の進行とともに人口減少社会を迎えています。また、公共インフラの老朽化、地球規模での気候変動や自然災害の頻発、市民の価値観やニーズの多様化など、社会環境も大きく変化しており、こうした課題に対応した、持続可能な社会の実現が求められています。一方で、緑を取り巻く環境も同様に変化する中、緑が有する多面的な機能を市民の重要な社会基盤（グリーンインフラ）と捉え、市民とともにまちづくりの課題解決につなげていこうとする動きが広がっています。

このため、今回の改定では、計画に総合的なまちづくりの視点を持つべきとの思いから、「金沢市緑のまちづくり計画」と名称を改めました。

金沢の緑は、犀川や浅野川、卯辰山、小立野台地、寺町台地など、「地形が生み出した緑」を基盤に、先人たちから受け継いできた「歴史文化を反映した緑」、そして公園緑地や街路樹等の「都市の緑」が良好な関係性を保ち、重層性をなしていることが大きな特徴です。この豊かな重層性ある緑を守りながら、次の世代に大切に引き継ぐためには、行政と市民が協働して取り組んでいくことが必要不可欠です。

本計画では、「緑の柔軟な活用」及び「市民協働をはじめとする公民連携の推進」を新たな視点として掲げ、多様な市民ニーズや地域の課題に応じた緑の活用を進め、市民とともに、貴重な生活基盤としての緑の魅力と質を高めるための施策を展開してまいります。

市民にとって真に価値ある豊かな緑のまちとなるために、これからも、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご議論いただいた「金沢市緑のまちづくり審議会」の委員の方々をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの方々に厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

金沢市長 山野 之義

＜目 次＞

第1章 はじめに

1. 改定の背景と目的	1
2. 本計画の位置づけ	2
3. 本計画の対象	3
4. 本計画の期間	3

第2章 金沢市の緑を取り巻く現況と課題

1. 社会情勢の動向	5
2. 緑を取り巻く法制度や仕組みの改正等	7
3. 金沢市の人口及び土地利用	8
4. 緑のまちづくりの現状	15
5. 市民意識（アンケート調査等）	25
6. これからまちづくりに求められる緑の機能	28
7. 緑のまちづくりの現状と課題の整理	30

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1. 基本理念	32
2. 緑のまちづくりの視点及び基本方針・施策	33
3. 施策の構成	37
4. 施策の展開	39
5. 計画の目標	68
6. 施策の体系	70

第4章 エリア別の緑のまちづくり方針

1. 緑のまちづくりの展開図の設定	72
2. 展開エリアにおける緑のまちづくり方針	74
3. 推進施策・取組と展開エリアの対応一覧表	88

第5章 推進体制

1. 施策の推進体制	90
2. 計画の進行管理	91
3. 地域主体による緑のマネジメントの推進	94

参考資料

第 1 章 はじめに

第1章 はじめに

1. 改定の背景と目的

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、自治体が将来にむけた緑地の保全や緑化の推進に関する目標や施策等を定める法定計画です。

本市では、平成10（1998）年にはじめて「金沢市緑の基本計画」を策定しました。平成21（2009）年には、国の景観緑三法の成立等に伴う計画の見直しと合わせ、金沢らしさと快適で潤いのある都市の形成を目指し、第2次計画として「緑の保全と活用」「緑の創出」「緑のネットワーク」「緑化活動の推進」の4本の柱を定め、様々な施策を展開してきました。

一方で、前回の見直しから概ね10年が経過する中で、わが国では人口減少や少子高齢化のさらなる進行、公共インフラの老朽化、地球規模での気候変動や自然災害の頻発、市民の価値観やニーズの多様化、情報通信技術の進歩など、社会情勢は大きく変化してきました。

このような社会情勢の変化を受け、平成28（2016）年には、国土交通省が「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」と題し、“緑とオープンスペースが発揮している多機能性は、近年のグリーンインフラとして様々な社会資本整備等の観点からも注目が高まっており、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」が実現された都市、「水や緑があふれ、歴史・文化が薫る美しいまち」などこれからを目指す都市像の実現に向けた社会資本整備としてその重要性が高まっている”と、将来にわたる緑やオープンスペースの重要性とその整備方針を示しました。

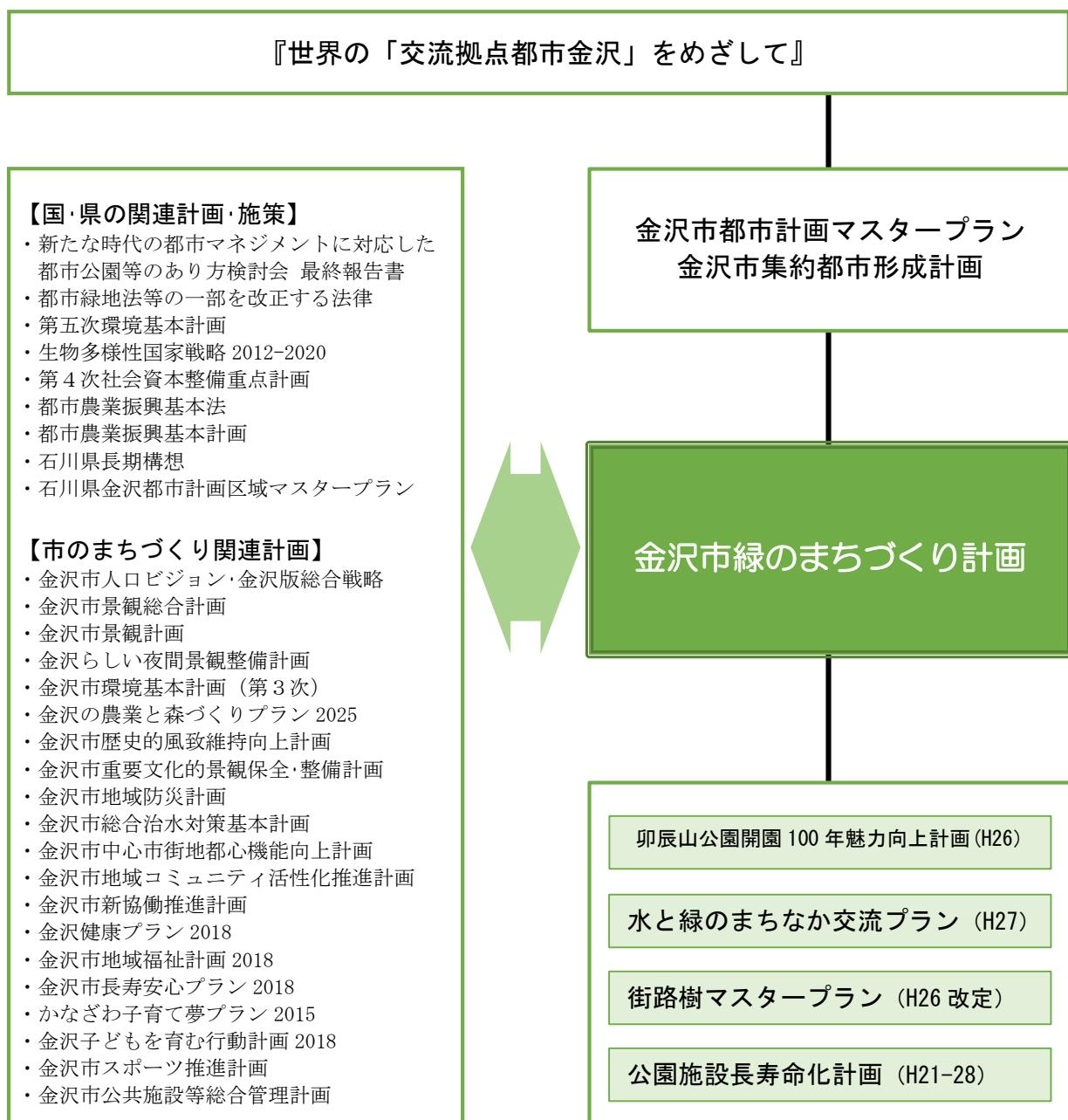
また、平成29（2017）年には、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、民間の知恵や活力を最大限活かして“緑やオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現すること”が目的に加えられ、緑の基本計画に記載すべき事項も拡充されました。

本市においては、平成27（2015）年の北陸新幹線の開業後、国内外から多くの人々が訪れ、まちなかを中心に土地利用や都市環境が大きく変容しています。一方で、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、人口減少が進む中山間地における土地利用のあり方など、様々な課題が顕在化しています。

このため今回の見直しでは、これまで進めてきた取組を踏まえつつ、多面的な機能を有する自然や緑を市民の重要な社会基盤（グリーンインフラ）と捉え、新たな時代を見据えた課題解決にむけて、広く市民や地域、事業者等と連携、協働しながら、総合的な緑のまちづくりを進めるため、第3次計画として「金沢市緑のまちづくり計画」を策定しました。

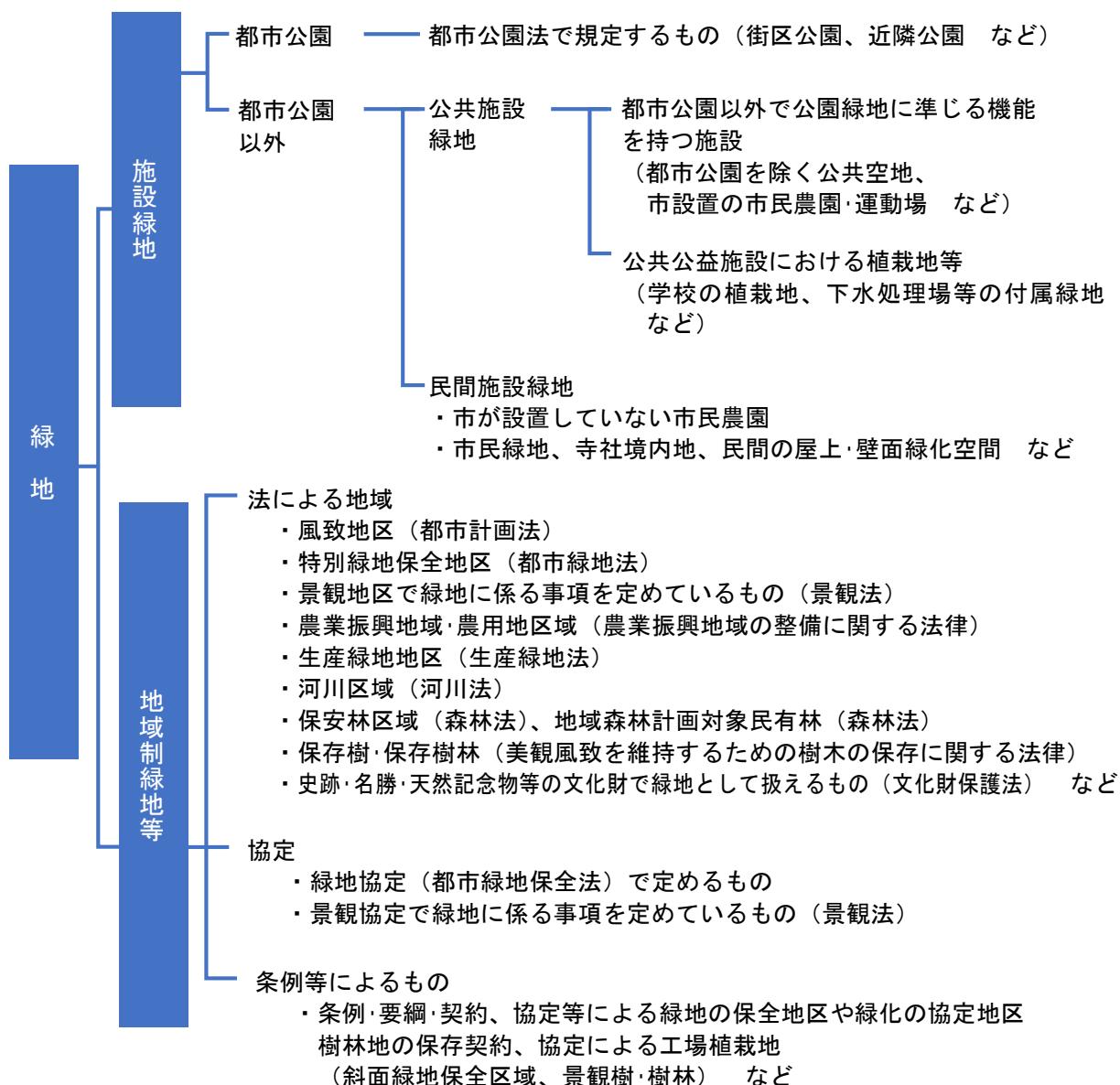
2. 本計画の位置づけ

本計画は、国の「都市緑地法」と本市独自の「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」を根拠法令とし、本市の上位計画である『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』や「金沢市都市計画マスタープラン」及び国、県、市の関連計画等との整合を図り、今後の本市における緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画です。



3. 本計画の対象

計画対象区域は、都市計画区域内とします。本計画で取り扱う緑地（緑）は、都市公園や公共施設の緑地、市民緑地や民間施設の緑化空間等を含む「施設緑地」、法による地域指定を受けている緑、協定や条例等によって保全等が定められている緑である「地域制緑地等」です。



※ 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課 監修「新編 緑の基本計画ハンドブック」をもとに作成

4. 本計画の期間

本計画の期間は 2019 年度から 2028 年度までの 10 年間とします。

【計画期間】 2019年度～2028年度…10年間

第 2 章 金沢市の緑を取り巻く現況と課題

第2章 金沢市の緑を取り巻く現況と課題

1. 社会情勢の動向

1) 人口減少及び少子高齢化の進行と集約都市の形成

全国的に、人口減少や少子高齢化の進行が予測される中、人口減少社会を見据えた段階的な都市構造の再構築等の必要性が高まっています。平成26（2014）年8月の都市再生特別措置法の改正を受け、本市では、平成29（2017）年3月に「金沢市集約都市形成計画」を策定し、成熟都市の実現を目指す方針を示しました。

これに基づいて、緑が有する多面的な機能を積極的に活用し、緑とオープンスペースに対する市民の様々なニーズに応える仕組みや体制づくりが求められています。

2) 環境問題や自然災害に対する安全安心なまちづくり意識の高まり

地球規模での気候変動や異常気象、自然環境問題が深刻化しています。

わが国では、平成28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」が策定され、緑の保全や水と緑のネットワーク形成の重要性が示されました。また、激甚化する豪雨災害が頻発している状況を受け、同年5月に「国土強靭化アクションプラン2016」が策定され、防災・減災機能等の自然生態系が有する多様な機能を“グリーンインフラ”として積極的に用いるなど、地域が有する自然や地形など地域資源を有効に活用し、地域の豊かさを維持・向上させるよう、両者を十分連携させることが望まれるとの方針が示されました。

森林や耕作地、公園緑地等の緑は、二酸化炭素の吸収や気温の低減、大気や水質の浄化作用等の環境保全機能のほか、防風や防雪、土砂流出の抑止、雨水浸透や遊水池機能による洪水調節等の防災・減災機能を有しています。これら自然や緑が持つグリーンインフラとしての機能を積極的に活用し、地球環境に優しく、まちの安全安心を持続的に確保する視点が、より重視されてきています。

3) 公共インフラの老朽化の進行

わが国では、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラの多くが、改修や更新の時期を迎えていました。国土交通省では、平成25（2013）年を社会資本メンテナンス元年と位置づけ、同年11月には「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

公園緑地においても、今後、既存施設の改修や更新に係る費用の増加、繁茂しすぎた植栽や寿命を迎える植栽の更新等が見込まれており、計画的かつ持続可能な施設管理が求められています。

4) 価値観の多様化やライフスタイルのさらなる変化

近年、ワークライフバランスや多様で柔軟な働き方の導入などの働き方改革により、市民のライフスタイルや価値観の多様化も進んでいます。

一方で、これまでの緑地政策では、経済成長や人口増加等を背景に緑の量を増やすことに重点を置いた公園緑地の整備が進められ、一定量の緑が確保されてきました。しかし、画一的な公園施設や厳しい公園利用ルールが今もなお多く存在していることに加え、公園施設の老朽化や樹木の繁茂等に伴い、魅力の低下が顕在化しています。

今後の公園緑地には、これから時代に対応した公共空間としての役割や機能向上、生活の質 (QOL:Quality of Life) を高める魅力ある空間づくりが求められています。

5) I C T・A I 技術の進展

I C T（情報通信技術）の進歩とともに、様々な人やモノがインターネットにつながり、多様なサービスを享受することができるようになりました。さらに、人の活動を支援するA I（人工知能）技術が急速に進展し、普及し始めています。

今後、地方自治体においても、これらの技術を活用した公共施設の品質管理や維持管理、利便性や安全性の向上が期待されています。

6) 持続可能な開発目標（S D G s）の達成にむけた取組

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年にもむけた持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）として、地球温暖化対策や自然環境の保全、住み続けられるまちづくり、パートナーシップの推進などの17の目標が設定されました。この2030アジェンダでは、持続可能な社会の実現を目指し、国や自治体、事業者等の各種計画の策定や改定においてもS D G s精神を反映し、進捗を管理する制度や手法の確立、多様な主体の連携による目標達成などが期待されています。

7) 多様な主体の連携による総合的なまちづくりの必要性

新たな時代にむけたまちづくりを進めるためには、従来型の取組だけでは不十分です。

新しい公共のかたちを模索し、多様な主体（市民、事業者、関係団体、N P O 法人、大学、周辺自治体等）との連携を推進していかなければなりません。

そのためには、これまで行政が運営・管理してきた既存の公共空間に、市民の知恵や活力を積極的に取り入れ、限られた資源を賢く使うという総合的なまちづくりの視点が不可欠です。

2. 緑を取り巻く法制度や仕組みの改正等

1) 生物多様性の保全

平成 22 (2010) 年 10 月に名古屋市で開催された「生物多様性条約締約国会議 (COP 10)」で合意された愛知ターゲットや、平成 24 (2012) 年 9 月に策定された国の「生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現にむけたロードマップ～」には、生物多様性の保全及び持続可能な利用、自然共生社会の実現にむけた具体的な戦略が示されています。

2) 緑とオープンスペース政策の転換

平成 28 (2016) 年 5 月には国土交通省が「『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書」を公表し、これからは“社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべき”との方針を示しました。さらに、新たなステージで重視すべき観点として、「①ストック効果をより高める」、「②民との連携を加速する」、「③都市公園を一層柔軟に使いこなす」ことが示されています。

3) 都市農業の振興

平成 28 (2016) 年 5 月、都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」が策定され、「都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針」、「都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」が示されています。

4) 都市緑地法等の一部改正

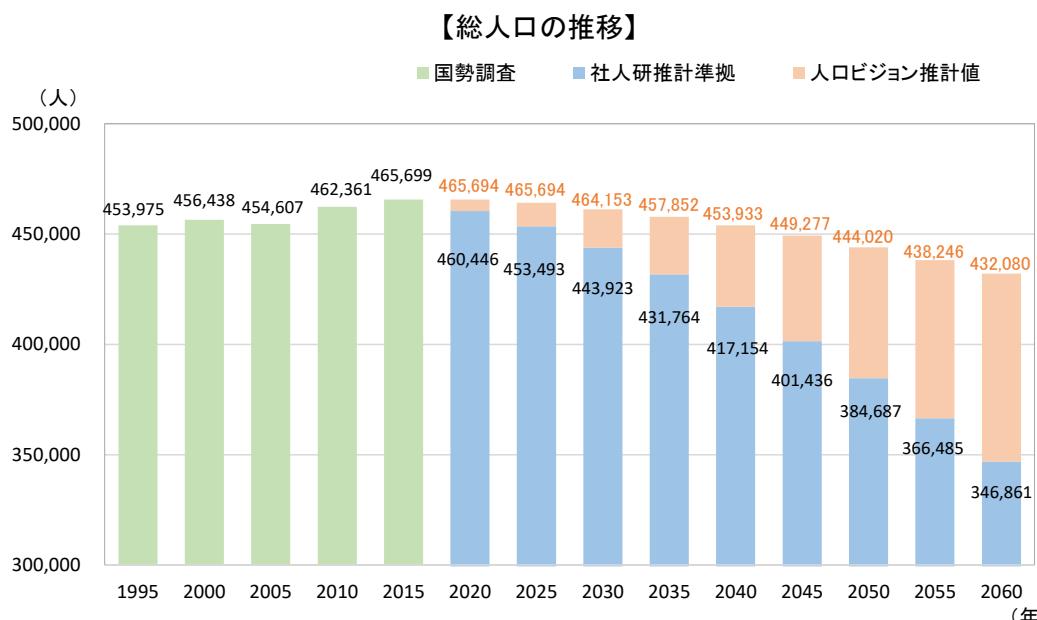
平成 29 (2017) 年 6 月、都市緑地法等の一部改正が行われ、「都市公園の再生・活性化」、「緑地・広場の創出」、「都市農地の保全・活用」に関する法整備が行われた結果、都市公園の管理方針とともに、「緑地」の定義に農地が含まれることが明確化され、市区町村が策定する「緑の基本計画」には、生産緑地のほか都市農地の保全の方針を記載することとなりました。

3. 金沢市の人口及び土地利用

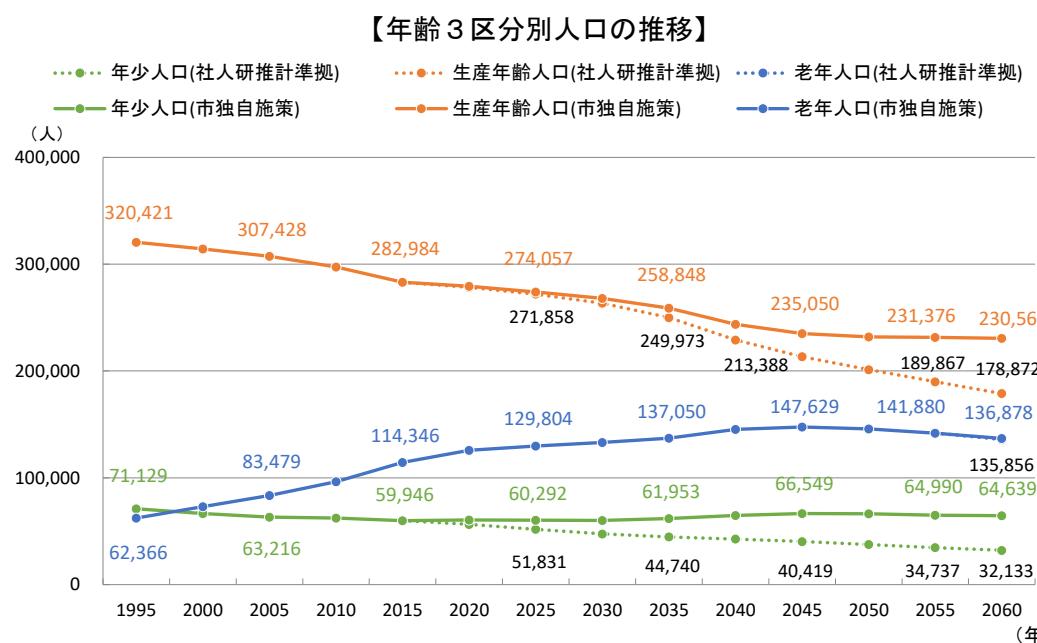
1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

平成27（2015）年の本市の総人口は、約47万人であり、今後、人口減少が進むと予測されています。

平成27（2015）年における年齢3区分別人口は、年少人口が約6万人（13%）、生産年齢人口が約28万人（61%）、老人人口が約11万人（25%）となっており、今後も少子高齢化の進行が予測されています。



出典：国勢調査、金沢市人口ビジョン



出典：国勢調査、金沢市人口ビジョン

※金沢市人口ビジョンでは2020年以降に20歳代の転出抑制及び20歳代世帯の転入増を見込んでいるため、老人人口における社人研推計準拠と市独自施策との差は40年後の2060年に出ることとなる。

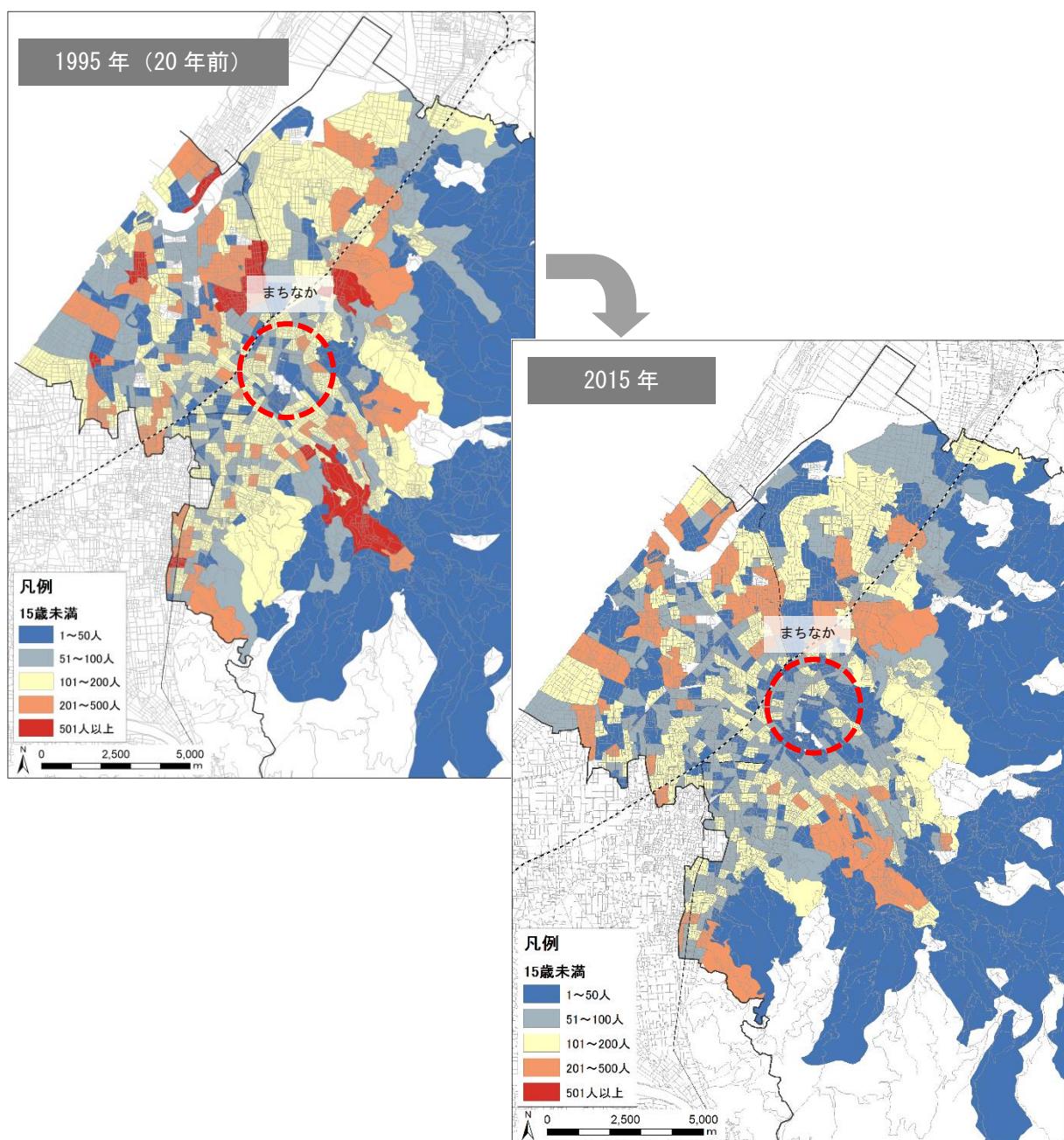
2) 地域別にみた人口分布の変遷

① 少子化の状況

平成 7 (1995) 年と平成 27 (2015) 年を比較すると、市全体として年少人口は、減少しております、少子化が進んでいます。

特に、まちなかにおける年少人口の減少が顕著であり、郊外部においても、100 人以下の地域が増えています。

【地域別人口分布の変遷（年少人口：15 歳未満）】



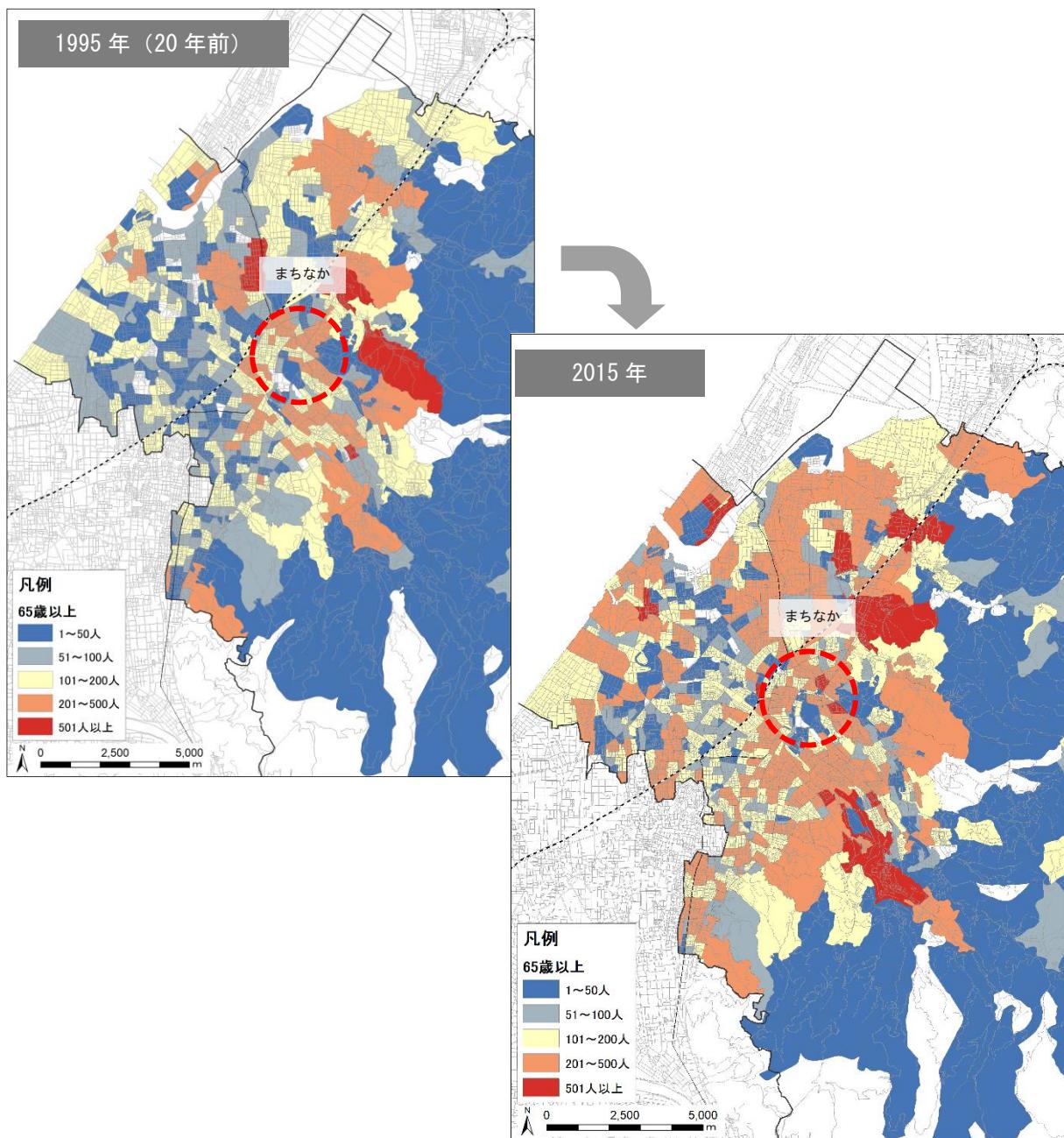
出典：国勢調査

② 高齢化の状況

平成7（1995）年と平成27（2015）年を比較すると、市全体として老人人口は、増加しており、高齢化が進んでいます。

少子化の状況と同様に、まちなかにおける老人人口の増加が顕著であり、郊外部においても、201人以上の地域が増えています。

【地域別人口分布の変遷（老人人口：65歳以上）】



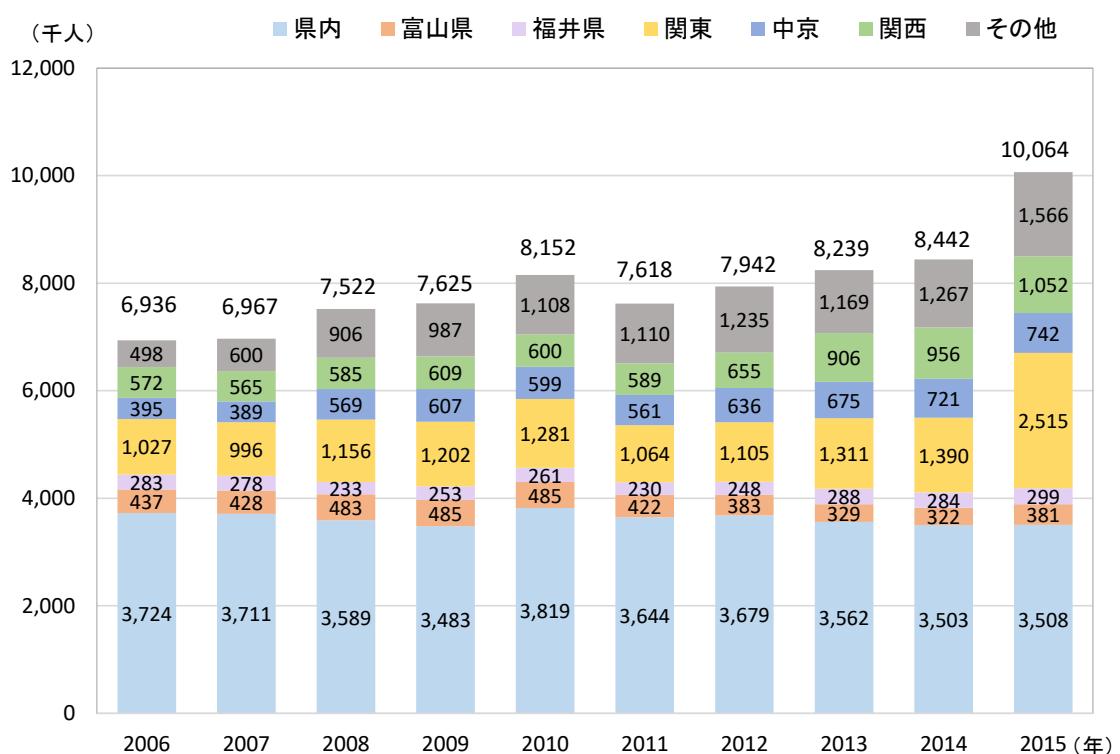
出典：国勢調査

3) 交流人口

本市の観光客数は増加傾向にあり、特に平成 27（2015）年は北陸新幹線開業により、関東圏からの来訪者数が約 2 倍に伸びるなど、急激に増加しています。

今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催（2020 年）や大阪万博（2025 年）、北陸新幹線の敦賀延伸（2022 年度）等により、海外や首都圏、関西圏等からの交流人口のさらなる増加が見込まれます。

【観光客数の推移】



出典：金沢市統計書

4) 開発動向

金沢駅周辺や都心軸沿いでは、交流人口の増加予測等に伴い宿泊施設の建設が急激に進行しており、平成25（2013）～平成29（2017）年度の5年間で新たに18軒のホテルが開業しています。

【多くのホテルの建設が進む南町界隈】



特に、観光客等の来訪者の増加を見据え、武蔵-香林坊間において、オフィス中心から宿泊施設中心へのエリア転換が進んでいるほか、近江町市場の再開発や日本銀行金沢支店の移転、東京国立近代美術館工芸館の移転等が控えており、今後も都心機能が大きく変化すると予想されます。

郊外部においては、金沢外環状道路（海側幹線）の延伸整備、金沢港の海の玄関口としての来訪者受入れ機能や物流機能の強化にむけた整備等が予定されています。

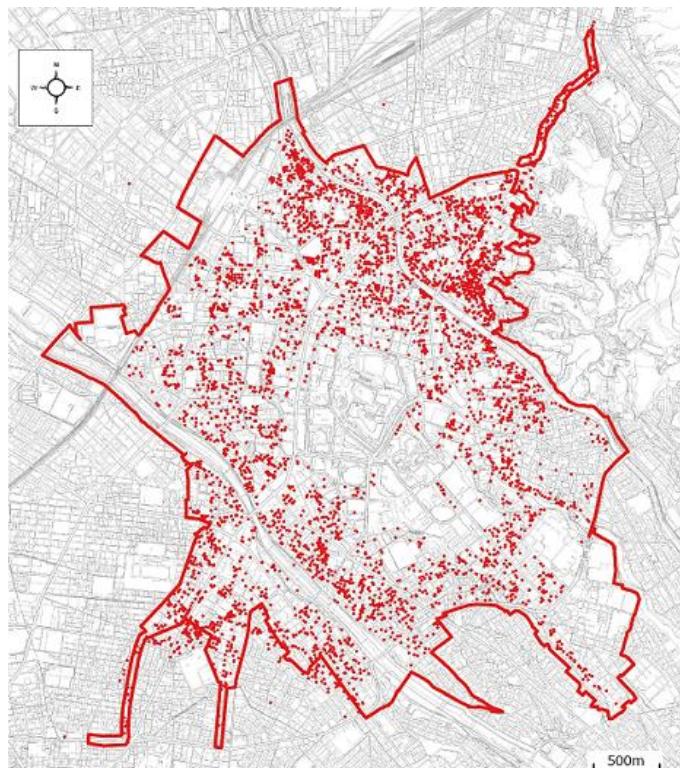
5) 金澤町家の保全

市が実施した外観からみた調査によると、平成29（2017）年現在、昭和25（1950）年以前に伝統構法を用いて建築された「金澤町家」は、約6,000棟残存しており、その多くは、まちなか区域に集積しています。

しかし、年間約100棟が取り壊されており、それに伴い町家に付随した庭の緑も消失しています。

一方で、市独自の「金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例」の制定等により、町家の新たな有効活用、庭の保全や修復がなされるなど、魅力が向上している事例も見られます。

【金澤町家の分布状況（まちなか区域）】



出典：金沢市歴史都市推進課資料

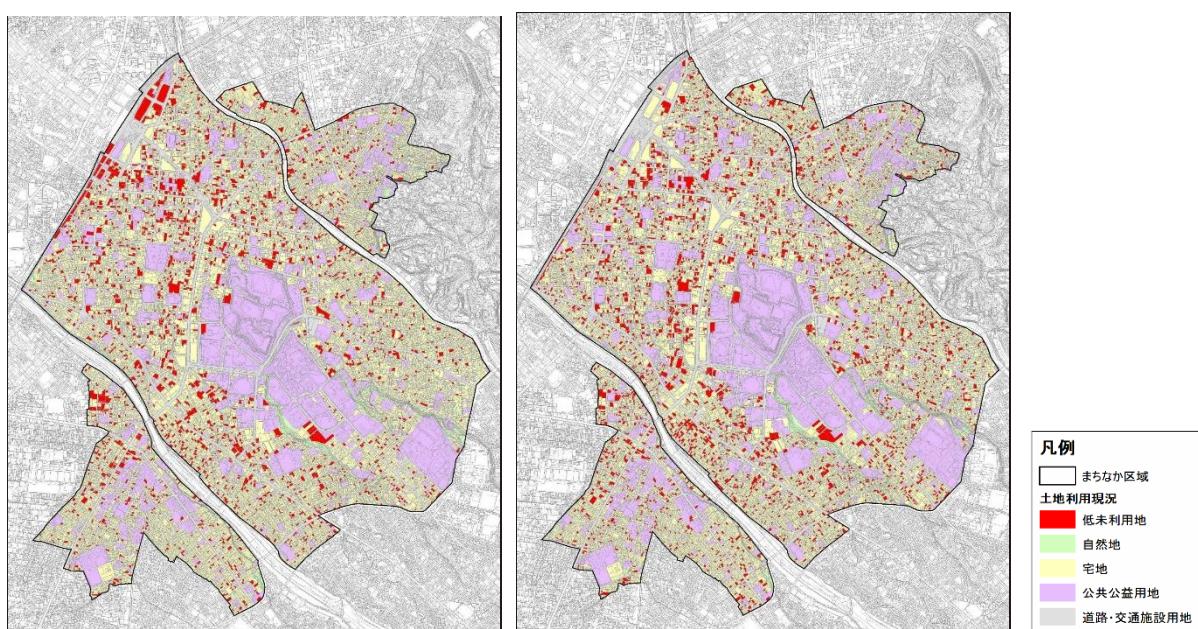
6) まちなか区域の低未利用地

まちなか区域の低未利用地（平面駐車場、工事中の土地、未利用地など）の面積は、平成 27（2015）年では、78.7ha となっており、平成 18（2006）年の 71.1ha と比較すると、約 11% 増加しています。

金沢駅周辺では、大規模な低未利用地が減少している一方、住宅地においては、小規模な低未利用地が増加しています。

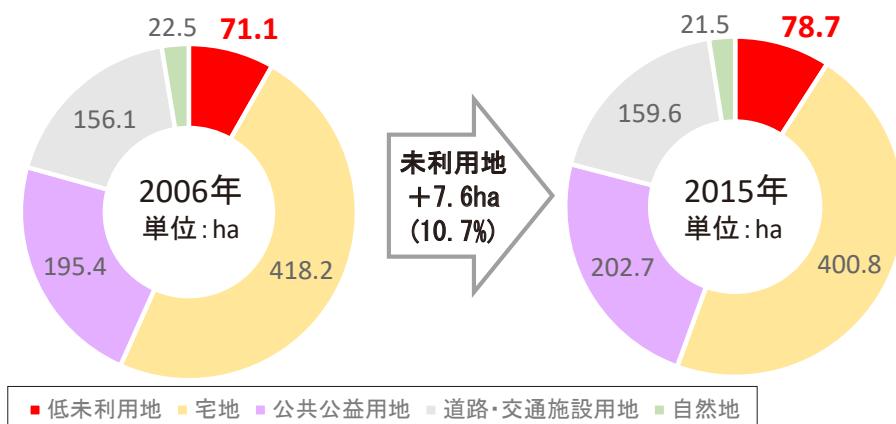
特に、北陸新幹線開業後の来訪者の増大に伴い、都心軸の後背地における平面駐車場の増加が顕著になっています。

【まちなか区域の低未利用地の分布（左：2006年、右：2015年）】



出典：金沢市都市計画基礎調査

【まちなか区域の土地利用面積（左：2006年、右：2015年）】

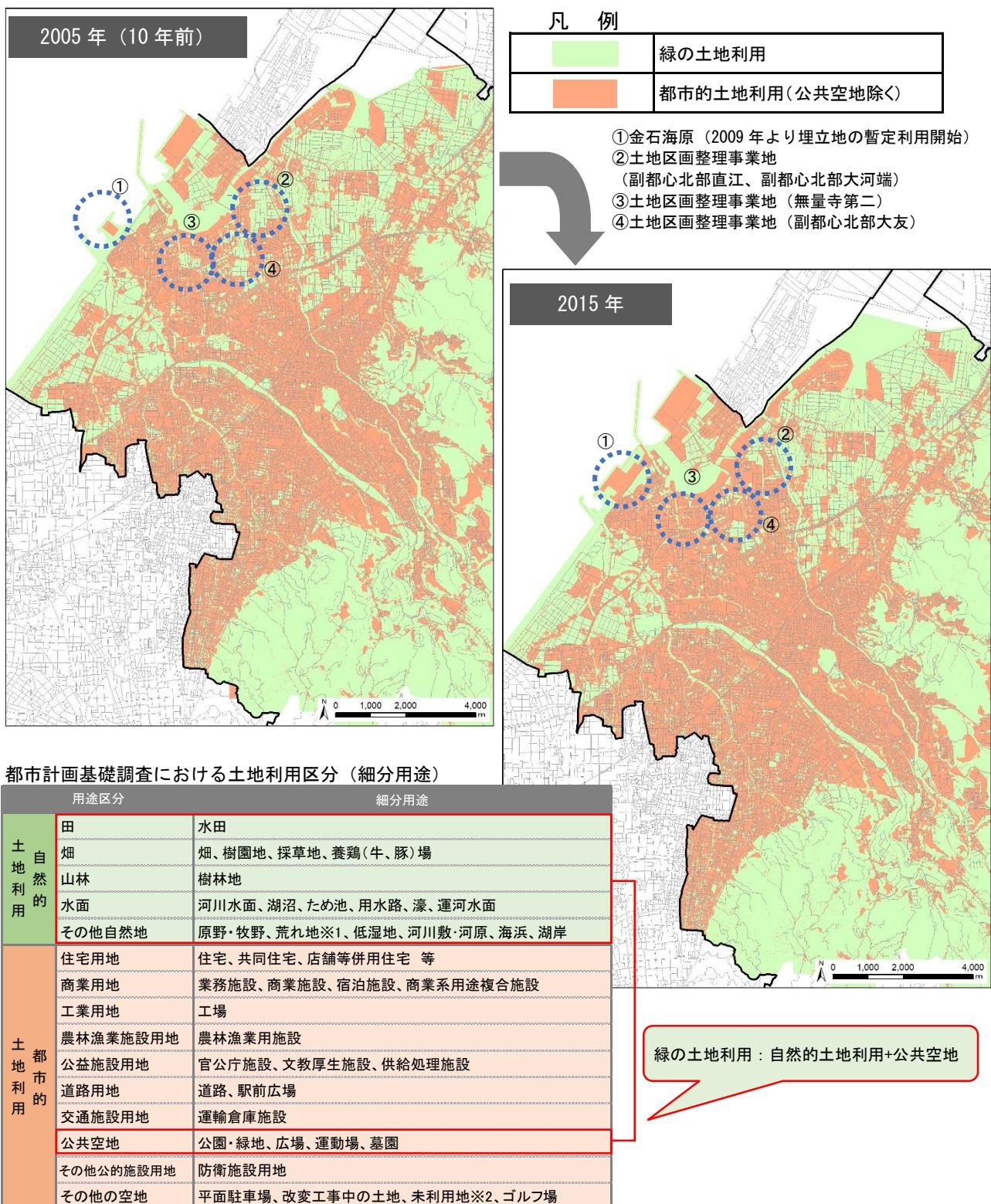


出典：金沢市都市計画基礎調査

7) 緑の土地利用

平成17（2005）年と平成27（2015）年の土地利用状況を比較すると、金沢外環状道路（海側幹線）周辺を中心に市街化等が進み、農地をはじめとした緑の土地利用が減少しています。

【緑の土地利用の変化】



※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

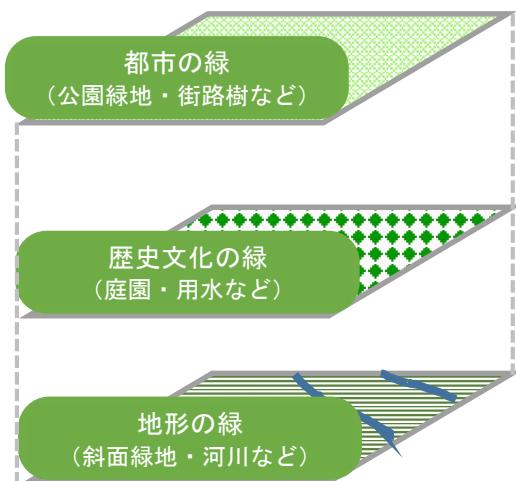
出典：金沢市都市計画基礎調査を基に作成

4. 緑のまちづくりの現状

本市の緑の大きな特徴は、山から海、河北潟、犀川・浅野川、斜面緑地をはじめとした「地形が生み出した緑」を基盤とし、これまで先人たちから受け継いできた「歴史文化を反映した緑」公園緑地や街路樹等の「都市の緑」が良好な関係性を保つつ、重層性をなしている点にあります。

本市の緑の基盤となる「地形が生み出した緑」は、多様な動植物の生息・生育環境となりつつ、山々や台地、斜面緑地等を縁取る緑や河川の流れが地域特有の魅力や風情を醸し出し、本市の緑の骨格を形成しています。

そして、「地形が生み出した緑」を背景に、時代の人々の生活や生業の変化の中で根付いた庭園や用水等の「歴史文化を反映した緑」を受け継ぎ、「地形」と「歴史文化」の積み重ねの上に、それらの緑を補完し、現代の市民の豊かな暮らしを支える「都市の緑」が重なり、良好な重層性ある緑を各種施策の確実な展開により、育んできました。



金沢城公園辰巳櫓跡からみた重層性ある緑

1) 緑の保全・活用

(1) 特徴的な地形の緑の保全

本市の地形は、奈良岳や医王山等の山地から、卯辰山や小立野台地、寺町台地の丘陵地、犀川や浅野川等の河川、日本海、河北潟とそこに広がる金沢平野によって構成されています。

緑豊かな金沢の骨格を成している緑は、地区や区域等の指定と指定制度の適切な運用、技術的、財政的支援等により、保全されています。

特に、金沢の特徴的な緑である斜面緑地については、約 843ha を保全区域に指定し、高木緑化や巨木適正管理、保全活動に係る助成に取り組んでいますが、所有者が管理できない土地が多く見られます。また、農林地においても高齢化により管理が行き届かない場所も見られます。



【斜面緑地保全に対する助成内容】

項目	助成内容
高木緑化	補助率 70%、上限 30 万円
巨木適正管理	補助率 70%、上限 20 万円
保全活動費（団体補助）	年間 10 万円



斜面緑地（小立野台地）

(2) 歴史文化を反映した緑の保全

本市は、金沢城公園や兼六園をはじめ、地域に親しまれてきた大木やまちの移り変わりを見つめてきた樹木など、先人たちから受け継いできた歴史文化を反映している緑を有しています。

これらの緑は、適切な維持管理をはじめ、復元整備や本多町歴史文化ゾーンの面整備、保存樹や景観樹の指定等により、その魅力や価値を保全してきました。

しかしながら、近年では、所有者の世代交代に伴い、維持管理に関わる近隣トラブル等を背景として保存樹の指定解除を求める声が上がるなど、保全にむけた課題も生じています。

【保存樹及び景観樹等の指定状況】

指 定	数 量
保存樹（保存樹林）	132 本（56 箇所）
景観樹（景観樹林）	13 本（1 箇所）



保存樹（神明宮のケヤキ）

2) 緑の創出

(1) 公園緑地の整備

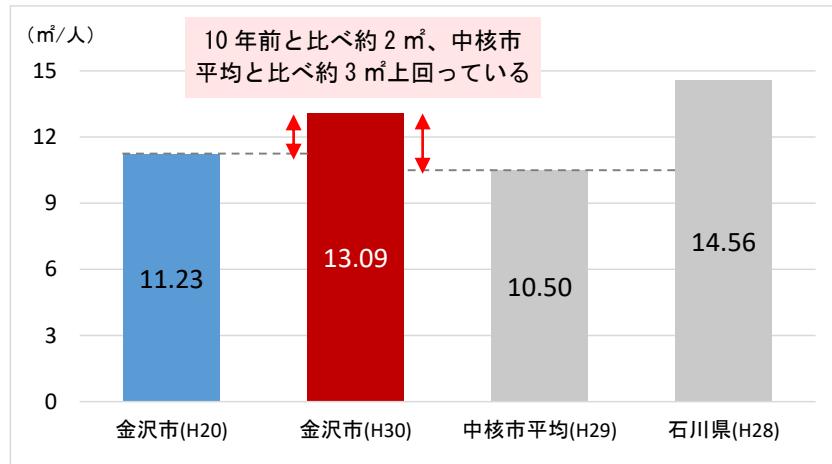
本市の公園緑地は、土地区画整理事業による市街化の進展等に伴い、平成30（2018）年時点では42箇所、623.0haが整備されており、10年前に比べ、箇所数は89箇所、面積は約70ha増加しています。

一人当たりの都市公園面積は10年前に比べ約2m²増加し、全国の中核市平均より約3m²上回っており、整備水準は高い状況にあります。

【公園緑地の箇所数と面積】

区分	箇所			面積 (ha)			備考
	H20	H30	差	H20	H30	差	
都市公園	街区公園	409	454	45	96.1	104.7	8.6
	近隣公園	19	22	3	27.3	32.5	5.2
	地区公園	2	2	0	6.3	6.3	0
	総合公園	4	5	1	151.4	208.7	57.3
	運動公園	3	3	0	66.8	72.0	5.2
	広域公園	1	1	0	47.1	47.1	0
	特殊公園	6	6	0	52.4	52.8	0.4
	緑地	78	82	4	55.4	62.1	6.7
	緑道	4	6	2	7.3	7.4	0.1
	広場公園	5	5	0	0.4	0.4	0
小計		531	586	55	510.5	594.0	83.5
小公園等		181	212	31	4.6	5.2	0.6
未告示公園		41	44	3	38.2	23.8	-14.4
合計		753	842	89	553.3	623.0	69.7

【一人当たりの都市公園面積の比較】



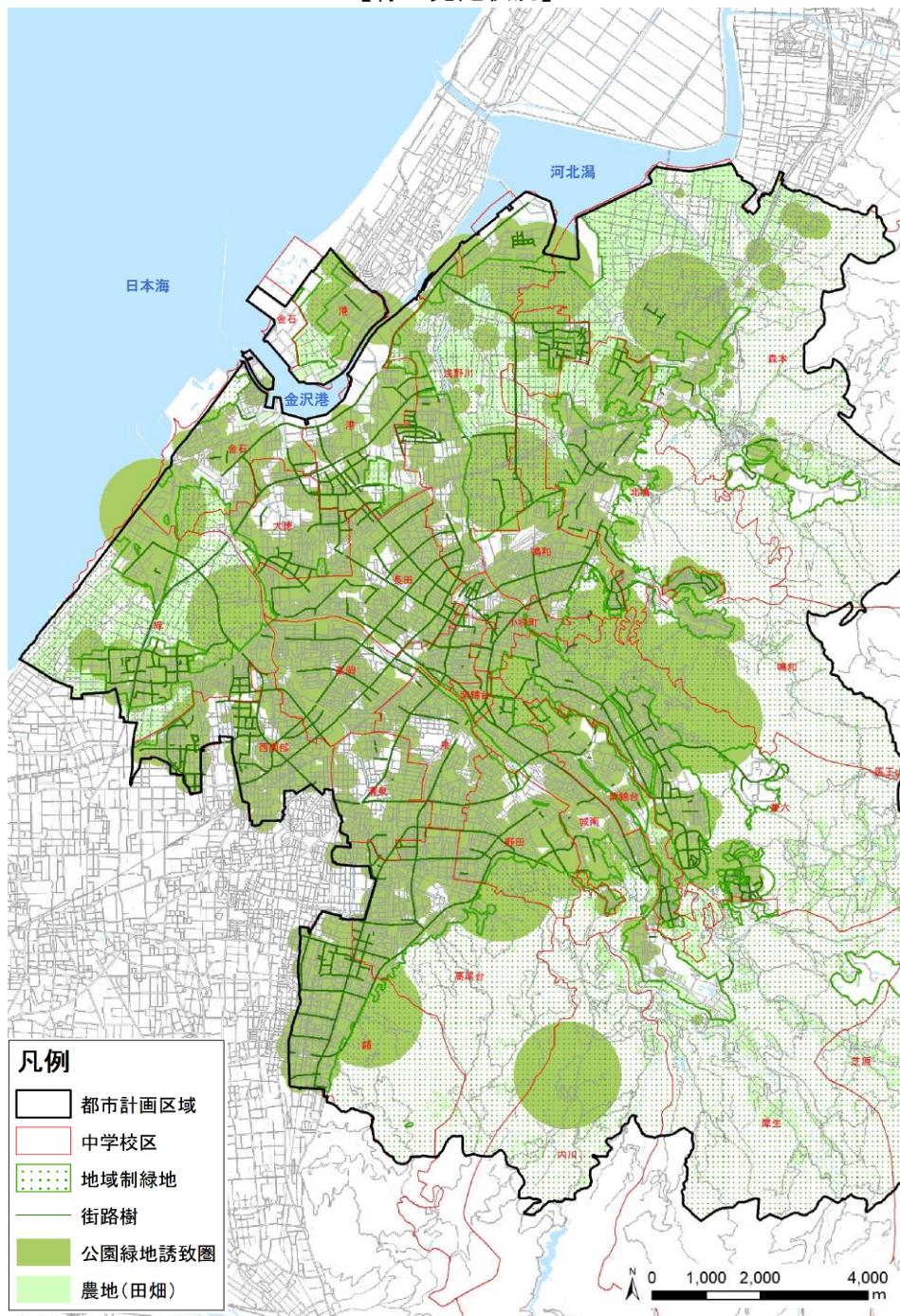
出典：中核市市長会・都市要覧、石川県都市公園等整備状況調査

※出典によって公表値の最新年が異なるため、掲載しているデータの時点に差が生じています。

(2) 緑の充足状況

地域制緑地の分布、公園緑地の誘致圏域を踏ました都市計画区域内の緑の充足状況は、9割を超えており、概ね充足しています。なお、藩政期からの都市構造が残るまちなか区域やミニ宅地開発が集中的に進んだ郊外の一部では、身近に公園が存在しない地区が存在します。

【緑の充足状況】



【誘致圏域】

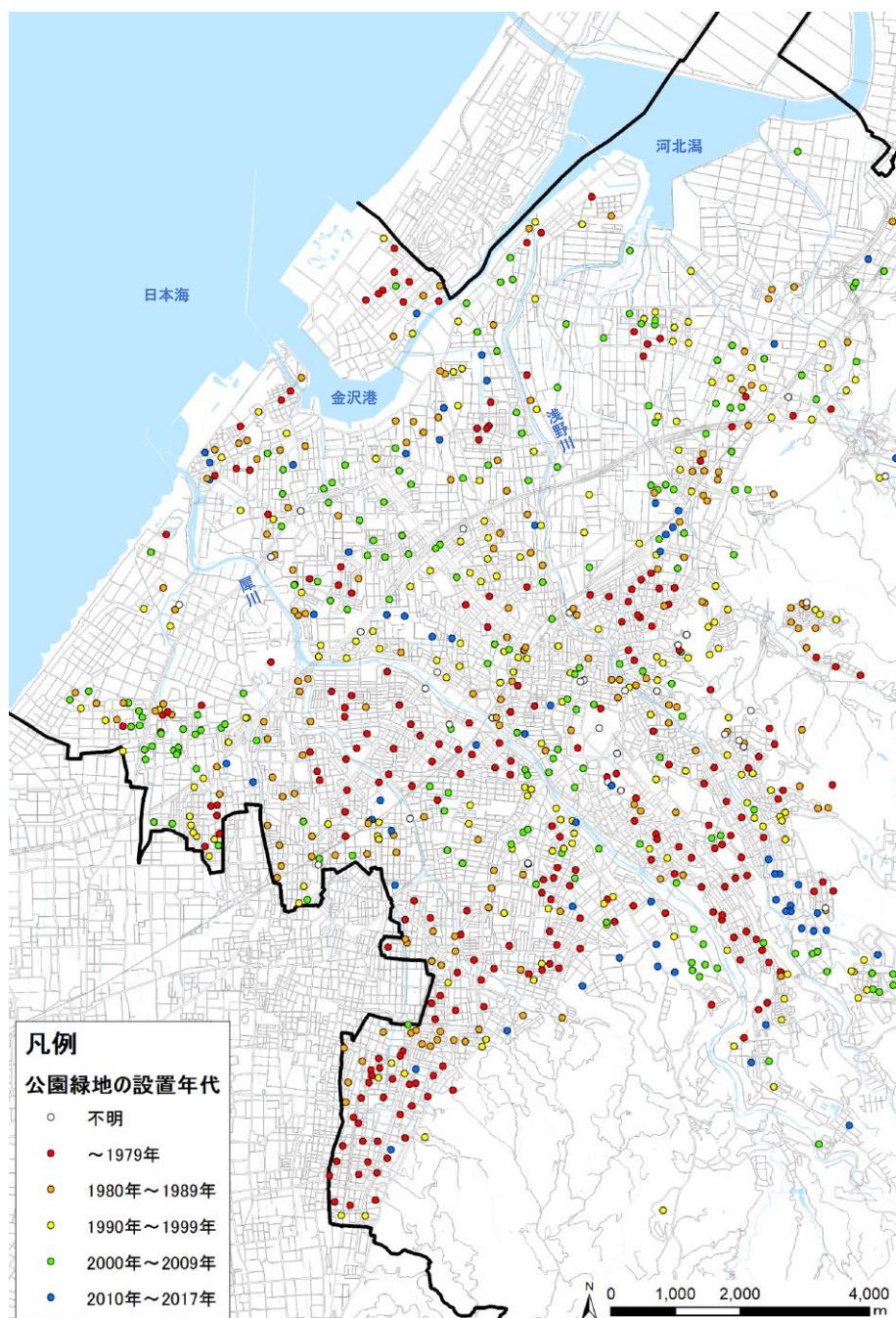
小規模公園・緑道など：100m、街区公園：250m、近隣公園 500m、
地区公園・都市基幹公園など：1km として設定

(3) 公園緑地の設置からの経過年数と維持管理

平成 29 (2017) 年度現在、金属製の施設の更新目安となる設置から 30 年以上経過した公園緑地が全体の約半数を占めており、遊戯施設や休養施設の老朽化が進んでいます。

地域別にみると、犀川以南では設置からの経過年数が長い公園緑地が多く存在します。

【設置年代別にみた公園緑地の分布図】



※小公園等の都市公園に準じる緑地を含む。

※位置は公園緑地の概ね中心を示している。

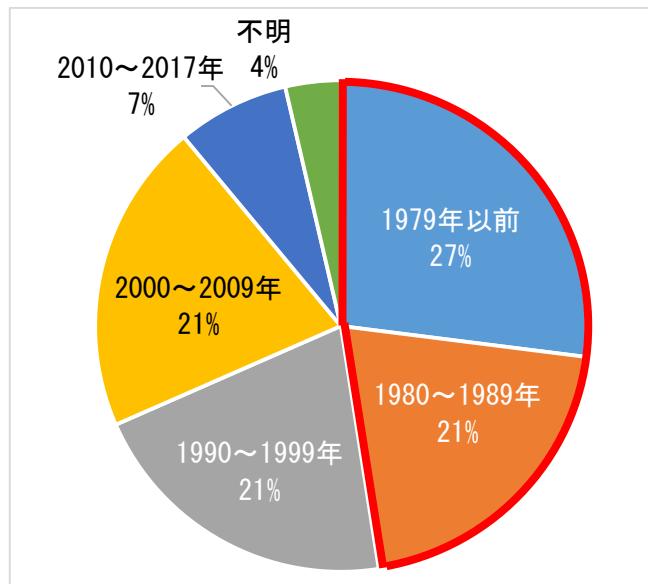
※買収や譲与により設置年が正確に把握できない公園は市に帰属した年を設置年としている。

第2章 金沢市の緑を取り巻く現況と課題

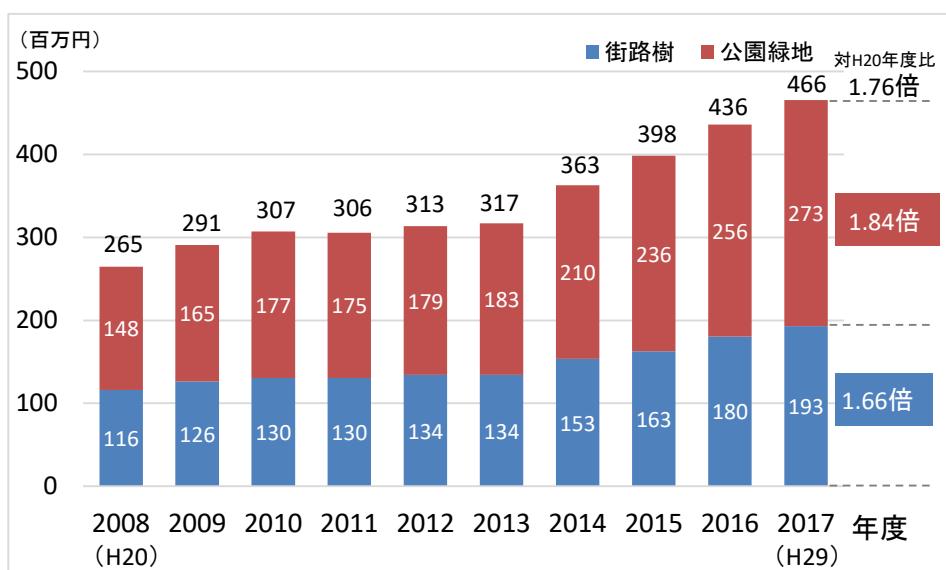
本市では、日頃より地域の公園愛護団体等と連携しながら、適切な維持管理に取り組んでいますが、一部、管理が十分に行き届いていない公園緑地が見られます。

また、年間維持管理費は、公園緑地のみならず街路樹も年々増加傾向にあり、現状では平成20（2008）年度と比較すると1.76倍になっています。

【設置年別の公園緑地の割合】



【公園緑地・街路樹の年間維持管理費の推移】



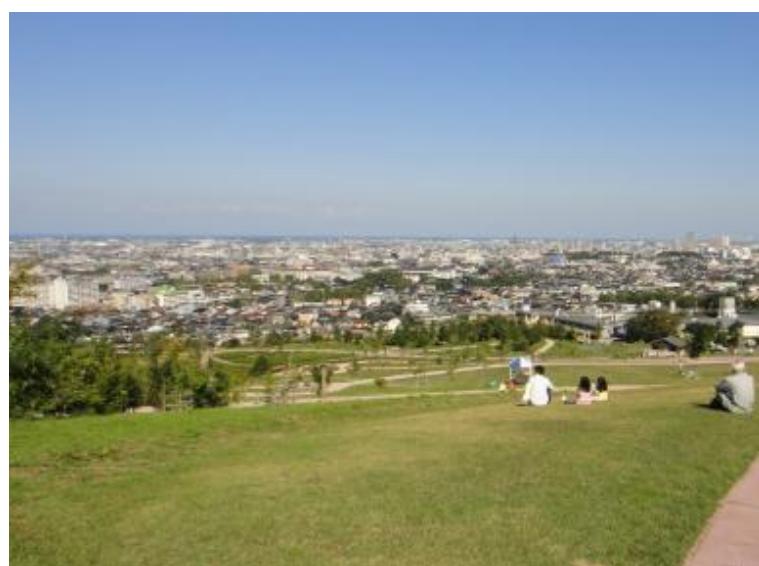
※四捨五入の関係により、内訳の和と合計値が合わない年度がある。

3) 緑のネットワーク

(1) 大規模拠点の整備

大規模な総合公園としては、平成 23 (2011) 年に大乗寺丘陵公園が全面開園したほか、卯辰山公園では、「卯辰山公園開園 100 年魅力向上計画」に基づいた「四百年の森」の拡張や「眺望の丘」の整備など、ネットワークの拠点としての機能強化が進んでいます。

【大乗寺丘陵公園（芝生の丘）】



【卯辰山公園「四百年の森」拡張整備後の完成イメージ】



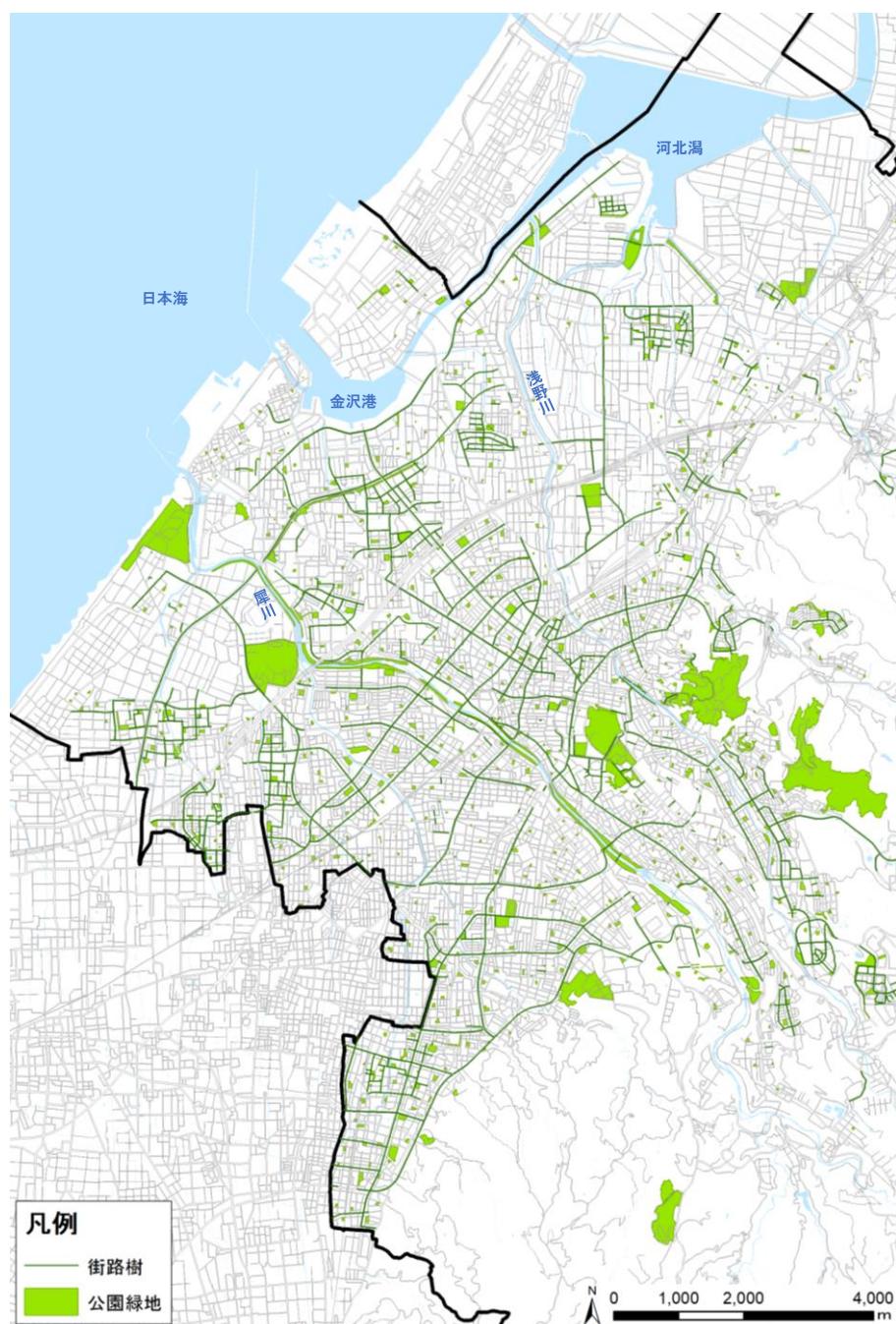
（2）街路樹の整備

市が管理する街路樹としては、幹線道路を中心として総延長約 256km（図上計測値）が整備されており、高木 28,420 本、低木 453,000 本が植栽されています。

しかし、植栽から長年経過し、巨木化した街路樹による歩道部の根上り現象をはじめ、樹勢に衰えがある樹木や街路樹の連續性が途切れている区間が存在しています。

海側の平野部では、西部緑道の延伸など、市内を流下する犀川や浅野川、台地、丘陵地をつなぐ水と緑のネットワークの形成が進んでいます。

【市内の公園緑地と街路樹の整備状況】



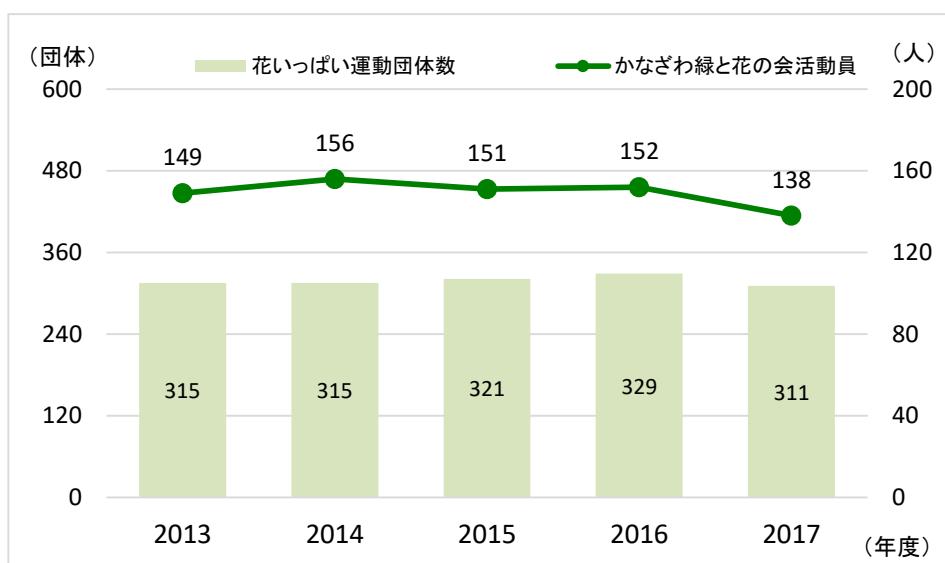
4) 緑化活動の推進

(1) 緑を守り育てる担い手

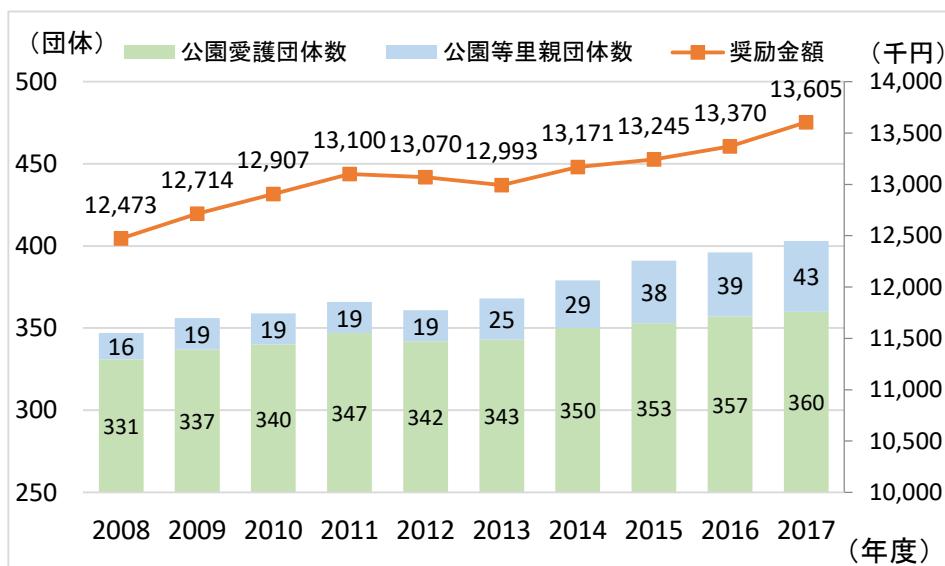
平成 29 (2017) 年度現在、緑化推進団体「緑を育て金沢を美しくする会（通称：緑美会）」が市内各地域で花いっぱい運動に取り組んでいる団体数は311団体あります。また、市民緑化ボランティア団体「かなざわ緑と花の会」は、7グループで構成され、活動員数は138名が在籍し、ともに近年は、ほぼ横ばいの傾向にあります。

公園緑地を守り育てる公園愛護団体や公園等里親団体の団体数は、年々増加傾向にあり、それに伴い、維持管理を促進するための管理奨励金も増加しています。

【花いっぱい運動団体数及びかなざわ緑と花の会活動員数の推移】



【公園愛護団体・公園等里親団体数と管理奨励金の推移】



※管理奨励金額は、自主愛護型と自主愛護・市管理併用型の差異や管理面積の規模に応じて決定するため、登録団体数と金額の増減幅は必ずしも同程度になるとは限らない。

(2) 緑化イベント

「緑を育て金沢を美しくする会」主催の緑化イベントは、年間約50回開催されており、花や緑の植え付けや育成方法、楽しみ方等を積極的に情報発信し、緑化活動の普及に取り組んでいます。

毎年、秋に開催されている緑花フェスティバルは、約1万人の来訪者がありますが、イベント企画内容の定型化や参加者の固定化が見られます。

緑の相談広場（緑と花の市民講座）は、市民の緑化意識の高揚を図るため、金沢市役所等を会場として、「(公財)金沢まちづくり財団」や「石川花の会」、「北陸園芸商組合」と連携し、季節に応じた花や樹木の育て方等の講座が開催されています。

花と緑の出前講座は、市内各地域の緑のまちづくりの普及促進のために、地域の公民館を会場として、プランターを使った花の育成講座が開催されています。

【主なイベントの概要】

イベント名	開催時期	来訪・参加者数	備考
緑花フェスティバル	10月第3土曜日・日曜日	約10,000人	平成29年度
緑の相談広場	4~7、9~11、3月の第2土曜日	761人	平成29年度 計8回開催
花と緑の出前講座	通年（公民館の要望に応じて開催）	441人	平成29年度 計16回開催

【緑花フェスティバル】



【緑の相談広場】



【花と緑の出前講座】

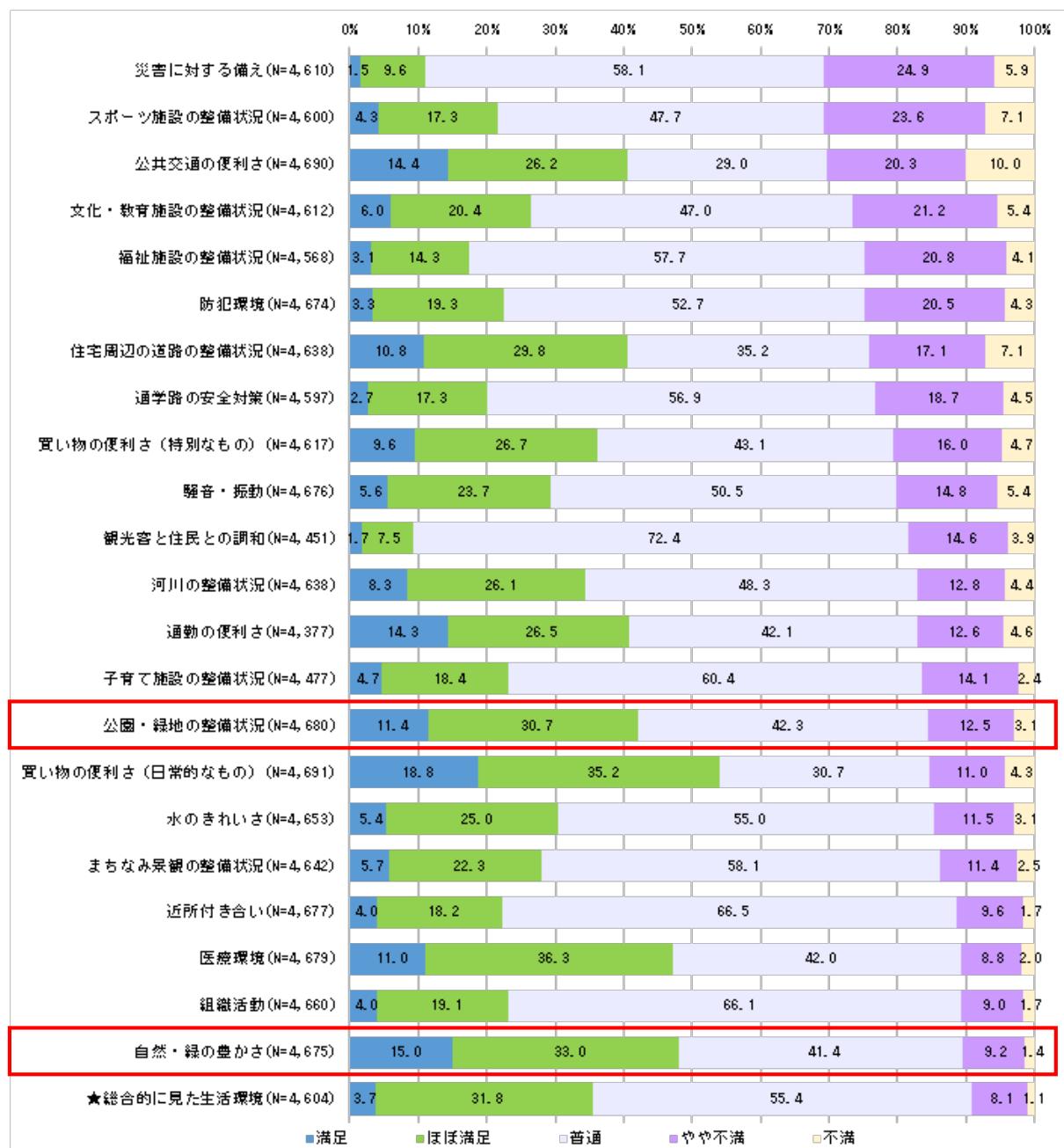


5. 市民意識（アンケート調査等）

1) 緑に対する満足度

「公園・緑地の整備状況」や「自然・緑の豊かさ」の満足度をみると、「満足」と「ほぼ満足」を合わせた割合は4割以上（公園・緑地：42.1%、自然・緑の豊かさ：48.0%）となっており、他の生活環境に対する満足度よりも比較的高い状況となっています。

【住まい周辺の生活環境に対する満足度（市全体）】



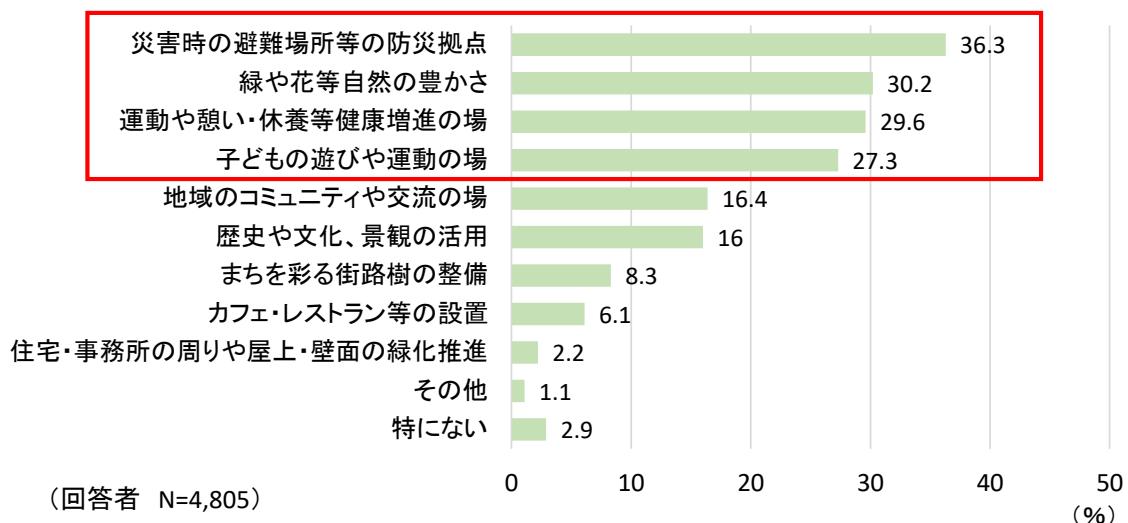
出典：平成 29 年度金沢市都市計画マスタープランアンケート調査結果

2) 市民が公園緑地に求めている役割と機能

公園緑地が担うべき役割としては、近年の大規模な自然災害の発生状況もあり、「災害時の避難場所等の防災拠点」が4割弱と最も高く、次いで「緑や花等自然の豊かさ」「運動や憩い・休養等健康増進の場」「子どもの遊びや運動の場」となっています。

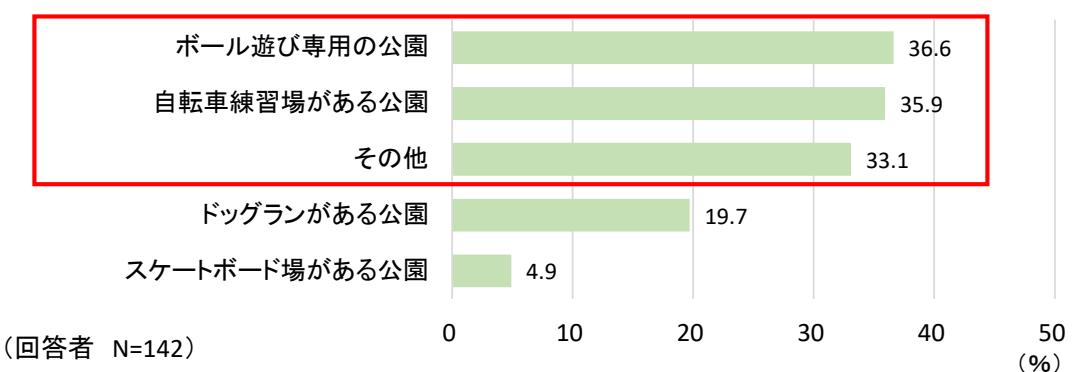
また、どのような機能がある公園がよいかの問い合わせに対しては、「ボール遊び専用の公園」や「自転車練習場がある公園」が4割弱、「その他」も3割以上と様々な機能提案があり、公園緑地に対するニーズの多様化がうかがえます。

【金沢市をもっとよくするために公園緑地が担うべき役割（2つ以内選択）】



出典：平成29年度都市計画マスタープランアンケート調査結果

【Q. どのような機能がある公園がよいか】



＜その他（自由回答）の主な意見＞

- 休憩スペース（日陰）がある公園（回答数：12）
ベンチと日陰が多くある公園/ゆっくりできる日陰のある所/散歩の途中で休める公園 など
- 健康づくりやスポーツを楽しめる公園（回答数：7）
グラウンドゴルフ/健康遊具/ウォーキング専用コースがある など
- 子どもが楽しめる公園（回答数：5）
砂場や水遊びの出来るお子様スペース/遊具がたくさんある公園/小さい子供専用遊び場 など
- 飲食スペースや音楽など、賑わいのある公園（回答数：4）
自然と人が集まって長居できるレストランやカフェ等が敷地内にあると良い/音楽等のステージ など

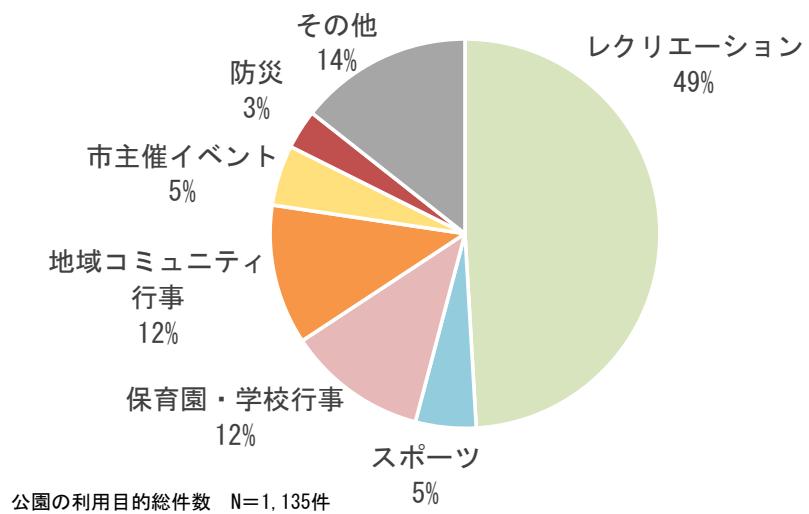
出典：平成27年金沢市eモニター・アンケート調査結果

3) 公園の利用目的（公園内行為申請のあった団体利用）

平成 29（2017）年度における公園の利用目的は、「レクリエーション」が約 50%と最も多く、具体的には「グラウンドゴルフ」や「遠足」、「バーベキュー」等となっています。

詳細な利用目的は概ね 22 項目に分類され、公園の幅広い利用があることがうかがえます。

【公園の利用目的（2017 年）】



	詳細な利用目的	申請数	目的	件数
1	グラウンドゴルフ	227	レクリエーション	557
2	遠足	212		
3	バーベキュー	84		
4	レクリエーション（グループ利用）	15		
5	飲食・休憩	16		
6	音楽	3		
7	少年サッカー	11	スポーツ	57
8	ソフトボール・少年野球	33		
9	その他スポーツ関連	13		
10	保育園行事（運動会・園外保育）	117	保育園・学校行事	132
11	学校行事（遠足以外：課外授業・マラソン等）	15		
12	町会行事（祭り・盆踊り・左義長等）	84	地域コミュニティ行事	132
13	地区・町会・公民館行事	48		
14	金沢市関係（イベント等）	32	市主催イベント	57
15	商店街活性化（イベント等）	25		
16	防災訓練	37	防災	37
17	駐車（大乗寺丘陵公園・金沢南総合運動公園）	61	その他	163
18	清掃活動（企業・ボランティア団体等）	34		
19	撮影・報道	29		
20	会議・学習会（こなん水辺公園等）	19		
21	調査（騒音・地質等）	14		
22	その他	6		
	計	1,135		1,135

出典：「平成 29 年度 公園内行為申請※件数」をもとに作成

※公園内行為申請：主に団体の公園利用に係る申請

6. これからのまちづくりに求められる緑の機能

わが国では、今後の人口減少や少子高齢化等のさらなる進行、地球規模での温暖化、大規模な自然災害の発生など、社会情勢や環境の変化に対応した安全安心な社会づくりが急務となっています。一方、本市では、国内外からの来訪者の大幅な増加に伴う都市環境の変化をはじめ、地域コミュニティの希薄化、農林地の保全を含めた中山間地のあり方など、地域で様々な課題が顕在化しています。

これら多岐にわたる課題解決にむけて、グリーンインフラには、地域が主体となって「環境面」「社会面」「経済面」の向上に寄与する緑の多面的な機能を効果的に組み合わせ、将来を見据えたまちづくりにおいて新たな価値を生むことが期待されています。

1) 環境保全機能 【環境面】

緑は、二酸化炭素の吸収や大気の浄化等の作用を有しているほか、生物の貴重な生息・生育空間として生物多様性を支えています。また、夏季には、屋外で心地よく過ごすことができるクールスポットの創出や防音、防風など、都市環境の負荷調節機能もあり、市民の快適な生活環境を支えています。



防音・防風機能を備えた緑道
(西部緑道)

2) 防災・減災機能 【社会面】

河岸段丘の斜面や丘陵地の緑、保安林等の緑は、土砂流出防止や水源かん養による洪水調節等の機能を有しています。また、公園緑地や街路樹、保存樹林等のまとまった緑やオープンスペースは、火災時の延焼防止帯や災害時の避難場所としても機能を発揮することが期待されるなど、市民の安全安心な暮らしを支える重要な機能を有しています。



広場内の防火樹林帯
(大桑防災拠点広場)

3) 景観形成機能 【社会・経済面】

斜面緑地や河川等の地形の緑、公園緑地や街路樹等の都市の緑は、移ろいゆく季節に応じてまちに彩りを添え、潤いを与えるなど、美しい景観を形成する重要な構成要素となっています。また、地域の歴史文化を反映した緑は、地域のシンボルとして個性ある景観を形成する機能を有しています。



斜面を活かした広大なツツジ園
(大乗寺丘陵公園)

4) 健康促進・福祉増進機能 【社会面】

緑には、心身にやすらぎを与え、ストレスを軽減する効果があります。公園緑地等は、日頃の散歩や運動、子どもの遊びや子育てのほか、市民公共花壇をはじめとした地域の緑と花のまちづくりの場として利用されています。また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層によるレクリエーション活動等を通して、市民の健康づくりの促進や福祉の増進に役立っています。



幅広い年齢層が楽しむりんご収穫
(額谷ふれあい公園)

5) 学習促進・教育支援機能 【環境・社会面】

公園緑地や自然の緑は、レクリエーションを通じたルール遵守の大切さや協調性等の学びのほか、動植物とのふれあいを通じた自然学習や環境教育等の場としての機能を有しています。また、避難場所として指定されている公園では、地域の消防団や防災委員会による防災訓練の実施など、市民の防災教育の場としても有効活用されています。



田植え体験を通じた環境教育
(こなん水辺公園)

6) 経済活性化・賑わい創出機能 【経済面】

美しい緑や利便性が高いオープンスペースは、市民の誇りとなり満足度を高めるだけでなく、広く国内外からの来訪者をもてなし、まちの魅力の向上につながります。また、公園緑地を舞台とした様々なイベント等の開催により、交流人口の増加による地域の振興や活力につながるなど、地域経済の活性化や賑わい創出にも寄与します。



都市公園におけるイベントの開催
(いしかわ四高記念公園)

7) 地域コミュニティ醸成機能 【社会面】

公園愛護団体や公園等里親団体による公園や街路樹等の愛護活動、維持管理活動のほか、「緑を育て金沢を美しくする会」の花いっぱい運動の展開など、地域に密着した緑化活動は、ひととまちを結び、共助意識の向上につながります。また、地域の行事等を通じて地域への愛着が深まるなど、地域コミュニティの醸成にも寄与します。



2018 駅西夏祭りの開催
(駅西中央公園)
写真提供：戸板公民館

7. 緑のまちづくりの現状と課題の整理

社会情勢の動向や市民ニーズ等を踏まえ、前計画の基本施策「緑の保全」「緑の創出」「緑のネットワーク」「緑化活動」の視点から現状を評価し、これからの緑のまちづくりにむけた課題について整理します。



第 3 章 計画の基本理念と施策の展開

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1. 基本理念

豊かな緑の重層都市 金沢

～金沢の「地形」「歴史文化」「都市」が育んできた緑を次の世代に～

本市の緑は、「地形が生み出した緑」を基盤とし、「歴史文化を反映した緑」や公園緑地、街路樹等の「都市の緑」が良好な関係を保ち、重層性をなしています。

近年、少子高齢化の進行と将来的な人口減少が予測される一方、北陸新幹線開業に伴う交流人口の増加など、都市環境が大きく変化しています。社会が成熟期を迎えるにあたり、これからは、緑の質を高め、市民生活の中で、積極的かつ柔軟に活用する視点が求められています。

本計画では、『豊かな緑の重層都市 金沢 ～金沢の「地形」「歴史文化」「都市」が育んできた緑を次の世代に～』を基本理念に掲げ、市民、事業者、大学、NPO法人等の多様な主体との連携による活動を通じて、市民にとって真に価値ある豊かな緑のまちづくりを目指します。



金沢駅西上空からみた市街地と緑

2. 緑のまちづくりの視点及び基本方針・施策

基本理念を実現するため、緑のまちづくりの視点を設定し、基本方針とその施策を次に示します。

1) 視点

金沢の地形、歴史文化、都市が育んできた豊かな重層性ある緑を次の世代に引き継ぐためには、行政だけでなく、市民、事業者等の多様な主体が連携し、それぞれの役割分担のもと、緑の継承と活用に取り組んでいかなければなりません。

まず、変わりゆく時代においても貴重な緑の資産を適切に保全し、緑の機能を暮らしの質の向上に活かしていくための努力が必要です。

また、地域が主体となった緑のまちづくり活動を通じて、地域の課題を自ら解決していく発想と工夫、そして仕組みづくりが重要です。

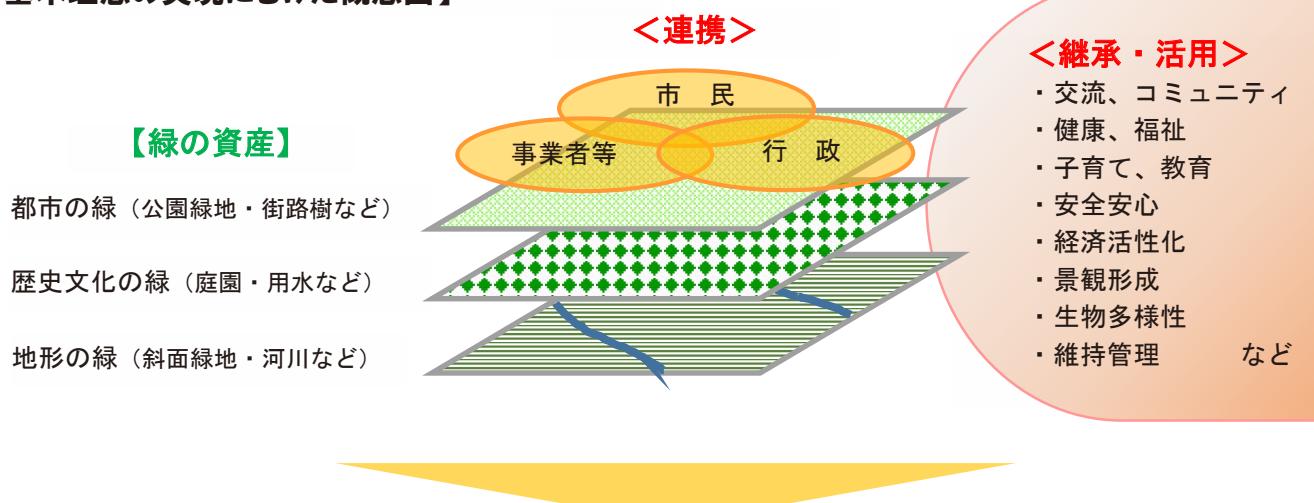
これらのことから、「継承」「活用」「連携」に基づく3つの視点を設定し、本市の緑の資産の価値を高め、次の世代に引き継ぐ施策を展開します。

視点1：貴重な緑を守りながら良好なかたちとして継承する

視点2：多様な市民ニーズや地域の課題に応じた緑の活用を進める

視点3：緑のまちづくり活動において多様な主体との連携を進める

【基本理念の実現にむけた概念図】



**継承・活用・連携の視点により、緑の資産の価値を高め、
次の世代に引き継ぐ**

2) 基本方針・施策

視点1：貴重な緑を守りながら良好なかたちとして継承する



基本方針1 金沢の暮らしと営みが育んだ緑を守り、引き継ぐ【継承】

本市の緑は、河北潟や犀川・浅野川、卯辰山丘陵・小立野台地・寺町台地等の「地形が生み出した緑」を基盤に、先人たちから受け継いできた社寺林、町家の庭等の「歴史文化を反映した緑」、そして公園緑地や街路樹等の「都市の緑」により、重層性をなしていることが大きな特徴です。これらの重層性ある緑が一体となって、動植物の良好な生息・生育環境として、また、市民や来訪者にとって快適な空間や美しい景観を形成し、金沢のまちの魅力や品格を高めています。

本市では、公園緑地や街路樹の整備と維持管理のほか、保全区域や文化財等の指定、市独自条例に基づく各種保全策や助成制度など、様々な施策を講じることで、重層性ある緑を継承してきました。

しかしながら、老朽化した公園や樹勢が衰えた樹木、巨木化した街路樹の増加に伴う大きな財政負担が予測されているほか、保全指定された斜面緑地の荒廃や保存樹・樹林等の持続可能な維持管理の難しさ等が顕在化しており、これまで受け継いできた緑の質の低下が懸念されています。

金沢の暮らしと営みが育んできた貴重な緑を良好な形で後世に引き継ぐため、都市の緑の効率的な維持管理や計画的な更新に取り組むほか、保全策の周知徹底や助成制度の適切な運用によって、地域のシンボルとなる歴史文化の緑や本市の特色ある地形の緑の継承を図ります。



施
策

- 都市の緑の維持管理の推進
- 特色ある地形の緑の継承

- 地域のシンボルとなる緑の継承

視点2：多様な市民ニーズや地域の課題に応じた緑の活用を進める



基本方針2 金沢の多様な緑を活かし、魅力と質を高める【活用】

緑は、市民の日常における様々な生活シーンの中で利活用される空間として、また、非常時の避難場所など、多機能の発揮が期待できる市民共有の資産であり、貴重な生活基盤（インフラ）です。

本市では、多くの公園緑地や地域の景観と調和した街路樹が存在するほか、庭園や用水、寺社等の地域の歴史に根ざした緑、市街地の背景に広がる斜面緑地、まちに潤いを与える川筋の緑など、市民生活にやすらぎを与え、来訪者をもてなす緑を形成してきました。

しかしながら、社会情勢や地域の人口構造等の変化により、これらの緑に対するニーズが多様化している一方、公園の利用調整のための規制やルール等により、十分に機能を発揮できていない現状も見られます。また、地域コミュニティの活性化や賑わい、交流の創出等にむけた緑の機能の発揮が期待されており、潜在的な利活用の可能性も含め、必要な機能を探っていく必要があります。

今後、地域のまちづくりにおける課題解決にむけ、多様な機能を効果的に組み合わせ、新たな価値を生む緑空間を創出するとともに、防災機能の強化等に取り組みます。また、水と緑のネットワーク形成をさらに進めるほか、地域主体の緑のマネジメント体制を整え、市民とともに公園の適切な機能分担や再編によって、都市の緑の魅力を高めます。さらに、歴史文化に根ざした地域の特徴的な緑の魅力の向上、地形が織りなす魅せる緑と癒しの緑の創出や利活用など、金沢のまちの魅力、緑の質を高めるかたちで活用します。



施策

- 新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出
- 魅力ある水と緑のネットワークの形成
- 地域の特徴的な緑の魅力の向上
- 市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実
- 地域特性に応じた緑のマネジメントの推進
- 魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用

視点3：緑のまちづくり活動において多様な主体との連携を進める



基本方針3 金沢の緑のまちを支える人を育み、つなげる【連携】

金沢の重層性ある緑を柔軟に使いこなしながら、次世代に継承するためには、地域や利用者とのコミュニケーションを通じて、ニーズを的確に把握し、運営・管理することが重要です。平成29（2017）年の都市公園法の改正では、事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設により、公園内収益施設の設置管理許可期間の延伸や施設の建ぺい率の緩和が図られるなど、民間活力を導入しやすい環境が整備されました。

本市では、「かなざわ緑と花の会」や「緑を育て金沢を美しくする会」等との協働によって花いっぱい運動に取り組み、各種イベントの開催等の緑化活動を支援してきました。また、維持管理面においては、公園愛護制度や公園等里親制度を活用した登録団体との連携、保存樹・樹林や庭園、用水の維持管理の促進等に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化に伴う担い手の減少や活動内容の定型化が課題となっているほか、将来的な財政上の制約の厳しさが増す中で、持続的な緑化活動の展開や緑の維持管理、各組織の運営が困難になることが想定され、今後は、多様な主体との連携が不可欠になると考えられます。

金沢の緑のまちを支える人を育み、つなぐため、緑のまちづくりへの市民や事業者等の参画を促し、地域特性に応じた緑のマネジメントの仕組みを構築するとともに、より魅力ある緑化イベントの開催や機会の創出、効果的な情報発信等により、幅広い年齢層の市民の緑に対する意識向上を図ります。また、緑化活動や公園愛護活動等に携わる団体間交流の促進、新たな担い手の育成や支援など、多様な主体との連携にむけた取組を進めます。



施 策

- 地域特性に応じた緑のマネジメント の推進
- 緑化活動団体等の育成・支援
- 各種イベント開催・情報の発信
- 地域コミュニティとの連携強化
- 市民協働による保全活動の促進
- 自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と 保全活動の促進

3. 施策の構成

3. 施策の構成				
都市の緑（公園緑地・街路樹など）		歴史文化の緑（庭園・用水など）	地形の緑（斜面緑地・河川など）	
継承	<p>■都市の緑の維持管理の推進</p> <p>①公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施</p> <p>②公園緑地の適切な維持管理</p> <p>③安全な交通環境を確保する街路樹の適切な維持管理</p> <p>④環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理</p> <p>⑤効果的な維持管理手法の確立</p> <p>⑥専門家等の意見を踏まえた維持管理手法の検討</p> <p>⑦ICTやAI技術の導入検討</p>	<p>⑧計画的な施設更新</p> <p>⑨公園施設の計画的かつ適切な更新</p> <p>⑩計画的な街路樹リニューアルの実施</p> <p>⑪生態系ネットワークの強化</p> <p>⑫公共施設における郷土種樹木の植栽</p> <p>⑬都市農地の維持・保全</p>	<p>■地域のシンボルとなる緑の継承</p> <p>①保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理</p> <p>②保存樹・樹林等の適切な指定</p> <p>③管理奨励金や補助制度の適切な運用</p> <p>④保存樹・樹林カルテの作成と維持管理サポートの実施</p> <p>⑤維持管理の手引きの周知・徹底</p> <p>⑥市民共有の財産としての緑の継承促進（庭園等）</p> <p>⑦貴重な緑資産としての文化財指定等による継承</p>	<p>■特色ある地形の緑の継承</p> <p>①斜面緑地や丘陵地等の緑の継承</p> <p>②地区・区域指定や条例に基づく保全・継承</p> <p>③許可・事前届出制度等の的確な運用</p> <p>④竹林の拡大防止</p> <p>⑤松くい虫対策の実施</p> <p>⑥支援制度の周知・活用</p> <p>⑦河川の緑の保全</p> <p>⑧犀川・浅野川堤防沿い等の緑の保全・維持管理</p> <p>⑨川筋に面した民有地の緑の保全</p> <p>⑩海岸や河北潟周辺の緑の継承</p> <p>⑪海岸保安林（防風林）の育成</p> <p>⑫こなん水辺公園の管理</p> <p>⑬農地・森林の多面的機能の維持</p> <p>⑭農地の保全</p> <p>⑮計画的な森林整備の推進</p>
	<p>■新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出</p> <p>①公共公益施設の魅力的な緑化空間の創出</p> <p>②公共公益施設の敷地内の緑化</p> <p>③新緑化空間の地域開放</p> <p>④民有地における良質な緑化の促進</p> <p>⑤住宅地の緑化促進</p> <p>⑥事業所の緑化促進</p> <p>⑦ブロック塀から生垣緑化への移行促進</p> <p>⑧暫定緑化空間の創出</p> <p>⑨新低未利用地への市民緑地認定制度の活用</p> <p>⑩商店街来街者利便施設整備事業等の活用</p> <p>⑪特色ある公共緑化空間の整備</p> <p>⑫卯辰山公園の魅力向上</p> <p>⑬市民のスポーツ文化を支える運動公園の整備</p> <p>⑭児童遊園の有効活用</p> <p>■市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実</p> <p>①公園緑地の防災機能の強化</p> <p>②新広域避難地としての公園の防災機能の強化</p> <p>③防災施設の利用環境に配慮した公園改修</p> <p>④新排雪場としての公園の活用</p> <p>⑤雨水の貯留・排水機能を活かした公園・街路樹の整備</p> <p>⑥まちなか緑の防災空間の整備・創出</p> <p>⑦新防災まちづくり協定の締結による防災広場の整備</p> <p>⑧緑の防災空間としての市民緑地の活用</p>	<p>■魅力ある水と緑のネットワークの形成</p> <p>①骨格をなす水と緑のネットワークづくり</p> <p>②西部緑道の延伸整備</p> <p>③新水と緑のアプローチ空間づくり</p> <p>④幹線道路沿道の豊かな緑化空間の創出</p> <p>⑤水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成</p> <p>⑥新観光アクセスルートにおける緑化空間の創出</p> <p>⑦新交差点ガーデンの創出</p> <p>⑧用水・惣構沿いの緑化促進</p> <p>⑨橋詰空間等における緑陰休憩スポットの整備</p> <p>⑩新眺望点の修景整備</p> <p>■地域特性に応じた緑のマネジメントの推進 (公園緑地の機能分担・再編)</p> <p>⑪地域の実情を踏まえた公園緑地の機能分担・再編</p> <p>⑫新地域とのワークショップを通じた公園緑地の機能分担・再編計画づくり</p> <p>⑬新「緑のコミュニティパーク」整備事業の実施</p> <p>⑭公園整備に関する制度及びあり方の見直し</p> <p>⑮新「金沢市開発指導基準」の見直しによる公園整備の誘導</p> <p>⑯新都市計画決定された公園のあり方の検討</p> <p>⑰既存小公園のあり方の検討</p>	<p>■地域の特徴的な緑の魅力の向上</p> <p>①歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備</p> <p>②金沢城公園・兼六園の整備促進</p> <p>③外濠公園等の修景整備</p> <p>④新卯辰山公園魅力向上事業に基づく改修・整備</p> <p>⑤本多町歴史文化ゾーンの整備</p> <p>⑥歴史的風致維持向上にむけた緑の維持・向上</p> <p>⑦庭園・緑地等の新たな利活用</p> <p>⑧新庭園公開やオープンガーデン等による利活用促進</p> <p>⑨伝統文化・季節行事等における利活用</p> <p>⑩水と緑を活かした夜間景観の魅力向上</p> <p>⑪新「水と緑のライトアップ」の実施</p> <p>⑫新「四季の緑ライトアップ」の実施</p> <p>⑬「白鳥路ホタル観賞のタベ」の実施</p> <p>■魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用</p> <p>①地形を活かした魅せる緑の創出</p> <p>②新眺望景観に配慮した緑の魅力向上</p> <p>③新川筋景観としての緑の魅力向上</p> <p>④自然が広がる癒しの緑の利活用</p> <p>⑤丘陵地を活かした眺望スポット・散策路の活用</p> <p>⑥河川を活かしたレクリエーション空間としての利活用</p> <p>⑦海岸の緑を活かした憩いの場の活用</p> <p>⑧農地の有効活用</p>	

	都市の緑（公園緑地・街路樹など）	歴史文化の緑（庭園・用水など）	地形の緑（斜面緑地・河川など）	
連携	<p>■地域特性に応じた緑のマネジメントの推進 (公園緑地の魅力発揮にむけた運営・管理)</p> <p>①民間活力等を活かした運営・管理と魅力あるサービスの提供 [新] 多様な主体との連携による魅力的なサービスの提供 [新] Park・PFI制度等の活用 [新] 指定管理者制度の導入検討 ②公園緑地の柔軟な活用と利便性向上にむけた仕組みづくり [新] 地域主体の緑のマネジメントの試行 [新] 地域別「公園等運営管理協議会（仮称）」の設立にむけた検討 [新] 公園の商業利用促進と利用料金の設定 ■緑化活動推進団体等の育成・支援 ①緑のまちづくりの担い手の育成 ②地域に根ざした緑化活動推進団体のネットワーク形成 [新] 緑化活動団体の交流会や活動発表会等の開催 ③緑化活動に係る支援・報奨制度の見直し・充実 [新] (公財)金沢まちづくり財団や民間企業との連携 ④「緑の少年団」の活動活性化 ⑤ボランティア活動団体・リーダーに対する表彰制度の充実</p>	<p>■各種イベント開催・情報の発信</p> <p>①緑と花に関するイベントの充実 ②緑に関する情報の効果的な発信 ■地域コミュニティとの連携強化</p> <p>①多様な主体との連携による活動展開 ②公園における交流の促進</p>	<p>■市民協働による保全活動の促進</p> <p>①保存樹・樹林等の価値の認識向上 ②市民協働による歴史ある緑や用水の維持管理活動の促進 ③歴史的なまちなみに彩りを加える園芸活動の促進</p>	<p>■自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と保全活動の促進</p> <p>①自然や緑を体験・学習する機会づくり ②自然や緑を体験する機会の創出 ③教育機関との連携による「緑育」の推進 ④多様な主体と連携した農林地保全活動の展開 ⑤民有林整備事業の推進 ⑥地域ぐるみによる農地の保全</p>

4. 施策の展開

都市の緑（公園緑地・街路樹など）

【継承】都市の緑の維持管理の推進

- ①公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施
- ②効率的な維持管理手法の確立
- ③計画的な施設更新
- ④生態系ネットワークの強化

〈取組内容〉

①	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施
◎ 公園緑地の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none">・(公財) 金沢まちづくり財団による点検パトロールや専門業者による遊具定期点検等の実施、市民からの連絡や要望への迅速な対応により、公園施設全体の安全安心の確保にむけた適切な修繕や改修等による維持管理を行います。・樹木の生長に伴う道路及び民地への越境枝や繁茂した樹木等については、公園緑地内の見通しや道路及び民地との間隔の確保など、安全安心面に配慮した管理を進めます。
◎ 安全な交通環境を確保する街路樹の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none">・周辺環境の変化に伴う街路樹の樹勢衰退や巨木化に伴う支障枝及び歩道舗装部の根上がり等の現象に対しては、関係部署等と連携して維持管理方針を定め、適切な管理を行います。
◎ 環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理	<ul style="list-style-type: none">・地球環境への影響やごみ問題に配慮し、剪定枝や落ち葉の堆肥化、農薬の適切な使用など、環境にやさしい公園緑地や街路樹の維持管理に取り組みます。・市民生活への影響が大きいアメリカシロヒトリやチャドクガといった都市樹木害虫については、市独自の予防的防除や適正な農薬使用による駆除を行います。

②

効率的な維持管理手法の確立

[新] 専門家等の意見を踏まえた維持管理手法の検討

- ・公園緑地や街路樹における効率的な維持管理手法の確立にむけて、広く市民や造園業者、学識経験者等の意見を踏まえた検討を行い、高齢化や人手不足に伴う維持管理上の課題対応に取り組みます。

[新] I C T やA I 技術の導入検討

- ・最新の I C T やA I 技術等の活用による費用対効果、安全性等を研究しながら、より効率的な公園緑地や街路樹の維持管理手法の導入に取り組みます。
- ・公園緑地に関する図面資料や施設更新、改修履歴等の電子データ化及び管理システムの改良により、効率的かつ適切な管理を進めます。
- ・公園利用（使用）に関する諸手続等のインターネット環境を整備することで、利用者の利便性を高めつつ、管理の効率化に取り組みます。

③

計画的な施設更新

[新] 公園施設の計画的かつ適切な更新

- ・老朽化が進む公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づき、定期点検を踏まえた維持や補修等による予防保全型管理と撤去や更新による事後保全型管理の的確な区分を行い、更新費用の縮減と平準化に努めるなど、持続可能かつ計画的な更新に取り組みます。

◎ 計画的な街路樹リニューアルの実施

- ・安全安心な道路空間を維持するため、当該路線の立地特性や周辺環境に配慮し、衰退した危険木や巨木化した樹木等の適切な樹種見直しや再配置など、計画的な更新に取り組みます。

④

生態系ネットワークの強化

◎ 公共施設における郷土種樹木の植栽

- ・公園緑地をはじめとする公共施設においては、実のなる樹木や地域の植生を踏まえた樹木の植栽促進等により、地域における生態系ネットワークの中継点として機能する緑化空間を創出し、生物多様性の確保に努めます。

[新] 都市農地の維持・保全

- ・市街化区域内の都市農地は、農作物の生産や供給だけでなく、都市の生態系ネットワーク面においても大きな役割を担うことから、農業振興施策と連携しながら、適切な維持、保全に努めます。

【活用】新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出

①公共公益施設の魅力的な緑化空間の創出

②民有地における良質な緑化の促進

③暫定緑化空間の創出

④特色ある公共緑化空間の整備

＜取組内容＞

① 公共公益施設の魅力的な緑化空間の創出

◎ 公共公益施設の敷地内の緑化

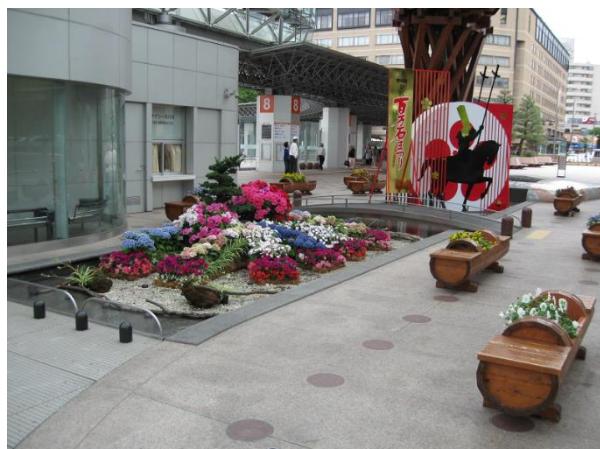
- ・市民や来訪者が多く訪れる公共施設の整備や改修時においては、魅力ある敷地内の緑化空間の創出や確保に配慮します。また、公益施設においては、「公益施設等の緑化事業」の活用等により、敷地内の緑化を促進します。

〔新〕 緑化空間の地域開放

- ・公共公益施設内の緑化空間については、地域が共有できる緑陰ある休憩スペースや園芸空間として開放するなど、施設と一体となった地域コミュニティ拠点としての利用を促進します。



地域に開放されている緑の散策路
(前田土佐守家資料館敷地内)



金沢駅もてなしドームの緑化

② 民有地における良質な緑化の促進

◎ 住宅地の緑化促進

- ・景観修景に係る緑化助成制度の活用や住宅の新築支援制度との連携のほか、地区計画やまちづくり協定に基づくルールの運用、緑のまちづくり協定の締結により、住宅地の緑化を促進します。

◎ 事業所の緑化促進

- ・まとまった緑化空間の創出は、地域に潤いを与えるなど、地域の環境づくりに大きく寄与することから、「事業所等の緑化事業」や「屋上・壁面緑化助成事業」等の活用により、良質な緑化空間の創出を促進します。
- ・まちなか区域については、緑化地域の指定にむけた具体的な制度設計に着手するとともに、植栽内容を考慮したインセンティブ評価等を視野に入れた屋上・壁面緑化助成制度の見直しについて検討します。
- ・都心軸沿道については、プランター等による飾花や公開空地を活用したオープンカフェなど、賑わいづくりにむけた緑化空間の創出を促進します。
- ・工場立地法に基づく届出対象工場については、緑の工業団地等推進事業補助金（企業立地課）を活用しながら、周辺の生活環境との調和に配慮した良質な緑化空間の創出を促進します。

◎ ブロック塀から生垣緑化への移行促進

- ・大地震等によるブロック倒壊による被害を未然に防止するため、危険ブロック塀の撤去に関する補助制度（建築指導課）と景観政策課所管の修景事業を併用した生垣緑化を積極的に促進します。

③ 暫定緑化空間の創出

〔新〕 低未利用地への市民緑地認定制度の活用

- ・平面駐車場や空き地等の低未利用地は、まちの連続性や景観等に負の影響を与え、地域の魅力低下が懸念されるため、駐車場緑化を促進するとともに、市民緑地認定制度の導入及び活用等について検討し、町会等の地域が主体となった運営・管理による地域コミュニティの醸成に寄与する緑化空間を創出します。

◎ 商店街来街者利便施設整備事業等の活用（商工業振興課）

- ・商店街の街区にある空地を活用して、ポケットパークやイベント広場、休憩所、コミュニティスペース等を整備する事業など、商店街活性化にも寄与する暫定的な緑のオープンスペースの創出を促進します。

④ 特色ある公共緑化空間の整備

【新】卯辰山公園の魅力向上

- まちなか区域に隣接した市民の憩いの場である緑豊かな総合公園の卯辰山公園は、山頂部周辺のユースホステル跡地等の利活用のほか、花の名所や眺望スポットとしての改修、園路やサイン整備等を進めます。また、東山から卯辰山山麓寺院群界隈とも連携した観光交流拠点として特色ある公園整備を進めます。

【新】市民のスポーツ文化を支える運動公園の整備

- 市内外から多くの利用者が訪れる金沢城北市民運動公園や金沢南総合運動公園は、施設の老朽化や市民の新たなスポーツニーズへの対応を踏まえ、スポーツ文化の交流拠点となる公園として整備します。
- 公園内の有料施設は、適切な維持管理や更新、利用ニーズに合った利用時間帯の設定等に努めます。
(スポーツ振興課、文化施設課)

【新】児童遊園の有効活用

- 都市公園を補完する児童遊園は、地域の実情や周辺環境に応じて、有効な機能を発揮する緑化空間として改修できるよう、制度改革等に取り組みます。



卯辰山公園 四百年の森



金沢城北市民運動公園 金沢プール

【活用】市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実

①公園緑地の防災機能の強化

②まちなか緑の防災空間の整備・創出

〈取組内容〉

① 公園緑地の防災機能の強化

〔新〕 広域避難地としての公園の防災機能の強化

- ・西部緑道や卯辰山公園、大乗寺丘陵公園、金沢城北市民運動公園、金沢南総合運動公園は、災害時の広域避難地として規模や公園施設を活かした防災機能が十分に発揮できるよう、計画的な整備を進めるとともに、効果的な施設の導入を検討します。

◎ 防災施設の利用環境に配慮した公園改修

- ・災害時の避難場所に指定されている公園を再整備する際は、個別の自然災害を考慮し、それぞれの地域において期待される役割を踏まえながら、地域の防災倉庫の適正な配置や防災施設の導入等を図ります。

〔新〕 排雪場としての公園の活用

- ・本市の冬季の気候特性を踏まえ、大雪時の排雪場として公園を有効に活用できるよう、部分改修等による環境整備を進めます。

◎ 雨水の貯留・排水機能を活かした公園・街路樹の整備（内水整備課）

- ・近年多発する記録的な大雨や都市型水害に備えるため、公園に調整池や雨水貯留槽、浸透枠を設置するなど、貯留や排水機能を備えた公園の整備や改修を進めます。
- ・街路樹については、他都市の事例を研究しながら、街路樹の更新や歩道改修時に併せて、防災機能を備えた植樹帯としての改修を検討し、その対応に取り組みます。

② まちなか緑の防災空間の整備・創出

〔新〕 防災まちづくり協定の締結による防災広場の整備（市街地再生課）

- ・狭い道路や木造住宅が多い密集市街地で防災まちづくり協定の締結によって整備を進める地区では、防災広場が十分機能するよう、防火水槽や防災倉庫、難燃性樹木の適切な配置等に考慮した整備を進めます。

〔新〕 緑の防災空間としての市民緑地の活用

- ・まちなかの空き地等を活用して市民緑地を整備することは、地域の身近な避難場所として、また、火災延焼の防止等においても有効であることから、防災・減災機能の発揮も想定した市民緑地認定制度について検討し、その導入を図ります。

【活用】魅力ある水と緑のネットワークの形成

①骨格をなす水と緑のネットワークづくり

②水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成

〈取組内容〉

① 骨格をなす水と緑のネットワークづくり

◎ 西部緑道の延伸整備

- ・犀川と浅野川をつなぐ西部緑道は、防風林や緩衝緑地としての機能だけでなく、サイクリングロードや散策路など、市民のレクリエーション活動や地域コミュニティ活動の場としての機能の発揮にも配慮しながら、延伸整備を進めます。
- ・幹線道路や河川と緑道が交差する地域の交流拠点については、緑道全体としての設計思想に加え、地域コミュニティの利活用からみた機能発揮も配慮しながら整備します。

【新】水と緑のアプローチ空間づくり

- ・犀川や浅野川等の河川沿いにある公園緑地は、「公園施設長寿命化計画」に基づく更新や周辺の公共空間の整備に併せ、より利便性の高い空間として改修や整備を進めます。

◎ 幹線道路沿道の豊かな緑化空間の創出

- ・都心軸や西インター及び東インター大通り等の沿道は、道路管理者や沿道事業者、市民等との協働により、プランターによる飾花や植栽帯への地被類植物の植栽、民有地の緑化など、街路樹とあいまって豊かな表情を見せる緑化空間を創出します。

② 水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成

【新】観光アクセスルートにおける緑化空間の創出

- ・まちなかを訪れる観光客のアクセスルートや観光スポット周辺は、金沢特有の郷土種樹木や花、紅葉等の彩りが感じられる樹木の植栽、雪吊りや生垣等の伝統的造園技法を活かした緑化空間を創出します。
- ・ベンチや観光ルートサインの充実に併せてフリーWi-Fi環境を整備するなど、観光客が緑陰で休憩しながら快適に散策できる環境を支援します。

【新】交差点ガーデンの創出

- ・まちなかの主要交差点では、金沢らしさが感じられる魅力的な街路空間として、周辺のまちなみ景観との調和に配慮した庭のような緑化空間を創出します。

② 水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成

◎ 用水・惣構沿いの緑化促進

- ・まちなか区域の用水や惣構沿いでは、周辺景観と調和した緑化による修景整備を行うとともに、市民協働の花いっぱい運動や民有地緑化の促進により、魅力ある「水と緑のまちなか交流軸（回廊）」を形成します。

◎ 橋詰空間等における緑陰休憩スポットの整備

- ・地域の主要な生活道路や観光客の散策路沿いでは、河川や用水の橋詰空間等を活用し、水と緑が調和した休憩スポットの整備を行います。

【新】眺望点の修景整備（眺望景観の保全：景観政策課）

- ・眺望景観形成条例に基づく新たな眺望点周辺については、魅力ある視点場として緑化を含めた修景整備を行います。



中の橋（浅野川）橋詰にある主計町緑水苑



大野庄用水沿いのポケットパークと
学校敷地に面した道路植樹帯



交差点ガーデン
(東山交差点)

【活用】地域特性に応じた緑のマネジメントの推進

(公園緑地の機能分担・再編)

①地域の実情を踏まえた公園緑地の機能分担・再編
(子育て、健康・運動、福祉、学び等)

②公園整備に関する制度及びあり方の見直し

<取組内容>

①

地域の実情を踏まえた公園緑地の機能分担・再編
(子育て、健康・運動、福祉、学び等)

[新] 地域とのワークショップを通じた公園緑地の機能分担・再編計画づくり

- ・「まちなか」と「郊外部」においてモデル地域（校下・校区単位）を設定し、地域のまちづくりの課題解決にむけた既存の公園緑地の活用法を探るためのワークショップを通じて、公園緑地の機能分担や再編にむけた計画づくりに取り組みます。
- ・公共公益施設の立地や周辺の自然環境等の地域特性を踏まえながら、子育てや健康づくり、園芸福祉（花壇づくり）、ボール遊びなど、地域にとって有益な機能分担と再編を検討し、併せて「公園施設長寿命化計画」との調整を行います。

[新] 「緑のコミュニティパーク」整備事業の実施

- ・公園の機能性や快適性を高めるため、機能分担や再編にむけた計画に基づき、地元主体・行政応援型で地域住民の手づくりによる公園の再整備により、市民の様々な生活シーンの中でニーズに対応できる自由度の高い「ひろば」のような公園としての整備や再生に取り組みます。

②

公園整備に関する制度及びあり方の見直し

[新] 「金沢市開発指導基準」の見直しによる公園整備の誘導

- ・民間の開発行為に伴い整備される公園は、住宅が建てられる前に、計画協議によって整備される小規模なものが多く、利用の自由度が限定されているため、開発指導に係る公園設置基準に示す施設や緑化、管理等の細目について見直しを行います。
- ・当該地域の緑のマネジメントへの位置づけも含め、有効に機能を発揮し、持続的かつ適切に維持管理できる緑のオープンスペースの創出を促進します。

[新] 都市計画決定された公園のあり方の検討

- ・都市計画決定された一部の公園緑地は、社会情勢の変化や周辺の宅地化などにより、長期間経過した現在も事業着手されず、市民や関係者の私権に制限を課している状況が続いているため、市民や地域の意見を踏まえ、改めて今後の対応方針について見直しを行います（卯辰山公園、西部緑道など）。

② 公園整備に関する制度及びあり方の見直し

【新】既存小公園のあり方の検討

- 開発行為によって整備された後、施設の老朽化や樹木の生長が進み、管理が難しいと想定される既存の小公園や小緑地については、その利用や管理の実態を調査し、今後のあり方について検証するとともに、地域における公園緑地の機能分担や再編を踏まえ、改修等に取り組みます。



民間の開発行為によって
整備された小公園



地域の声を反映して再整備された街区公園
(横山町児童公園)

❖ 地域に親しまれ、使われる公園となるように… 公園緑地の機能分担・再編

地域の特性や実態にあつた使いができるよう、
地域の皆さんとの話し合いによって見直します。

日常生活の様々な場面で

利用できる公園に



健康づくりをがんばろう！



みんなで
花を育てたいなあ…



子育てのために



みんなで

花を育てたいなあ…

【連携】地域特性に応じた緑のマネジメントの推進

(公園緑地の魅力発揮にむけた運営・管理)

①民間活力等を活かした運営・管理と魅力あるサービスの提供

②公園緑地の柔軟な活用と利便性向上にむけた仕組みづくり

<取組内容>

① 民間活力等を活かした運営・管理と魅力あるサービスの提供

[新] 多様な主体との連携による魅力的なサービスの提供

- ・公園緑地が有する機能を十分に發揮するため、民間企業やN P O 法人、大学等の多様な主体と連携し、公園を利用した健康体操教室や自然観察会の開催など、市民ニーズに対応したサービスの提供手法等を研究し、実践します。
- ・多くの利用者がある大規模な総合公園や近隣公園をはじめ、季節の花の名所や観光ルート上の公園緑地等においては、開花期や週末等のケータリングカー等の利用を想定した改修など、充実したサービス提供を促進します。

[新] Park・PFI制度等の活用

- ・大規模な公園やまちなかの公園等を対象として、民間活力の導入にむけたサウンディング調査を実施し、地域の活性化や賑わい創出に寄与できる公園の運営・管理のあり方検討とその仕組みづくりを進めます。
- ・ネーミングライツ（命名権）制度や公園施設に関する新たな寄附制度など、民間活力を活かした運営・管理制度を検討し、その導入に取り組みます。

[新] 指定管理者制度の導入検討

- ・公園の利用者層の拡大にむけ、魅力的なイベント企画や運営、維持管理を視野に入れた指定管理者制度の導入を検討します。

②

公園緑地の柔軟な活用と利便性向上にむけた仕組みづくり

【新】地域主体の緑のマネジメントの試行

- ・地域住民とのワークショップ形式で公園利用実態調査やカルテづくりを行うとともに、地域が主体となって作成したルールや運営・管理方法等を示した緑のまちづくり協定の締結を促進します。
- ・緑のマネジメントを進めるなかで、公園愛護制度や公園等里親制度を有効に活用していくため、地域の団体の意見や提案を取り入れながら各種助成制度の見直し、改善に取り組みます。

【新】地域別「公園等運営管理協議会（仮称）」の設立にむけた検討

- ・地域が主体となって、良好なかたちで公園緑地を運営・管理する体制づくりにむけて、地域ごとに「公園等運営管理協議会（仮称）」を設立していくための支援内容について検討します。

【新】公園の商業利用促進と利用料金の設定

- ・公園内のケータリングカーによる販売のほか、映画やテレビドラマ、CMの撮影等の商業利用は、公園のPR効果や価値向上が期待できることから、関係団体や機関との協議等を通じて利用料金設定について検討し、さらなる公園利用を促進します。



様々な団体との連携による緑花フェスティバルの開催
(大乗寺丘陵公園)

【連携】緑化活動推進団体等の育成・支援

①緑のまちづくりの担い手の育成

②地域に根ざした緑化活動推進団体のネットワーク形成

③緑化活動に係る支援・報奨制度の見直し・充実

<取組内容>

① 緑のまちづくりの担い手の育成

◎ 将来の担い手となるボランティアの育成

・「かなざわ緑と花の会」や「緑を育て金沢を美しくする会」、「金沢ボランティア大学校」と連携し、緑化や花いっぱい運動等のボランティア活動に必要な知識と技術の習得にむけた研修や勉強会を開催するとともに、充実した講座及び学習プログラムを企画し、実施します。

② 地域に根ざした緑化活動推進団体のネットワーク形成

[新] 緑化活動団体の交流会や活動発表会等の開催

・市内で緑化活動に取り組む団体が一斉に集い、それぞれの活動内容の紹介や意見交換ができる交流会等を開催し、団体間の連携を深め、より地域に根ざした緑化活動への発展と活性化を促進します。

<主な緑化活動推進団体>

- ・公園愛護団体、公園等里親団体
- ・緑化協定、緑のまちづくり協定締結団体
- ・ボランティア・サポート・プログラム活動団体
- ・かなざわ緑と花の会
- ・緑を育て金沢を美しくする会（花いっぱい運動団体）



かなざわ緑と花の活動員 花壇づくり研修

③ 緑化活動に係る支援・報奨制度の見直し・充実

【新】（公財）金沢まちづくり財団や民間企業との連携

- ・「（公財）金沢まちづくり財団」における森の都金沢緑化基金の効果的な活用や事業者等との連携を視野に入れ、緑化活動団体に対する支援制度の充実について検討します。

◎ 「緑の少年団」の活動活性化

- ・小学校や子ども会等と連携し、「緑の少年団」活動の積極的な紹介を通じて団体登録を促進するとともに、団体に対する活動支援内容の検証や改善など、活動の活性化に努めます。

◎ ボランティア活動団体・リーダーに対する表彰制度の充実

- ・花いっぱい大賞や緑化美化功労者表彰、優良公園愛護団体表彰等の表彰制度について、広く活動団体やメンバーへの周知を徹底するとともに、優良公園愛護団体の選定については、ポイント制等のインセンティブを付与する手法について検討し、その実施にむけた取組を進めます。



公園等里親団体による除草清掃（卯辰山公園）



優良公園愛護団体表彰式（緑花フェスティバル会場）

【連携】各種イベント開催・情報の発信

①緑と花に関するイベントの充実

②緑に関する情報の効果的な発信

〈取組内容〉

① 緑と花に関するイベントの充実

◎ 「緑の相談広場」の充実

- ・講義内容やプログラム構成等について、アンケート調査による理解度や満足度の検証を行うとともに、樹木の維持管理方法や花の育成方法等の専門的な技術の習得、最新の話題が得られる講義内容となるよう、充実を図ります。

〔新〕 タイアップイベント・講座の開催

- ・市民が気軽に緑や花に触れ、親しむことのできる機会を増やすため、農や食、アート体験など、多様な分野の関係団体との連携による緑花フェスティバル等のイベントや講座を開催します。

〔新〕 緑の観察会等の開催

- ・市民の身近な緑の存在価値に対する理解を促進するため、関係団体やN P O法人等と連携し、地域の公園緑地や街路樹を対象として、植物の名前や特徴を学べる観察会、昆虫や野鳥等の生き物観察会を開催します。

〔新〕 効果的な緑化イベントの実施（緑の相談広場等）

- ・次代を担う子どもたちや若年層向けの緑育や花育を目的として、造園や園芸関係の団体と連携し、効果のあるイベントや講座を開催します。



花と緑の出前講座

② 緑に関する情報の効果的な発信

◎ 多様な媒体を活用した情報発信

- ・広く市民へ緑のまちづくりを普及啓発するため、市の広報媒体だけでなく、SNSや民間情報誌など、多様な媒体を活用します。
- ・公園を活かした健康増進や園芸福祉等の観点から、健康まちづくりや福祉まちづくり分野と連携し、ウォーキングマップや各種パンフレットの作成等に取り組みます。

[新] 新技術を取り入れた情報発信による公園の利便性向上

- ・公園検索アプリや新しい情報共有ツール等を活用した公園の緑や施設等の情報発信について研究し、公園の利便性を高めます。

[新] 市民が求めるニーズに応える的確な情報発信

- ・市内各所の公園緑地における季節の開花情報や公園整備及び再整備の状況紹介等の旬の情報のほか、幼児向け遊具やトイレ、駐車場のある公園の紹介、街路樹の名前や特徴など、市民の様々なニーズに応じた情報を的確に発信し、市民の緑や花に対する理解を深め、緑のまちづくりに対する普及啓発を進めます。

[新] 公園の利用マナーや遊具の使い方についての情報発信

- ・公園では、一部の個人による身勝手な利用等により利用者間トラブルが発生する場合があるため、公園内での注意看板設置のみならずインターネットや町会連合会を通じた利用マナーの情報発信に取り組みます。
- ・公園遊具の誤った利用方法により発生する事故を未然に防止するため、遊具のあるすべての公園に設置している遊具の使い方看板に加え、インターネットのほか、幼稚園や保育所、こども園、小学校、町会等を通じた情報発信に取り組み、地域や家庭に対して、遊具の正しい利用方法の周知を徹底します。



かなざわ緑と花の活動員の協力による
小学校での樹木の名札付け

【連携】地域コミュニティとの連携強化

①多様な主体との連携による活動展開

②公園における交流の促進

〈取組内容〉

① 多様な主体との連携による活動展開

◎ 公園愛護制度の見直し・普及

- ・公園愛護制度は、町会等が主体となった維持管理を通して公園利用の促進と愛着心を育む制度であることから、ボランティアや造園関係の団体等と連携し、公園における樹木名札付けの実施や除草及び低木剪定の秘訣習得など、愛護活動の支援内容の改善や充実に努めます。
- ・地域コミュニティの結束力向上や除草及び清掃活動を通じた体力の維持向上など、公園愛護活動を通じて得られるメリットについて積極的に紹介し、普及に努めます。

◎ 公園等里親制度の見直し・団体登録の促進

- ・公園等里親制度は、特定の公園緑地や街路樹等をこよなく愛する人々や団体を中心となって、より多くの人に愛され、親しまれる場所となるように守り育てる仕組みであることから、地域社会の貢献に資する活動意義や制度内容について積極的にPRし、団体登録を促進します。
- ・企業の社会的責任（C S R : Corporate Social Responsibility）や、持続可能な開発目標（S D G s）に基づいた行政や事業者の行動指針等を踏まえ、事業者に対してメリットがある奨励制度や評価制度の導入等について検討します。

◎ 花いっぱい運動の発展促進（緑を育て金沢を美しくする会）

- ・花いっぱい運動は、まちを彩り生活環境を向上させるだけではなく、活動する人の心にもやすらぎを与えることから、市民公共花壇や商店街花壇、花と緑のまちなみモデル地区のほか、保育所や小中学校等への花苗配布を行い、運動を支援します。
- ・花苗は、種からも育てることができることから、市民協働で種から育てる花いっぱい運動について研究し、さらなる展開を目指します。

◎ ボランティア・サポート・プログラム（国事業との連携）の推進

- ・金沢駅～犀川大橋間の都心軸沿道で取り組んでいるボランティア・サポート・プログラムによるプランター飾花活動は、修景効果が高くまちの印象を高めていることから、今後も引き続き、国や沿道の事業者、商店街、住民と連携しながら活動を推進します。

①

多様な主体との連携による活動展開

◎ 沿道景観形成協議会との連携による緑化活動の実施（景観政策課）

- ・西インター及び東インター大通りや諸江通り等の沿道景観形成区域においては、沿道景観形成基準に基づいた民有地の緑化促進だけでなく、道路植樹帯への地被類の花苗植栽、秋の落ち葉清掃など、道路管理者や沿道の事業者、住民と連携しながら、魅力的で持続的な緑化活動を実施します。

②

公園における交流の促進

[新] 公園の健康器具を活用した健康づくりの促進（健康政策課）

- ・地域ぐるみで健康づくりの機運を盛り上げるため、関係団体と連携しながら、地域の公園内にある健康器具を使った健康増進や運動機能向上のためのワークショップを開催し、公園を活用した健康仲間づくりや交流を促進します。

◎ 公園遊具の遊び方教室の開催（金沢まちづくり財団）

- ・遊具の正しい使い方や利用ルール、遊び方のマナー等をテーマとした親子参加型の教室を開催し、安全安心な遊具利用と子どもの運動機能の向上を促進します。



公園愛護団体による除草清掃
(野町もも公園)



沿道住民による花苗の植栽活動
(西インター大通り景観形成協議会)



公園遊具の遊び方教室（小立野児童公園）

歴史文化の緑（庭園・用水など）

【継承】地域のシンボルとなる緑の継承

①保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理

②市民共有の財産としての緑の継承促進（庭園等）

＜取組内容＞

① 保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理

◎ 保存樹・樹林等の適切な指定

- ・保存樹・樹林や景観樹・樹林の指定後、所有者と近隣住民の良好な関係が維持できず、適切に保全できなくなる事例も見られるため、指定対象の緑だけではなく、所有者や地域としての保全意識、周辺環境や継承に必要な生育環境等を総合的に審査した上で指定します。

◎ 管理奨励金や補助制度の適切な運用

- ・保存樹・樹林は、住宅密集地における焼け止まりや土砂災害の防止といった防災機能も有していることから、日常的な維持管理の奨励だけでなく、大雪や台風、落雷等による被害や病害虫による衰弱等に対する緊急処置や長命処置を適切に実施します。

◎ 保存樹・樹林カルテの作成と維持管理サポートの実施

- ・「かなざわ緑と花の会」の協力を得て、保存樹・樹林の状態や周辺環境の変化、緊急処置及び長命処置に係る補助事業の対応履歴等を整理したカルテを作成し、日頃の適切な維持管理に関する所有者や管理者からの相談受付のほか、樹木医派遣による詳細な診断の実施など、良好な保全にむけたサポートを行います。

◎ 維持管理方法の周知・徹底

- ・日常的な除草清掃や剪定、施肥の方法や異常の有無を確認するための樹木観察のポイント等をとりまとめた「維持管理の手引き」の配布等により、所有者や管理者による適切な維持管理を促進します。

② 市民共有の財産としての緑の継承促進（庭園等）

【新】 貴重な緑資産としての文化財指定等による継承

- ・武家屋敷跡や寺社の庭園のほか、用水から水を引き入れる曲水庭園や旧街道の並木など、継承する価値の高い歴史文化を反映した緑については、引き続き丁寧な調査結果を踏まえ、文化財等の指定に基づき、適切な保全による継承を促進します。
- ・金澤町家の庭空間は小規模であっても、町家や茶室等の建築物とともに、日常生活や茶の湯文化と密接に関わりながら継承されてきた貴重な資産であるため、こうした隠れた歴史ある庭についても大学等と連携して調査を行い、「金澤の庭（仮称）」としての認証制度の創設、お庭公開や見学会といったイベント開催による市民等への周知など、継承促進にむけて有効な施策を研究し、具体的な取組を推進します。



長町武家屋敷跡の緑（長町景観地区）



寺島藏人邸庭園



庭園内のドウダンツツジ治療

【活用】地域の特徴的な緑の魅力の向上

①歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備

②庭園・緑地等の新たな利活用

③水と緑を活かした夜間景観の魅力向上

〈取組内容〉

① 歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備

◎ 金沢城公園・兼六園の整備促進

- ・金沢城公園においては、鼠多門・橋の復元整備のほか、歴史的文書等に基づく調査研究の進捗に併せ、二の丸御殿の復元可能性の検討など、引き続き、国史跡として歴史都市金沢の象徴となる金沢城公園の魅力向上にむけた整備を進めます。
- ・花見や紅葉の時期等における定期的なイベント開催や施設の改修及び修繕、植栽の計画的な更新など、適切な修景整備を行います。

◎ 外濠公園等の修景整備

- ・大手堀や白鳥路界隈の外濠公園、尾山神社門前緑地等は、金沢城公園や兼六園の整備事業と調整を図りながら、まちなかの歴史的な庭園や緑を巡る環境づくりなど、魅力的な利活用を視野に入れた改修や整備を行います。

〔新〕 卯辰山公園魅力向上事業に基づく改修・整備

- ・平成26年度に策定した「卯辰山公園開園100年魅力向上計画」に基づき、四百年の森や花菖蒲園周辺、望湖台など、公園内にある花の名所や眺望スポットのさらなる魅力向上にむけた拡張や改修を進めます。

◎ 本多町歴史文化ゾーンの整備

- ・本多の森公園における東京国立近代美術館工芸館の移転整備や周辺の公共施設の更新動向を意識し、斜面緑地と良好な関係性を有するまちなかの魅力ある緑として、ゾーン全体の回遊性向上に寄与する整備を進めます。

◎ 歴史的風致維持向上にむけた緑の維持・向上

- ・国の重要文化的景観選定区域や長町武家屋敷群跡の景観地区のほか、市独自条例に基づく保全用水区域、こまちなみ保存区域、寺社風景保全区域には、歴史的建造物の解体に伴い、失われた緑や維持管理が行き届かない緑も多くあるため、地域の歴史的風致の維持向上にむけた植樹等による緑化空間の創出や、庭園の再整備のための支援等のあり方について検討します。

② 庭園・緑地等の新たな利活用

【新】庭園公開やオープンガーデン等による利活用促進（文化財保護課等）

- ・文化財に指定されている庭園等については、季節限定の公開やイベントと連携したオープンガーデンを実施するとともに、市内で開催される国際学会等のアフターコンベンション会場として活用するなど、歴史文化を反映した趣ある緑の新たな利活用を促進します。

◎ 伝統文化・季節行事等における利活用

- ・茶会や花見、紅葉鑑賞など、伝統文化や季節の行事と併せての庭園や緑地の利用、文化施設におけるイベントとの連携による利活用等を進めます。

③ 水と緑を活かした夜間景観の魅力向上

【新】「水と緑のライトアップ」の実施（景観政策課）

- ・大手堀や白鳥路においては、樹木の生育や生物の生息環境への影響に配慮しながら、夜の水面に映る緑、屋外彫刻とせせらぎのある散策路など、水と緑を活かしたライトアップ環境を整備します。

【新】「四季の緑ライトアップ」の実施

- ・花や緑の名所となっている総合公園やまちなかの緑地においては、四季折々の花や新緑、紅葉等をライトアップし、夜の魅力も楽しめる環境を整備します。
- ・関係機関と調整しながら、ライトアップされた緑もルートに組み入れた周遊バスの運行など、夜間の緑に触れるアクセス環境の向上に取り組みます。

＜ライトアップ対象となる緑のイメージ＞

大乗寺丘陵公園のサクラ、ツツジ、アジサイ

卯辰山公園のサクラ、ハナショウブ、アジサイ、モミジ

彦三緑地のツツジ

本多公園のウメ など

◎ 「白鳥路ホタル観賞のタベ」の実施（環境政策課）

- ・白鳥路においては、引き続き市民ボランティア団体等と連携しながら特定期間の照明灯の減灯など、まちなかにおける貴重なホタルの生息と観賞の場としての環境を確保します。

【連携】市民協働による保全活動の促進

①保存樹・樹林等の価値の認識向上

②市民協働による歴史ある緑や用水の維持管理活動の促進

③歴史的なまちなみ彩りを加える園芸活動の促進

〈取組内容〉

① 保存樹・樹林等の価値の認識向上

〔新〕 保存樹・樹林ガイドマップ等の作成

- ・市民に広く保存樹・樹林の存在と価値を再認識してもらうため、「保存樹・樹林ガイドマップ」を作成します。
- ・市外から訪れる観光客等に建築物だけでなく、歴史ある緑を含めた金沢の歴史的な趣の奥深さを知ってもらうため、関係団体等と連携協力し、観光散策ガイドマップ等に保存樹・樹林等の情報を掲載するなど、新たな情報発信に取り組みます。

〔新〕 保存樹・樹林等を巡るツアー・見学会の実施

- ・森の都金沢の歴史ある緑を体感してもらうため、まちなかの散策ルート近くにある保存樹・樹林等を巡るツアーや市民向け見学会を実施します。

② 市民協働による歴史ある緑や用水の維持管理活動の促進

◎ 市民協働による活動の促進

- ・文化財指定を受けている庭園や保存樹・樹林等の歴史ある緑については、関係団体や大学等と引き続き連携協力しながら、除草や清掃活動、庭園内の池の浚せつなど、市民協働による活動を実施します。 (歴史都市推進課)
- ・惣構をはじめとする用水等については、生産組合等の管理者のほか、地域のコミュニティとの連携協力によって清掃活動を実施するなど、まちに潤いを与える水と緑の適切かつ良好な維持管理を促進します。 (内水整備課)

◎ 維持管理活動の普及支援

- ・地域の歴史ある緑に対する愛着を育み、市民協働によって維持管理を持続していくための普及活動への支援を検討します。

③ 歴史的なまちなみ彩りを加える園芸活動の促進

◎ 地先園芸空間の創出促進

- 歴史的なまちなみが残る重要文化的景観選定区域内においては、地域住民が主体となって町家の軒先や用水、惣構沿いに設置管理している盆栽やプランターなど、彩りある園芸空間の創出を促進します。



鞍月用水のボランティア清掃活動



金澤町家の地先園芸空間



ボランティアによる池の清掃
(千田家庭園：長町)

地形の緑（斜面緑地・河川など）

【継承】特色ある地形の緑の継承

①斜面緑地や丘陵地等の緑の継承

②河川の緑の保全

③海岸や河北潟周辺の緑の継承

④農地・森林の多面的機能の維持

<取組内容>

① 斜面緑地や丘陵地等の緑の継承

◎ 地区・区域指定や条例に基づく保全・継承

- ・里山から市街地へと連続して存在する斜面緑地や丘陵地の緑は、豊かな生物多様性を支える重要な緑であることから、風致地区や特別緑地保全地区の指定、斜面緑地保全条例に基づく適正な維持管理等によって、良好なかたちで保全、継承します。

（景観政策課、森林再生課）

- ・斜面緑地の一部は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため、周辺の自然環境との調和に配慮した土砂災害の防止対策に努め、斜面緑地としての緑の連続性を保全、継承します。

（道路建設課がけ地対策室、緑と花の課）

◎ 許可・事前届出制度等の的確な運用

- ・風致地区や斜面緑地保全区域における行為の許可申請書、事前届出書については、保全内容に係る精査や相談、協議など、適切な対応を行うとともに、必要に応じて金沢市景観審議会斜面緑地保全部会の審議に基づく指導助言を行い、的確に運用します。

◎ 竹林の拡大防止（緑と花の課、森林再生課）

- ・斜面緑地の一部区域では孟宗竹林が拡大し、緑の多面的な機能が発揮できていない状況が確認されているため、公有地だけでなく民有林を対象とした竹林の伐採や伐採後の郷土種樹木の植樹に取り組みます。

①	斜面緑地や丘陵地等の緑の継承
◎ 松くい虫対策の実施（緑と花の課、森林再生課）	<ul style="list-style-type: none"> 卯辰山公園内や野田山墓地内等のアカマツに対する松くい虫被害対策として、薬剤樹幹注入による被害の未然防止、被害木の迅速な除去等の対策を実施します。
◎ 支援制度の周知・活用	<ul style="list-style-type: none"> 斜面緑地保全区域における巨木適正管理事業や保全団体活動支援事業、高木緑化事業等の支援制度を周知徹底し、積極的な活用を促進します。
②	河川の緑の保全
◎ 犀川・浅野川堤防沿い等の緑の保全・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 犀川や浅野川の堤防沿いのサクラやマツの並木等は、一部、巨木化や老朽化が進んでいることから、県や市の河川管理者及び道路管理者と連携し、持続可能な維持管理の方針や更新計画の策定等により、適切に保全、継承します。
[新] 川筋に面した民有地の緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> 良好な川筋景観には、堤防の緑だけではなく川筋に面した民有地の緑も不可欠であることから、風致地区の許可基準や川筋景観保全基準等に基づき、民有地内の緑の保全を促進します。
③	海岸や河北潟周辺の緑の継承
◎ 海岸保安林（防風林）の育成	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保安林は、森林病害虫の被害により、一部、防風や防砂、美しい景観形成機能が損なわれているため、引き続き、薬剤樹幹注入等のマツ枯れ対策を進めます。
◎ こなん水辺公園の管理	<ul style="list-style-type: none"> こなん水辺公園は、野鳥飛来地や水生動植物等の生息・生育空間として、また、河北潟周辺の原風景が感じられる緑として貴重な存在であることから、引き続き、農薬を使用しない管理方法を用いながら、関係団体やN P O 法人とともに適切な維持管理に取り組みます。
④	農地・森林の多面的機能の維持
◎ 農地の保全（農業基盤整備課・農業水産振興課）	<ul style="list-style-type: none"> 農作業の効率化及び省力化を図るための圃場整備や農業用施設の適切な維持管理等により、農地の保全を図り、多面的な機能を維持します。
◎ 計画的な森林整備の推進（森林再生課）	<ul style="list-style-type: none"> 森林が有する多面的機能の維持発揮にむけて、市営造林だけではなく私有林も含めた計画的な森林整備を推進します。

【活用】魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用

①地形を活かした魅せる緑の創出

②自然が広がる癒しの緑の利活用

<取組内容>

① 地形を活かした魅せる緑の創出

【新】眺望景観に配慮した緑の魅力向上

- ・卯辰山公園は、市街地の背景として、兼六園からの眺望対象となることから、修景効果を高めるサクラやモミジの植樹、郷土種樹木の植栽など、新たな百年先を見据えた森づくり事業の推進により、四季折々の美しさを魅せる緑を創出します。

【新】川筋景観としての緑の魅力向上

- ・本市の景観を特徴づける川筋景観のさらなる魅力向上にむけて、犀川や浅野川の堤防敷を利用してサクラの植樹を行うとともに、河川に面した民有地の緑化の促進も併せ、川筋の魅せる緑を創出します。

② 自然が広がる癒しの緑の利活用

◎ 丘陵地を活かした眺望スポット・散策路の活用

- ・丘陵地には、その地形と豊かな自然環境を活かした卯辰山公園や大乗寺丘陵公園、高尾城址、四十万見はらし台といった眺望スポットのほか、南部丘陵歴史夢街道（散策路）など、身近な自然に親しみながら憩うことができる場が整備されていることから、広く市民や観光客に周知し、積極的な利活用を促進します。

◎ 河川を活かしたレクリエーション空間としての利活用

- ・犀川や浅野川をはじめとする河川沿いは、ウォーキングやサイクリング、お花見、花火大会等の様々な利用に対応した緑のオープンスペースが整備されていることから、引き続き、快適な利用環境を維持しながら、市民の多様な生活シーンの中での利活用を促進します。

◎ 海岸の緑を活かした憩いの場の活用

- ・海岸沿いには、健民海滨公園をはじめ、金石・大野やすらぎの森、専光寺ふれあいの森、安原海岸ふれあいの森等が整備されていることから、多様なレクリエーションニーズに対応した利用環境を維持しながら、その利活用を促進します。

（プール、サイクリングロード、パークゴルフ、マレットゴルフ、ソフトボール など）

② 自然が広がる癒しの緑の利活用

◎ 農地の有効活用（農業基盤整備課、農業水産振興課）

- ・農地は市民にとって、教育の場として、また、防災・減災面等の機能や効果も有していることから、集約都市形成を進めていく中で、市民農園や学校農園としての活用等を推進します。



兼六園からみた卯辰山の眺望



紅葉の浅野川河川敷（浅野川大橋付近）



金石・大野やすらぎの林 グラウンドゴルフ場

【連携】自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と保全活動の促進

①自然や緑を体験・学習する機会づくり

②多様な主体と連携した農林地保全活動の展開

〈取組内容〉

① 自然や緑を体験・学習する機会づくり

◎ 自然や緑を体験する機会の創出

- ・河川や海岸、河北渕、斜面緑地、農林地を対象として、各分野の学識経験者や専門家、地域団体等と連携しながら、広く市民が自然や緑を体験できる機会を創出します。

〔新〕 教育機関との連携による「緑育」の推進

- ・学校等の教育機関や関係団体等と連携し、地形が生み出す豊かな自然に触れ、学び、考える野外学習や自然観察教室など、子どもたちの「緑育」の機会を創出します。

② 多様な主体と連携した農林地保全活動の展開

◎ 民有林整備事業の推進（森林再生課）

- ・市と地域との間で「ふるさとの森づくり協定」を締結するほか、市民や企業との協働による森づくり活動を推進し、民有林の再生に努めます。

◎ 地域ぐるみによる農地の保全（農業水産振興課）

- ・近隣の複数集落が連携した農地の保全活動や生物多様性の保全を図るための地域活動を促進し、農地の多面的な機能の保全に努めます。



マイりんごセンターによる収穫体験
(額谷ふれあい公園)

5. 計画の目標

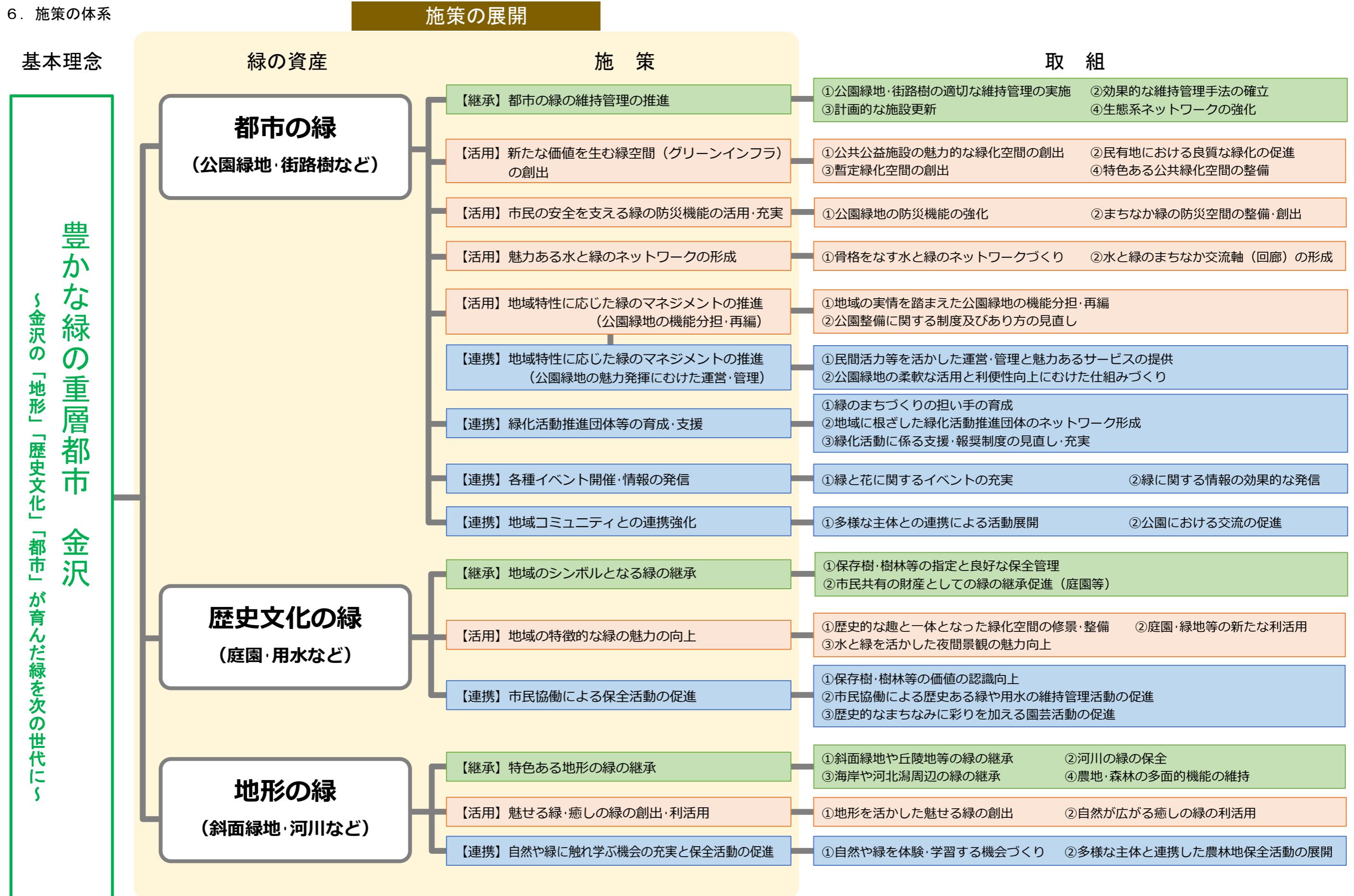
評価指標		現状 (2017年)	目標 (2028年)
全体指標	●「公園・緑地の整備状況」に対する満足度	42.1%	50%
	●「自然・緑の豊かさ」に対する満足度	48.0%	50%
	●定点観測による緑の重層性の評価 ・本市の特徴である「地形の緑」「歴史文化の緑」「都市の緑」が調和して重層性をなしている主要地点を設定し、それぞれの地点からみた“緑の質”が良好に保全されているか、向上しているかどうかを検証していきます。(設定から概ね5年後の評価)		維持向上
	(関連) 屋上・壁面緑化助成活用件数	平均:2件/年 (2000~2017年)	増加
継承	●地域制緑地及び施設緑地の緑化面積が維持され、豊かな緑が維持されています。	24,512 ha (2018年)	維持
	(関連) 施設緑地(都市公園、小公園等、未告示公園)面積	623 ha (2018年)	
	(関連) 地域制緑地面積	23,889 ha (2018年)	
	●「保存樹・樹林ガイドマップ」が作成され、保存樹・樹林を巡るツアー・見学会が開催されるなど、歴史文化の緑に対する認知度を高める取組が行われています。		
活用	●公園緑地における地域行事等が増え、地域コミュニティ活性化に寄与する公園の利活用が進んでいます。		
	(関連) 公園内行為使用申請件数	1,135件	件数増加&行為(利用目的)
	(関連) 公園内行為使用申請における行為項目数	22項目	項目数の増加
	●緑化重点地区における「市民緑地」が認定され、公園を補完する身近な緑としての活用が進んでいます。		
●Park・PFI制度を活用した公園施設が整備され、公民連携による公園の新たな魅力創出と市民サービスの提供が行われています。			

※現状、目標の基準年と異なる場合は数値に対応する年を記載しています。

第3章 計画の基本理念と施策の展開

評価指標	現状 (2017年)	目標 (2028年)
連携	●地域（校下・校区）が主体となった緑のマネジメント計画が策定され、市民ニーズを踏まえた公園のリニューアル、運営・管理が進んでいます。	
	（関連）計画策定地域数	— 2地域/年
	（関連）地域が主体となったリニューアル公園数	— 2公園/年
	●公園愛護団体・公園等里親団体を対象とした意見交換・活動紹介による交流会が開催され、公園の効果的な運営・管理にむけて活性化しています。	403 団体 交流会の開催による公園の効果的な運営・管理
	（関連）公園愛護団体数	360 団体
	（関連）公園等里親団体数	43 団体
	●公園の効果的な運営・管理を支援するための助成制度が見直し・創設され、地域に根ざした活用が進んでいます。	
	●緑化美化指導員・推進員（緑美会）や緑と花の活動員（かなざわ緑と花の会）合同のボランティア研修会が開催され、緑と花のまちづくり活動の地域展開が進んでいます。	
	（関連）緑美会研修会	— 合同研修会
	（関連）かなざわ緑と花の会研修会	1回/年 1~2回/年
●様々な情報媒体を活用し、緑や花に関する魅力ある情報が発信され、活用されています。		
	●多様な主体が関わる「公園等運営管理協議会（仮称）」が地域で発足され、公園内で新たなアクティビティ（活動）が展開されています。	
	（関連）地域別「公園等運営管理協議会（仮称）」の発足	— 2団体/年

6. 施策の体系



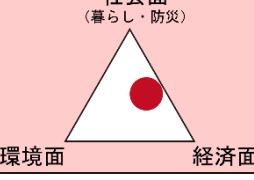
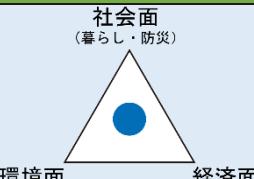
第 4 章 エリア別の緑のまちづくり方針

第4章 エリア別の緑のまちづくり方針

1. 緑のまちづくりの展開図の設定

本市における将来的なまちづくりの方向性を示した都市計画マスタープランや集約都市形成計画との整合を図りながら、金沢の重層性ある緑の多面的な機能の発揮を目指します。

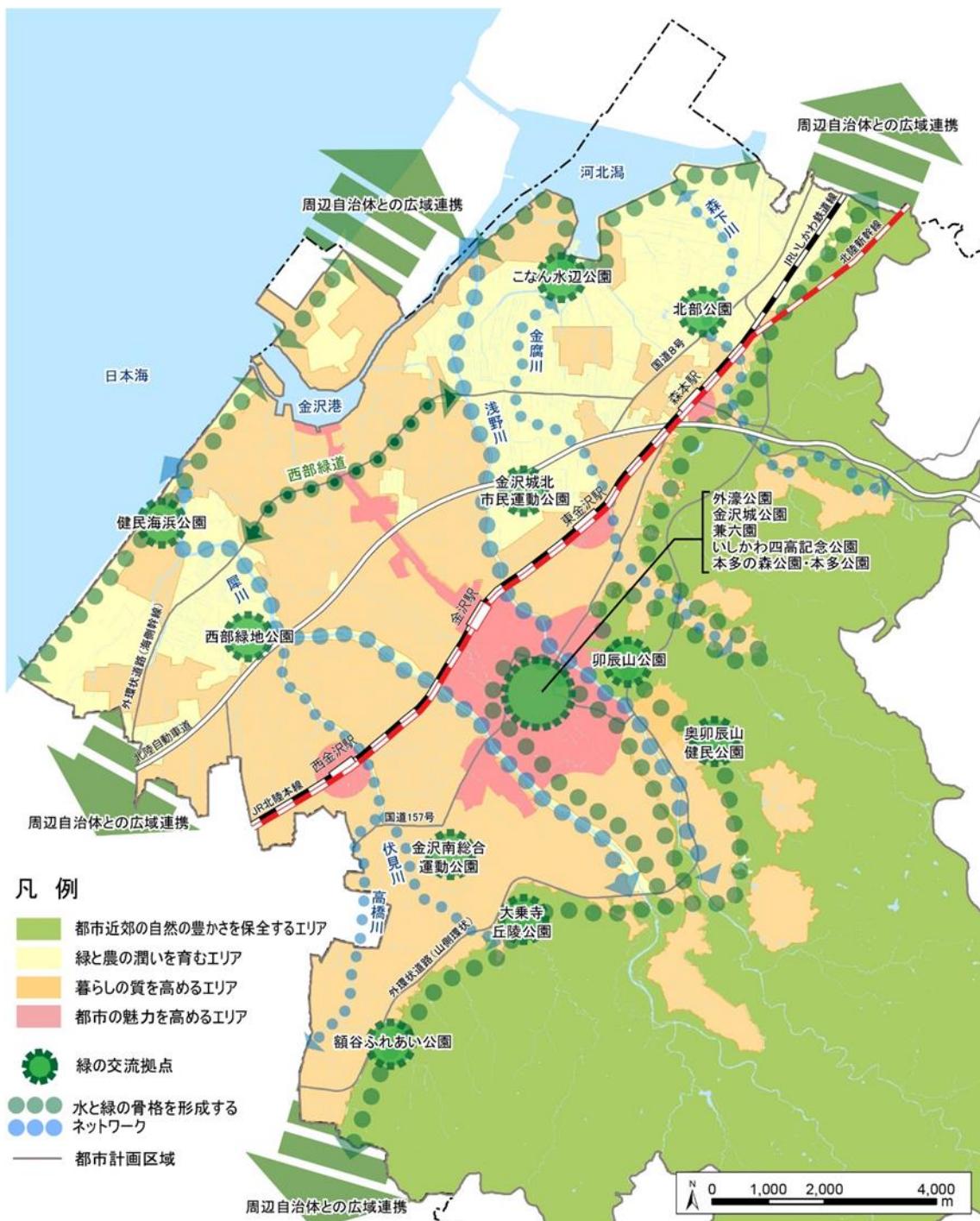
緑のまちづくりを展開するエリアと緑の交流拠点及びネットワークを次のとおり位置づけ、市民や地域等とのさらなる連携や協働を図り、それぞれの緑のまちづくり方針の実現にむけた取組を進めます。

区分	緑の機能発揮※ (比重イメージ)	位置づけ
緑のまちづくり展開エリア	都市近郊の 自然の豊かさを 保全するエリア	 <p>都市の後背地となる里山の自然と生物多様性を保全するエリアとして位置づけます。</p>
	緑と農の潤いを 育むエリア	 <p>海岸や河北潟周辺の緑や田園、集落の緑など、地域の潤いある緑を育むエリアとして位置づけます。</p>
	暮らしの質を 高めるエリア (一般居住区域※) (居住誘導区域※)	 <p>緑の柔軟な活用や魅力向上により、暮らしの質を高めるエリアとして位置づけます。</p>
	都市の魅力を 高めるエリア (都市機能誘導区域※)	 <p>緑の質の向上及び緑の創出等により、重点的に金沢の魅力や個性、賑わいを高めるエリアとして位置づけます。</p>
緑の交流拠点・ネットワーク	緑の交流拠点	 <p>広く市民や来訪者のスポーツやレクリエーション、憩い、交流の場となる特徴的で複合的な緑の拠点として位置づけます。</p>
	水と緑の骨格を 形成する ネットワーク	 <p>金沢の地形特性を活かし、市民生活を支え、多様なレクリエーションや交流等を促すネットワークとして位置づけます。</p>

※金沢市集約都市形成計画における誘導区域設定を参考にしています。

※緑の機能発揮の三角グラフは、各エリアのまちづくりにおいて、大きく3つの機能的側面からみた発揮比重イメージを示しています。(第2章6. 参照)

【緑のまちづくりの展開図】



凡 例

- 都市近郊の自然の豊かさを保全するエリア
- 緑と農の潤いを育むエリア
- 暮らしの質を高めるエリア
- 都市の魅力を高めるエリア
- 緑の交流拠点
- 水と緑の骨格を形成するネットワーク
- 都市計画区域

※緑のまちづくりの展開においては、「周辺自治体との広域連携」を視野に入れ、協力体制を整えながら取り組んでいきます。

2. 展開エリアにおける緑のまちづくり方針

1) エリア別にみたまちづくり方針

(1) 都市近郊の自然の豊かさを保全するエリア

◆現況と課題

このエリアは、市街地の背景となる里山の緑が広がり、災害防止や水源かん養、生物多様性の確保等の多面的な機能を発揮しつつ、地域の産業や伝統文化と密接に関わり育まれてきました。

また、大乗寺丘陵公園や卯辰山公園など、地形を活かした緑の交流拠点が立地するほか、風致地区や斜面緑地保全区域、農業振興地域、保安林等に指定され、豊かな自然環境を形成しています。

一方、エリア内では、人口減少や少子高齢化が進行しており、耕作放棄地の増加、森林所有者の持山に対する管理意識の低下による農林地の荒廃等が見られるため、今後、自然の豊かさを保全し、生態系ネットワークを強化していくことが求められます。



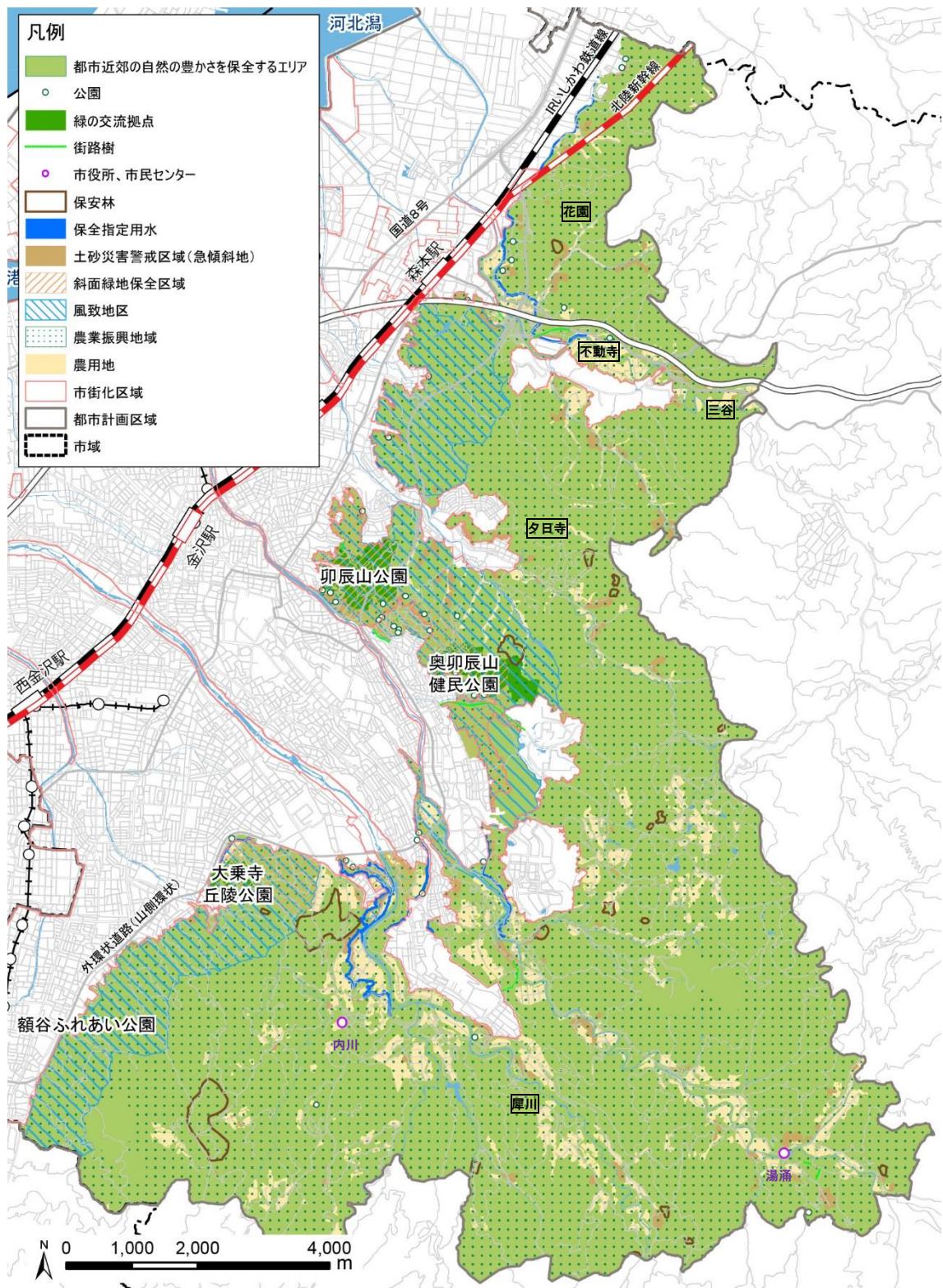
◆緑のまちづくり方針

里山が有する多面的な機能の発揮と生態系ネットワークの強化により 次世代に引き継ぐ緑のまちづくり

継：継承に関する施策、連：連携に関する施策

区分	主な取組内容
歴史 文化の緑	継 地域のシンボルとなる社寺林は、歴史とコミュニティとの関わりに配慮しながら、景観樹・樹林の適切な指定と保全管理の支援を行います。 連 卯辰巳用水や寺津用水、長坂用水等の保全用水は、地域の緑を支える重要な水資源であるため、地域主体の保全管理活動を促進します。
地形の緑	継 農地が有する多様な機能の保全にむけ、適切な維持管理を促進します。 継 東部から南部へと連なる丘陵地、小立野台地等の風致地区や斜面緑地保全区域においては、適切な開発と緑化誘導、緑の維持管理の支援を行い、市街地の借景となる貴重な緑として保全、継承します。 継 連 里山の緑は、立地環境に応じた役割を考慮しながら、地域との新たな関わりによって価値を再構築し、生態系の公益的機能を向上させます。 継 連 地域や市民との協働による荒廃竹林の伐採と森づくり活動を推進し、生態系ネットワークの強化と良質な景観の回復を図ります。 連 専門家や地域、教育機関等の多様な主体と連携し、自然体験や緑育の場、市民農園など、市民の学びやふれあいの場として保全と利活用を図ります。

【エリア位置図】



(2) 緑と農の潤いを育むエリア

◆現況と課題

このエリアは、田園、用水、海岸や河北潟周辺の緑と集落等の緑があいまって、地域の暮らしに潤いを与えています。

エリア北部の河北潟周辺では、大部分が市街化調整区域に指定されており、水稻や蓮等の四季を通じて移り変わる田園の緑や河川沿いの緑のほか、北部公園やこなん水辺公園をはじめとした緑の交流拠点と民有地の緑が一体となり、平野部におけるゆとりある環境を育んでいます。

一方、エリア内では、農業の担い手不足等による遊休農地の拡大や維持管理が行き届かない農業用水が見られるほか、小規模な宅地開発をはじめ、多様な開発行為が進んでいる地域が存在しており、今後、田園や水辺の緑と集落等の緑が一体となった緑を適切に保全し、育んでいくことが求められます。



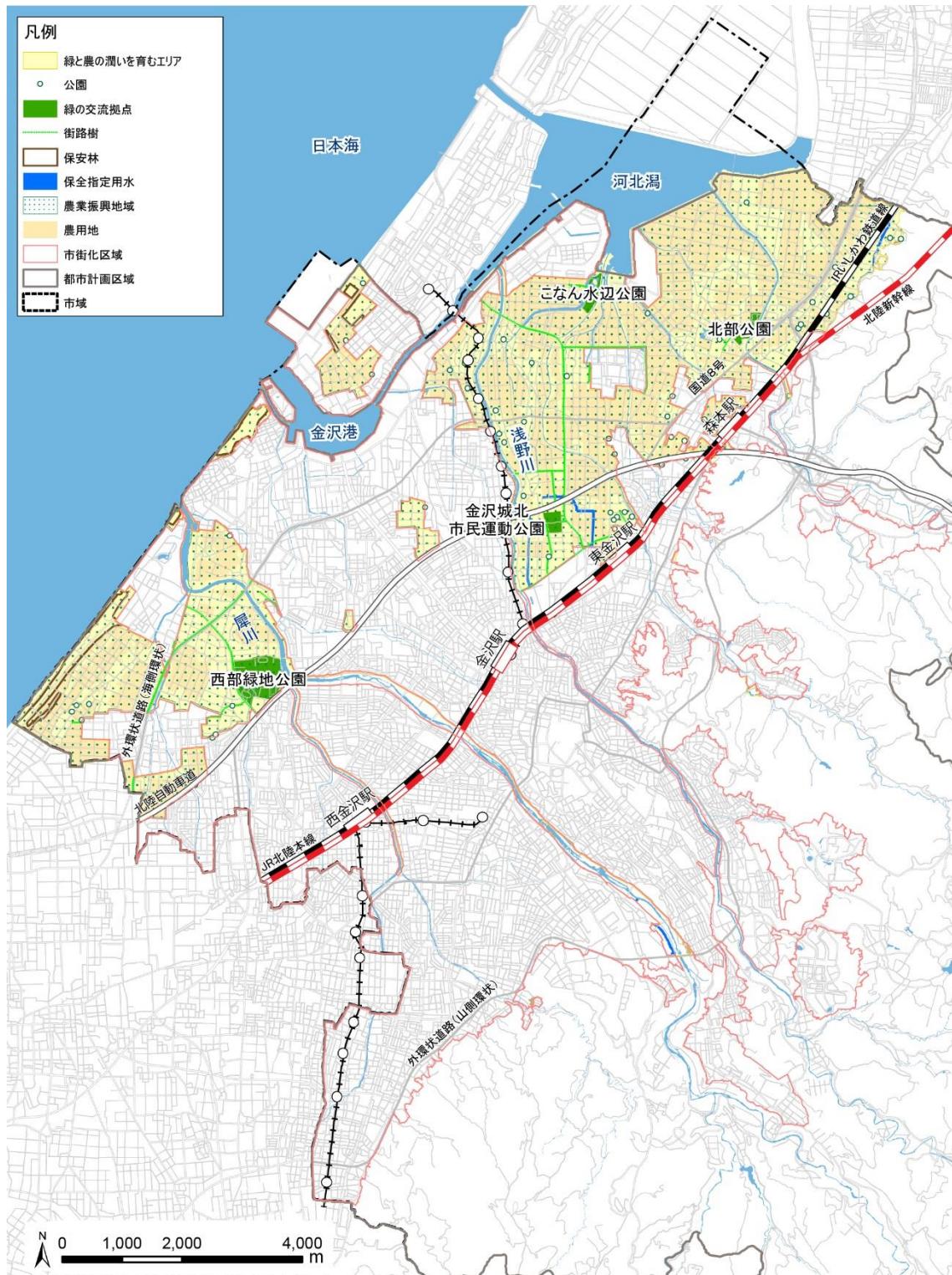
◆緑のまちづくり方針

田園や水辺の緑と集落等の緑が一体となった潤いある生活環境や ゆとりある暮らしを育む緑のまちづくり

緑 : 繙承に関する施策、赤 : 活用に関する施策、青 : 連携に関する施策

区分	主な取組内容
都市の緑	<p>緑 こなん水辺公園や柳瀬川つつみ公園など、水辺の自然と一体となった緑を適切に維持管理し、良好なかたちで保全します。</p> <p>赤 公園緑地や街路樹の適切な維持管理を推進し、周辺の農林地と一体となった水と緑のネットワークの形成を促進します。</p>
歴史文化の緑	<p>緑 青 連 集落や社寺林等の地域のシンボルとなる緑は、保存樹・樹林の指定と地域における価値の認識向上に努め、良好なかたちで保全、継承します。</p>
地形の緑	<p>緑 青 連 五郎島金時や加賀れんこん等の加賀野菜の一大生産地として、地域農業の中心となる担い手育成や農地集積等による生産活動の継続性を維持し、豊かな農地を保全します。</p> <p>緑 青 連 農地や河川、用水網の保全により、洪水調整機能の発揮を確保します。</p> <p>緑 青 連 農地転用許可等による適切な開発誘導や遊休農地の有効活用等により、水と緑豊かな田園景観を保全します。</p> <p>緑 青 連 県や多様な主体と連携しながら、海岸保安林や河北潟の水辺、犀川や浅野川、金腐川、森下川等における河川沿いの緑を保全します。</p>

【エリア位置図】



(3) 暮らしの質を高めるエリア

◆現況と課題

このエリアは、公園緑地や街路樹、民有地の緑等があいまって、良好な住環境を形成しています。集約都市形成計画においては、大部分が居住誘導区域や一般居住区域に設定され、特に居住誘導区域においては、日常生活に必要なサービス機能や一定水準の公共交通サービスを確保し、将来にわたり便利に生活できる区域として位置づけられています。



一方、エリア内では、公園樹木や街路樹の生長、公園施設の老朽化等が進んでおり、維持管理に係る負担が増加しています。また、少子高齢化等による空き家や空き地の増加、緑を守り育てる担い手の減少、市民の緑化意識の低下が懸念されるとともに、大地震や豪雨時における被害の軽減など、安全安心なまちづくりにむけた課題への対応が求められています。

◆緑のまちづくり方針

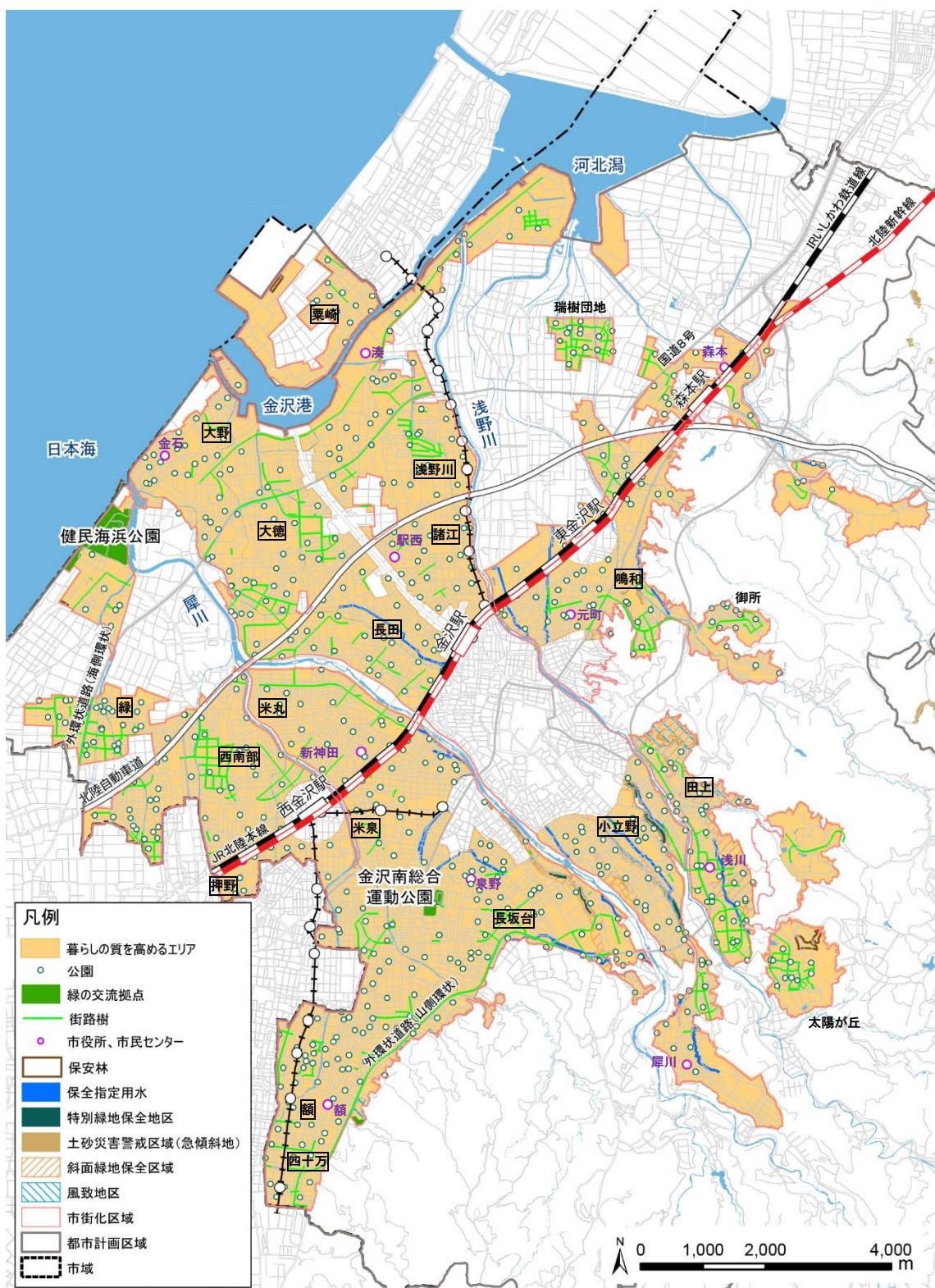
緑豊かな住環境の適切な維持と緑の多面的な機能発揮により
暮らしの質を高める緑のまちづくり

継：継承に関する施策、活：活用に関する施策、連：連携に関する施策

区分	主な取組内容
都市の緑	<p>継 豊かさとゆとりが感じられる地域の暮らしを支えるため、設置から長期経過している公園緑地の樹木や施設の適切な維持管理・更新を行います。</p> <p>継 地域の個性的な景観を形成する街路樹を適切に維持管理するとともに、老朽化した危険木等の計画的な更新を行います。</p> <p>活 金沢南総合運動公園等の大規模な公園を対象に、非常時の避難場所や排雪場としての活用を想定した整備や再整備を進めるなど、防災機能の強化に努めます。</p> <p>活 公共交通重要路線のバス停や鉄道駅周辺の地区では、交通施策と連携しながら、利便性の向上等に配慮した公園リニューアルを進めます。</p> <p>連 瑞樹団地等における緑のまちづくり協定や地区計画に基づいた市民協働による緑化活動を促進するほか、公園愛護団体や花いっぱい運動団体等の多様な主体による緑のまちづくりを支援し、緑豊かな住宅地の維持向上を図ります。</p> <p>活 公園緑地や街路樹と、周辺の農林地や水辺の緑が一体となった「水と緑のネットワーク」の形成を促進します。</p> <p>連 少子高齢化や人口動態の変化等に伴う課題解決にむけ、地域とともに緑のマネジメントに取り組み、地域の特性やニーズに応じた公園緑地の機能分担や再編について検討し、地域が主体となった公園緑地のリニューアルや運営・管理を支援します。</p>

区分	主な取組内容
歴史	緑運集落や社寺林等の地域のシンボルとなる緑は、保存樹・樹林の指定と地域
文化の緑	における価値の認識向上に努め、良好なかたちで保全、継承します。

【エリア位置図】



(4) 都市の魅力を高めるエリア（緑化重点地区）

◆現況と課題

まちなか区域は、犀川や浅野川のほか、鞍月用水や大野庄用水等の保全用水が流れ、兼六園や金沢城公園、保存樹・樹林等の緑、公園緑地や街路樹、公共公益施設の緑化空間など、多様な緑が一体となった象徴的な空間を形成し、都市の魅力を高めています。また、集約都市形成計画においては、駅西の都心軸やJR北陸本線の各駅周辺を含め、都市機能誘導区域に設定されており、様々な都市機能を集積し、都市生活の利便性を確保することで賑わいを高める区域として位置づけられています。



一方、エリア内では、保存樹・樹林等の貴重な歴史文化の緑に対する周知不足や公園緑地における市民の利用ニーズとのミスマッチのほか、少子高齢化に伴う空き地や駐車場等の低未利用地の増加、大雪や大地震等に対する地域防災力の強化、地域コミュニティに根ざした緑のあり方など、多様な課題への対応が求められています。

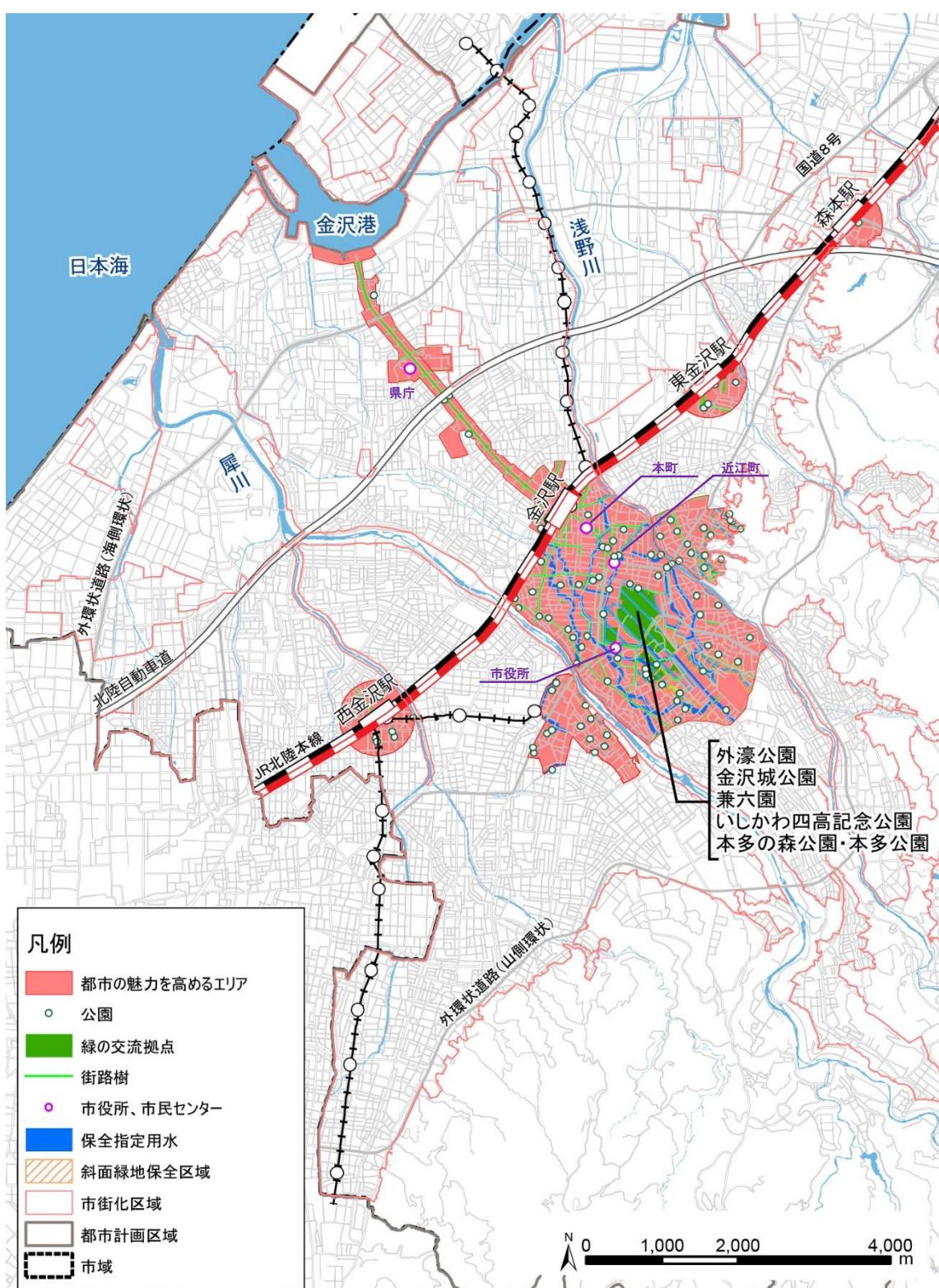
◆緑のまちづくり方針

緑の機能を効果的に組み合わせた多様な都市空間の創出により
魅力を高める緑のまちづくり

緑：継承に関する施策、活：活用に関する施策、連：連携に関する施策

区分	主な取組内容
都市の緑	<p>(都心軸[金沢駅—金沢港]周辺)</p> <p>緑連 金沢駅西広場とその周辺地区は、陸の玄関口にふさわしい緑化空間として良好な維持管理に努めるとともに、賑わい創出機能も備えた快適でゆとりある民有地緑化を促進します。</p> <p>活連 沿線の住宅地においては、地区計画に基づき、後背地の住宅地等と調和したゆとりと魅力が感じられる民有地の緑化を促進します。</p> <p>活連 国や県と連携し、金沢港周辺における海の玄関口としてのおもてなしに配慮した緑環境の創出等について検討し、その整備に取り組みます。</p> <p>(東金沢駅・西金沢駅・森本駅周辺)</p> <p>緑連 市民や事業者と連携し、駅前広場周辺の公園緑地や街路樹等の適切な維持管理や緑化に努め、緑豊かな駅前の交流空間の形成を図ります。</p>

【エリア位置図】



緑 : 繙承に関する施策、活 : 活用に関する施策、連 : 連携に関する施策

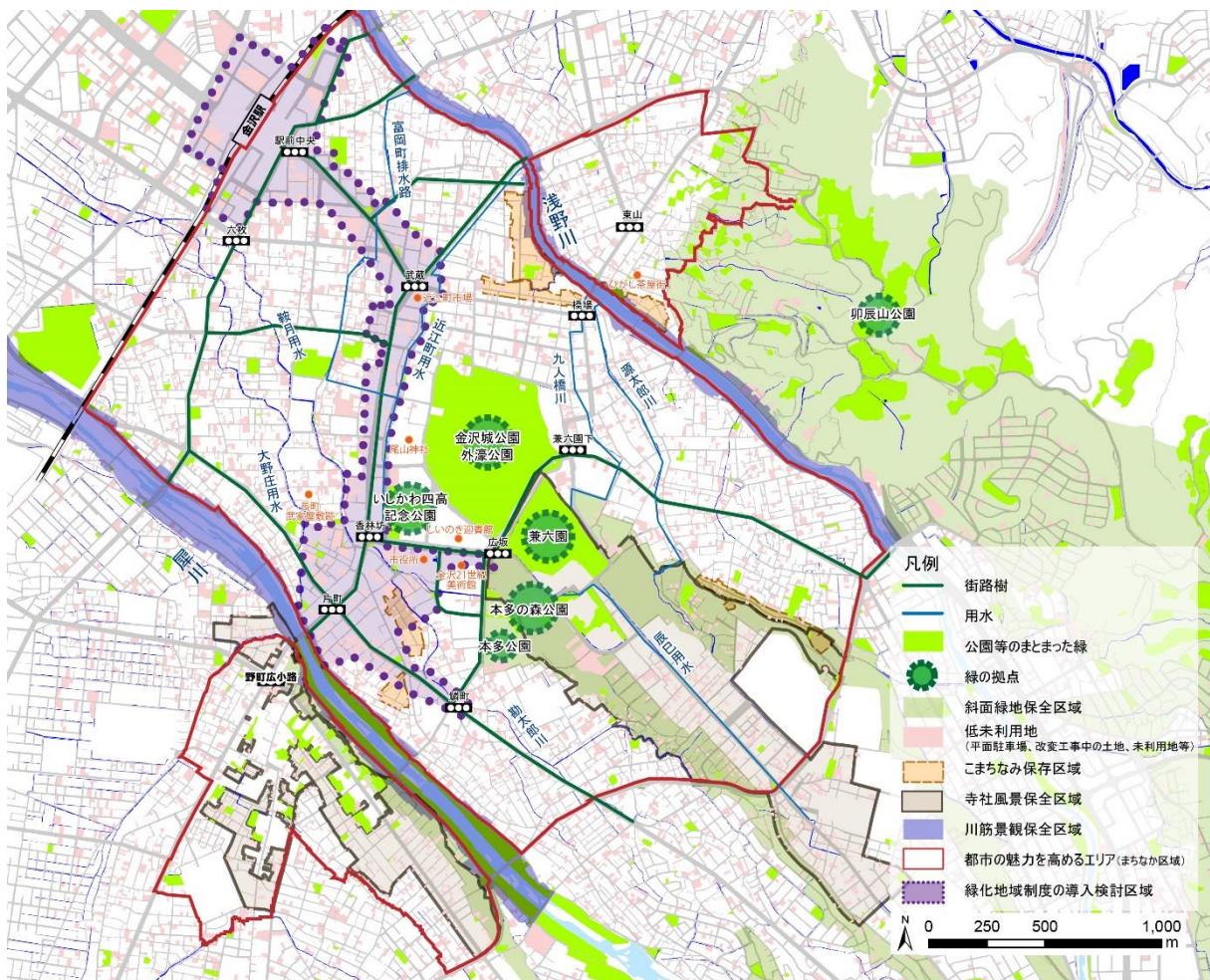
区分	主な取組内容
都市の緑	<p>(都心軸[金沢駅一片町]周辺)</p> <p>活 緑化地域制度等の活用について検討し、その導入を図りながら、屋上・壁面緑化やプランターによる飾花等を支援し、沿道の賑わい創出や景観向上に寄与する魅力的な緑化空間の創出を促進します。</p> <p>連 国や県のほか、金沢駅通り線や国道 157 号沿道の事業者や商店街等と連携し、まちなかに彩りを加える花いっぱい運動に取り組みます。</p> <p>(まちなか区域)</p> <p>緑 公園緑地の樹木や施設の適切な維持管理・更新に取り組みます。</p> <p>活 公共公益施設の建て替え等に併せ、地域に開かれた魅力ある緑化空間の創出を促進します。</p> <p>活 緑のまちづくり協定の締結等を進め、民有地における魅力ある緑化空間の創出を促進します。</p> <p>活 都市公園が不足している地区では、市民緑地認定制度により、低未利用地を活用し、地域のコミュニティ交流や健康づくり、避難場所等にも有効な暫定的な緑化空間の創出を支援します。</p> <p>活 連 まちなか特有の小公園や小緑地、児童遊園、街園等のあり方を考慮しながら、地域主体の緑のマネジメントを進め、社会情勢の変化や土地利用の転換等に伴う課題解決にむけた機能分担や再編について検討します。</p> <p>活 連 まちなかの木造住宅密集地域については、防災まちづくりと連携し、災害時における身近な避難場所となる緑地（広場）を整備します。</p> <p>活 市民の主要な生活道路や観光ルート、用水沿いにおいて、魅力ある緑の休憩空間を創出し、「水と緑のまちなか交流軸」を形成します。</p> <p>活 連 商店街や事業者と連携し、都心部の商業地にふさわしい賑わいや交流に寄与する魅力ある緑のオープンスペースの確保に努めます。</p> <p>連 既設公園の再整備においては、P a r k · P F I 制度など、民間活力の活用を視野に入れ、公民連携による効果的かつ効率的な運営・管理手法を検討し、新たな機能発揮や市民サービスの提供に取り組みます。</p>
歴史文化の緑	<p>(まちなか区域)</p> <p>緑 市民の伝統芸能と密接に関わってきた金澤町家や茶室に付随した庭等の緑は、文化財指定に加え、新たな認証制度の創設等による保全や継承にむけた取組を促進します。</p> <p>緑 連 保存樹・樹林については、寺社風景保全やこまちなみ保存等の景観施策と連携しながら、ガイドマップ作成やツアーの実施等により、地域だけでなく来訪者にも保存樹・樹林の価値を認識できる機会を創出するとともに、適切な維持管理を促進し、良好なかたちで継承します。</p>

第4章 エリア別の緑のまちづくり方針

継：継承に関する施策、活：活用に関する施策、連：連携に関する施策

区分	主な取組内容
歴史文化の緑	<p>(まちなか区域)</p> <p>❶ まちなかを流れる用水や用水を引き入れた庭園は、多様な主体との連携によって適切な維持管理や清掃活動を行い、良好なかたちで継承します。</p> <p>❷ 金沢城公園や兼六園については、鼠多門・橋をはじめとする復元整備を継続的かつ計画的に進めるとともに、適切な修繕や改修等を行い、本市の象徴として質が高く魅力ある緑として良好なかたちで保全、継承します。</p>
地形の緑	<p>(まちなか区域)</p> <p>❶ 犀川や浅野川沿いの緑については、県との連携や市民との協働によってサクラの植樹や更新等に取り組み、地域とともに良好な川筋景観の保全と魅力向上を進めます。</p> <p>❷ 犀川や浅野川については、国や県、地域の商店街や団体等と連携しながら、祭りやイベントの場としての活用のほか、ライトアップ等による夜間景観の向上を進めます。</p>

【エリア拡大図（金沢駅以南）】



2) ネットワーク形成にむけたまちづくり方針

(1) 緑の交流拠点・水と緑のネットワーク

◆現況と課題

本市には、まちなかの象徴となっている兼六園や金沢城公園をはじめ、市民のスポーツやレクリエーション活動を支える金沢城北市民運動公園、金沢南総合運動公園、日常生活にやすらぎを与える大乗寺丘陵公園、卯辰山公園など、規模の大きな緑の交流拠点が存在します。



また、市内を流れる犀川や浅野川等の河川が日本海、河北潟と市街地の背景となる丘陵地を結び、西部緑道とともに本市における水と緑のネットワークを形成する骨格が整っています。



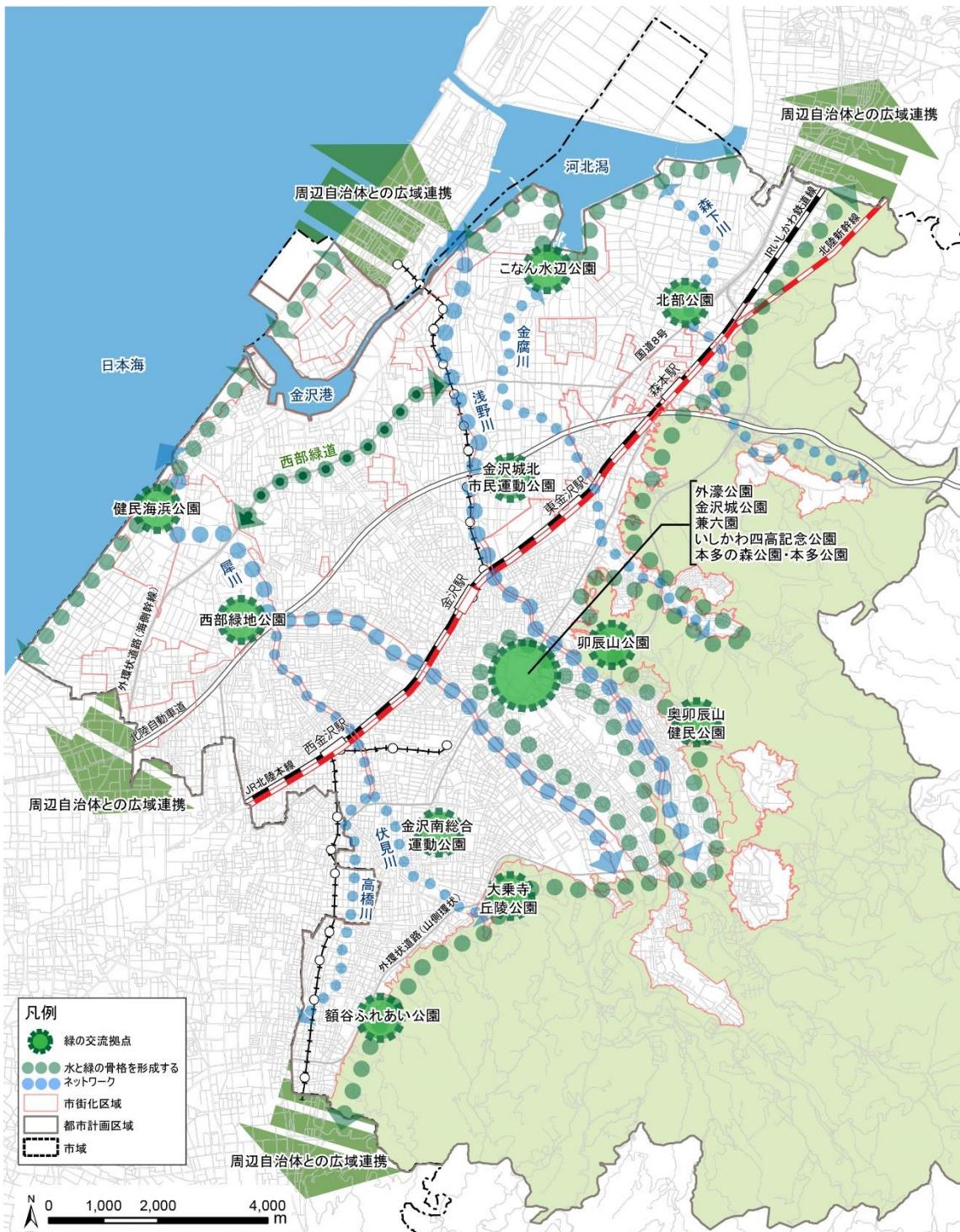
これらを構成する水と緑の資源は、市民の快適な暮らしや来訪者との多様な交流を支えるだけにとどまらず、生態系の有機的なつながりを育み、本市固有の生物多様性を生み出しています。

一方で、丘陵地や海岸沿い等における病害虫の発生防止、斜面緑地における土砂災害や河川緑地の豪雨災害の防止など、安全安心面からみた水と緑のネットワークの保全策のほか、地形の緑を適切に維持管理し、継承していくための取組が大きな課題となっています。また、大規模な公園や河川敷、西部緑道等における多様な利用ニーズに対応したさらなる機能やサービスの拡充と提供が求められています。



こなん水辺公園の田植え

【ネットワーク位置図】



◆緑のまちづくり方針

立地特性に応じた緑の交流拠点機能の強化とひととまち・自然をつなぐ
水と緑のネットワークを形成する緑のまちづくり

継：継承に関する施策、活：活用に関する施策、連：連携に関する施策

区分	主な取組内容
緑の 交流拠点	<p>継 こなん水辺公園や金沢城北市民運動公園、金沢南総合運動公園のほか、健民海浜公園、西部緑地公園、北部公園は、海や河川に近接していることから、周辺の公園緑地や街路樹、民有地の緑化空間と連携した水と緑のネットワークの核として、適切な維持管理・更新を進めます。</p> <p>継 活 市中心部に位置する金沢城公園や兼六園周辺の緑は、中山間地からつながる河岸段丘の斜面緑地を介した生態系ネットワーク上、まちの緑の心臓としての役割を果たしていることから、賑わいや交流の創出と適度な調和を図った緑の維持管理に努め、良質なまちなかの緑環境として保全、継承します。</p> <p>活 金沢城北市民運動公園と金沢南総合運動公園については、その立地と規模を活かした本市におけるスポーツやレクリエーション活動拠点として、交流機能の発揮と市民の健康づくりにむけた拡張や再整備を進めます。</p> <p>活 西部緑道、卯辰山公園、大乗寺丘陵公園、金沢城北市民運動公園、金沢南総合運動公園については、改修や延伸、拡張整備に併せ、広域避難地としての機能発揮に必要な空間の確保と防災施設の充実を図ります。</p> <p>活 本多の森公園・本多公園においては、東京国立近代美術館工芸館の移転等に合わせた周辺の緑地や施設の整備を進め、本市の歴史文化の中心地として魅力ある緑のオープンスペースを創出します。</p> <p>活 連 東部から南部へと連なる丘陵地に立地する卯辰山公園や奥卯辰山健民公園、大乗寺丘陵公園、額谷ふれあい公園については、背後に広がる豊かな自然環境とのつながりや斜面緑地としての景観の重要性に配慮し、多様な主体と連携しながら、適切かつ効果的な運営・管理にむけた柔軟な発想による取組や身近な環境教育の場としての利用など、積極的な活用を図ります。</p>

第4章 エリア別の緑のまちづくり方針

緑 : 繙承に関する施策、活用 : 活用に関する施策、連携 : 連携に関する施策

区分	主な取組内容
水と緑のネットワーク	<p>(日本海や河北潟沿岸)</p> <p>緑 連携県や周辺自治体、NPO法人等と連携し、魅力ある景観やレクリエーション空間の確保、良好な水辺環境の保全に努めます。</p> <p>(犀川・浅野川等の河川)</p> <p>緑 犀川や浅野川をはじめとした河川堤防沿いのサクラやマツの並木等は、良好な川筋景観を形成している貴重な緑であることから、県や市民とともに適切な維持管理・更新、保全、育成に取り組みます。</p> <p>活用 犀川と浅野川をつなぐ西部緑道は、引き続き延伸整備を進め、水と緑に包まれたレクリエーション空間を創出します。</p> <p>(丘陵地や台地の斜面緑地)</p> <p>緑 周辺自治体と連携しながら、風致地区や特別緑地保全地区、斜面緑地保全区域の指定に基づいた適切な維持管理を促進し、良好な斜面緑地の景観と豊かな生態系ネットワークを保全します。</p> <p>緑 斜面緑地の土砂災害対策工事にあたっては、動植物の生息・生育環境に配慮した工法や植栽樹木の採用等により、安全安心を確保しながら、山間部からまちなかへの生態系ネットワークの保全に努めます。</p>



犀川沿いの桜並木

3. 推進施策・取組と展開エリアの対応一覧表

区分	施 策	取 組	エリア・ネットワーク・拠点 (◎重点施策、○該当施策)				
			自然	緑と農	暮らしの質	都市の魅力	ネットワーク・拠点
都市の緑	継承 都市の緑の維持管理の推進	①公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	○	◎	◎	◎	
		②効果的な維持管理手法の確立	○	◎	◎	◎	
		③計画的な施設更新		◎	◎	◎	
		④生態系ネットワークの強化	○	◎	◎	◎	◎
	活用 新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	①公共公益施設の魅力的な緑化空間の創出	○	○	○	○	
		②民有地における良質な緑化の促進	○	○	○	○	
		③暫定緑化空間の創出		◎	◎	◎	
		④特色ある公共緑化空間の整備	○	○	○	○	◎
	市民の安全を支える緑の防災機能の活用・充実	①公園緑地の防災機能の強化					◎
		②まちなか緑の防災空間の整備・創出		◎	◎	◎	
連携	魅力ある水と緑のネットワークの形成	①骨格をなす水と緑のネットワークづくり	◎			◎	◎
		②水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成		◎	○	○	
	地域特性に応じた緑のマネジメントの推進 (公園緑地の機能分担・再編)	①地域の実情を踏まえた公園緑地の機能分担・再編				◎	
		②公園整備に関する制度及びあり方の見直し			◎	◎	◎
	地域特性に応じた緑のマネジメントの推進 (公園緑地の魅力発揮にむけた運営・管理)	①民間活力等を活かした運営・管理と魅力あるサービスの提供	◎	○	○		
		②公園緑地の柔軟な活用と利便性向上にむけた仕組みづくり			◎	◎	◎
	緑化活動推進団体等の育成・支援	①緑のまちづくりの担い手の育成	○		◎	◎	
		②地域に根ざした緑化活動推進団体のネットワーク形成	○	○	○	○	
		③緑化活動に係る支援・報奨制度の見直し・充実	○	○	○	○	
	各種イベント開催・情報の発信	①緑と花に関するイベントの充実	○				◎
		②緑に関する情報の効果的な発信	○	○	○	○	
	地域コミュニティとの連携強化	①多様な主体との連携による活動展開	◎				
		②公園における交流の促進		◎	◎	◎	
歴史文化の緑	継承 地域のシンボルとなる緑の継承	①保存樹・樹林等の指定と良好な保全管理		◎	◎	◎	
		②市民共有の財産としての緑の継承促進	○	○	○	○	
	活用 地域の特徴的な緑の魅力の向上	①歴史的な趣と一体となった緑化空間の修景・整備	○	○	○	○	
		②庭園・緑地等の新たな利活用			◎	◎	◎
		③水と緑を活かした夜間景観の魅力向上			◎	◎	◎
	連携 市民協働による保全活動の促進	①保存樹・樹林等の価値の認識向上	○			◎	
		②市民協働による歴史ある緑や用水の維持管理活動の促進	○	◎	○	◎	
		③歴史的なまちなみを加える園芸活動の促進	○	○	◎	◎	
地形の緑	継承 特色ある地形の緑の継承	①斜面緑地や丘陵地等の緑の継承				◎	◎
		②河川の緑の保全				○	○
		③海岸や河北潟周辺の緑の継承				◎	◎
		④農地・森林の多面的機能の維持	◎				
	活用 魅せる緑・癒しの緑の創出・利活用	①地形を活かした魅せる緑の創出					○
		②自然が広がる癒しの緑の利活用				◎	◎
	連携 自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と保全活動の促進	①自然や緑を体験・学習する機会づくり	○	○	○	○	○
		②多様な主体と連携した農林地保全活動の展開	○	○	○	○	○

※◎：卯辰山、④：大乗寺丘陵公園、⑤：西部緑道

第 5 章 推進体制

第5章 推進体制

1. 施策の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民や町会、関連事業者、各種団体、NPO法人、大学等のほか、審議機関、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むことが重要です。

多様な主体との情報共有や連携協力、「連携中枢都市圏」の取組を踏まえた周辺自治体との広域連携を図りながら、各種施策を推進します。

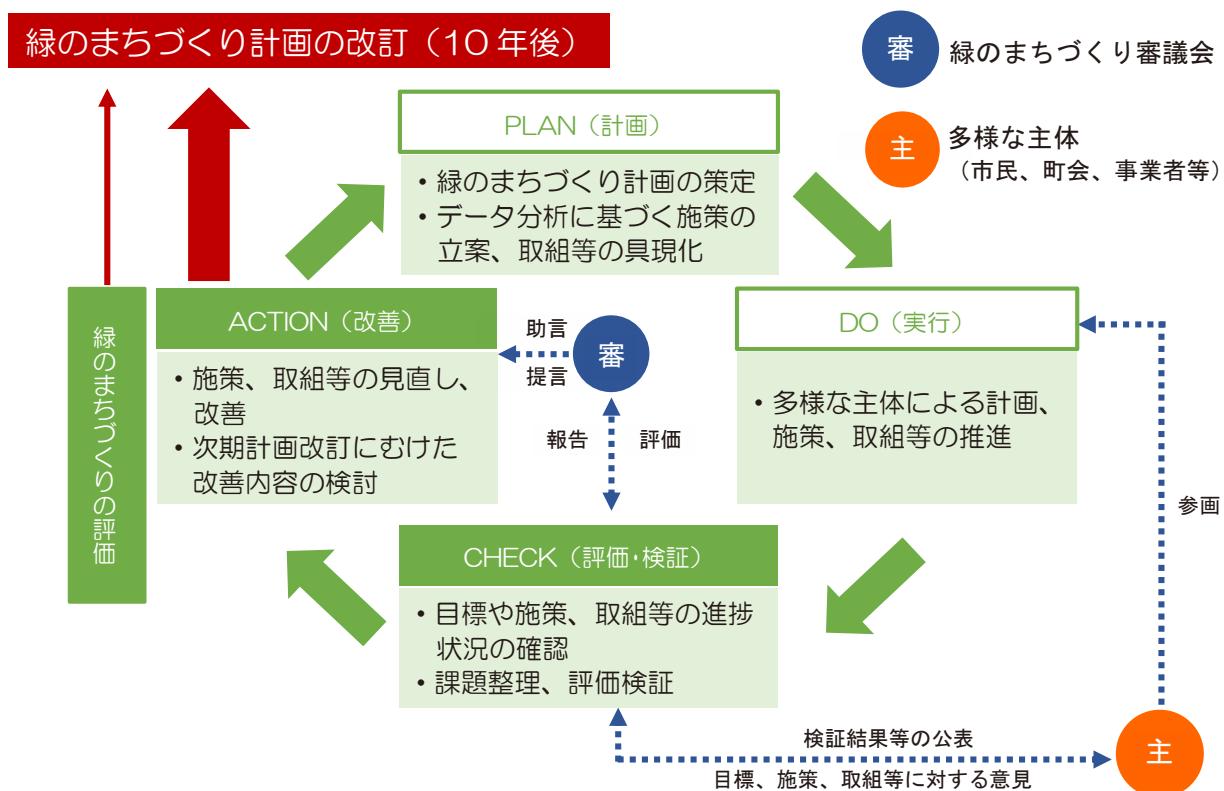
主 体		役 割
市民 町会 関連事業者 各種団体 NPO 法人 大学 など	市 民 町 会	<ul style="list-style-type: none">・緑のまちづくり活動への参画、協力・地域の緑化、緑の保全、公園や街路樹の運営・管理等に係る主体としての活動実施・緑の機能や重要性に対する理解
	関連事業者 造園・園芸業 公園施設業 建築設計・施工業 不動産業 など	<ul style="list-style-type: none">・緑の育成や維持管理における品質の確保・緑の維持管理における技能の向上・新たな担い手の育成、確保・民有地緑化に関する連携協力
	緑を育て 金沢を美しくする会 (公財)金沢まちづくり財団 など	<ul style="list-style-type: none">・緑化・美化活動等の普及啓発・推進・緑化・美化指導員・推進員等の研修、育成・緑に対する理解を深める市民講座等の開催・緑化活動に対する支援
	NPO法人・大学 など	<ul style="list-style-type: none">・市民協働事業に関する連携協力・共同研究、取組の実施
	金沢市緑のまちづくり 審議会	<ul style="list-style-type: none">・施策の進捗状況に対する意見、助言・市民協働に係る事業の評価・計画の策定、施策や事業見直しに関する審議
	金沢市景観審議会 緑化推進部会 斜面緑地保全部会	<ul style="list-style-type: none">・保存樹・樹林等の指定・緑の保全や緑化手法等に係る指導・助言・緑に係る公共事業等の審議
	金 沢 市 緑と花の課 関係課	<ul style="list-style-type: none">・緑のまちづくり施策や事業の計画的な実施、調整・「連携中枢都市圏」構成市町村との連携・多様な主体との連携（市民、関連事業者、各種団体、NPO法人、大学、国、県など）・地域が主体となった活動、緑化に対する支援・意識向上にむけた情報発信・新たな緑の担い手の育成支援 (緑と花の活動員等の研修、育成)

2. 計画の進行管理

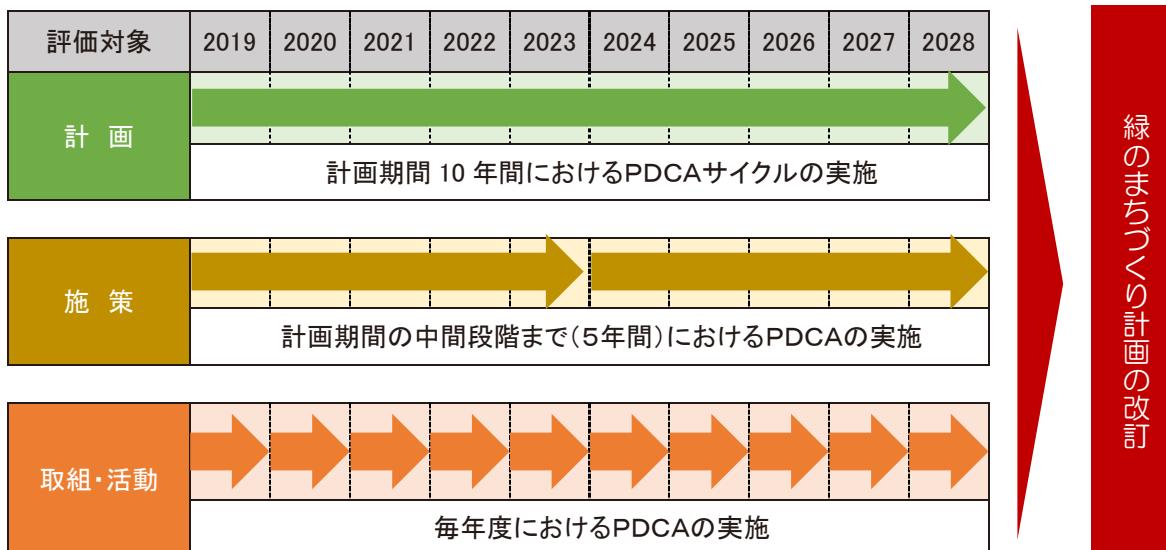
時代の変化のスピードに迅速に対応しつつ、本計画を着実に推進するため、重層的なP D C Aサイクルを実施します。毎年度、個々の取組や活動等について実施状況を把握し、随時、改善を図ります。また、5年後には中間評価を行い、計画に沿った各種施策の進捗状況や目標の達成状況を把握し、施策の見直しや効果的な施策の立案を行います。

計画期間の最終年度（10年後）には、これら全体の評価と新たな取組等を検討し、次期計画を改訂します。

【P D C Aサイクル】



■ 重層的なP D C Aサイクルのスケジュールと評価対象の関係



【計画のP D C Aサイクル<2019～28年度実施>】

項目	内 容
PLAN (計画)	<p>■緑のまちづくり計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標、施策の体系、まちづくり方針等の設定 ・中長期公共事業計画や重要規定計画への位置づけ（中長期予算化）
DO (実行)	<p>■計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策・事業の計画的推進 ・府内関係課や国・県等との協議、連携体制の構築 ・地域における多様な主体との連携体制づくり
CHECK (評価・検証)	<p>■目標達成の評価・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針と施策に対する現況把握と目標達成状況の検証 ・次期計画改訂にむけた課題整理 ・市民アンケート実施等による市民の評価の把握 ・計画の目標達成状況に対する評価・提言（審議会）
ACTION (改善)	<p>■次期計画改訂にむけた改善内容の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくり審議会と市民の意見を踏まえた改善（基本方針・目標の精査、施策体系・内容の見直し）

【施策のP D C Aサイクル<5年後：2023年度実施>】

項目	内 容
PLAN (計画)	<p>■データ分析に基づく施策の立案（予算化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標達成にむけた施策の継続・新規施策の立案 ・中長期公共事業計画や重要規定計画への反映（中長期予算化）
DO (実行)	<p>■施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施スケジュールの管理、調整 ・府内関係課や国・県等との連携、調整 ・地域における多様な主体との連携協力・調整協議
CHECK (評価・検証)	<p>■施策の進捗確認、課題整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況の把握、課題整理 ・「金沢市eモニター制度」を活用した市民アンケートの実施や多様な主体との意見交換会等による意見や要望の把握 ・計画の目標達成状況に対する評価・提言（審議会）
ACTION (改善)	<p>■施策の見直し、立案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画後期にむけた施策の見直し、改善 ・新規施策立案にむけた検討

【取組や活動のP D C Aサイクル<毎年度実施>】

項目	内 容
PLAN (計画)	<p>■取組等の具現化（予算化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課の年度経営（重点）目標、事業計画の作成 ・市関連計画との調整及び次年度予算案への反映（予算化）
DO (実行)	<p>■取組等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施、進捗管理 ・府内関係課や国・県等との連携 ・地域における多様な主体との連携協力の推進
CHECK (評価・検証)	<p>■取組等の実施状況の把握、問題点整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施状況や市民要望への対応状況の把握 ・多様な主体との連携協力状況や市民協働による活動状況の把握 ・実施状況把握を踏まえた問題点の整理 ・事業の進捗状況に対する評価・提言（審議会）
ACTION (改善)	<p>■取組等の見直し、改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の評価と意見を踏まえた取組内容の改善策の検討

【評価・検証に関する補足説明】

◎ 緑の質の向上と新たな価値の創出に関する評価手法の検討

計画の適切な進行管理には、目標や施策、取組・活動の進捗状況に対する現状評価と政策判断が不可欠です。しかし、定性的に表現される「緑の質の向上」や「新たな価値の創出（緑の多面的な機能の効果的な発揮）」に関する評価指標が確立されていない状況にあります。今後、「緑の質の向上」と「新たな価値の創出」について、既存データや有識者からの助言等を踏まえた効果的な評価手法を検討します。

◎ 緑のまちづくり審議会及び関係課と連携した計画・施策・取組の検証と見直し

年度評価や中間評価、計画改訂時においては、各種データ分析を踏まえた検証結果を「緑のまちづくり審議会」へ報告し、結果に対する助言や提言を受け、適宜、見直しを行います。また、生態系の変化等の不確実性を伴う施策や取組の進捗管理については、関係課と連携しながら、順応的管理（モニタリング結果を踏まえ、隨時見直しや修正を行なながら管理する手法）を行います。

◎ 検証結果等の公表と市民意見の把握

年度評価や中間評価、計画改訂等のタイミングに併せ、市ホームページ等を通じて、取組や活動についての進捗状況や目標達成状況、検証結果等を市民に公表します。年度評価や中間評価については市ホームページや市民アンケート、意見交換会等を通じて意見を把握することとし、計画改訂においてはパブリックコメントを実施します。

3. 地域主体による緑のマネジメントの推進

1) 地域における緑のマネジメントの導入の考え方

地域が主体となって緑のマネジメントを推進するためには、地域の実情に応じて市民や町会、関係団体、事業者、行政等の複数の団体や組織によって協議や合意形成できる場（プラットフォーム）を設け、計画的に展開することが重要です。

そのため、市民の生活の場でもありながら来訪者も多い「まちなか」と生活を中心となる「郊外部」においてモデル地域を選定し、地域ごとに「公園等運営管理協議会（仮称）」を設置することで、公園だけでなく斜面緑地や市民緑地等の多様な緑を対象とした地域主体による緑のマネジメント計画の策定とその計画に沿った活動を展開します。

【地域主体による緑のマネジメントフロー】

ステップ1：地域との話し合い

- 地域の公園緑地のあり方について検討するワークショップの実施



ステップ2：地域別「公園等運営管理協議会（仮称）」の設置

- 市民や町会、関係団体、事業者、行政等を中心に協議会を構成

ステップ3：地域主体の緑のマネジメント計画の策定

- 地域の公園等運営管理協議会（仮称）で計画を策定
(現状把握、課題の理解、目標やルールの共有、役割分担 等)
- 地域が主体となった緑のマネジメントの仕組みづくり
(機能分担・再編や運営・管理に対する支援策の検討 等)



ステップ4：運営・管理の実施と改善策の検討

- 関係者間の調整や計画に沿った活動の実践・改善



2) 他分野のエリアマネジメントとの連携・調整

地域が主体となって取り組むまちづくりは、緑のまちづくり分野だけではありません。本市では、防災まちづくり（市街地再生課）やまちづくり協定（都市計画課）など、近年、まちづくり上の課題を抱える地域を対象として、地域との話し合いのもとに計画やルールを策定し、事業を進める取組が存在します。

緑のまちづくりでは、緑の多面的な機能の効果的発揮により地域の課題解決を目指していることから、関係課が他分野の観点からエリアマネジメントを進めるスケジュールと十分に連携と調整を図りながら取り組むことが効果的です。

3) 緑のマネジメントによる運営・管理にむけて

①緑のまちづくり協定の締結

地域主体による緑のマネジメントを実施し、緑のまちづくり活動の具体性を高めるためには、地域と行政との役割分担の明確化と実施主体となる組織づくりが不可欠です。

そのため、地域と市との間で緑のまちづくり協定を締結し、地域で定めた緑のまちづくり方針や公園緑地の機能分担及び再編の目標、地域の特性に応じたルールや運営・管理の内容を明文化し、実効性を確保しておくことが重要です。

また、緑のマネジメント計画を踏まえた実質的な活動展開をサポートする協定となるよう、協定に示す内容や協定に基づいた効果的な支援のあり方について、必要に応じて見直しを行います。

②グラウンドワークによる活動展開

地域が主体となって緑のマネジメント計画で策定した具体的な取組を実施する際には、町会や公園の利用団体等とともに、樹木や花に係る造園・園芸業のほか、様々な公園施設に係る土木建設・電気業等の専門家の協力も得ながら取り組むことが期待されます。

イギリスに始まった「市民・事業者（企業）・行政」の三者が協力して身近な環境づくりを進めるグラウンドワーク手法を参考に、わが国においても様々な自治体が多面的な活動を実施し、成果をあげています。この手法は、市民や行政だけでなく、地元の事業者も参加することが大きな特徴です。

近年、企業市民として事業者も社会貢献活動に取り組んでおり、緑のまちづくり活動においては、公園の清掃等が行われています。

さらに、関連事業者と子どもたちをはじめとする地域住民が一緒に公園の改修や再整備を実施することによって、将来の業界を担う新たな担い手の確保や地域貢献に寄与する効果があると考えられます。



【まちなかにおける緑のマネジメントのイメージ（例. 公園緑地）】

地域の特性やまちづくりの課題を踏まえ、地域にとって有効な機能を発揮できるよう、公園緑地の機能分担や再編を行います。

空地を活用して「市民緑地」に土地利用転換し、日頃の身近な健康づくりの場や町会で管理する菜園や花壇（園芸福祉の場）として利用することで、様々な世代の住民が集い、コミュニケーションや町会行事、イベントが活発化するなど、地域コミュニティの交流促進や住民の居場所づくりの効果が期待できます。

また、公園緑地等の緑だけではなく、公共施設の更新計画や地域の生活動線、用水との関係性を考慮した「水と緑の回廊づくり（ネットワーク形成）」をはじめ、公民連携による質の高い市民サービスの提供、公園の多面的な機能を介した市民交流の活性化など、地域全体で効果的なマネジメントを行うことが重要です。



【郊外部における緑のマネジメントのイメージ（例. 公園緑地）】

郊外部では、土地区画整理事業で3%緑地として整備された街区公園や近隣公園、開発行為に伴って整備された小公園等が多く存在し、同一地域内にある複数の公園で機能が重複している状況が多く見られます。

また、公園の近くに保育所や幼稚園、こども園等が立地している場合、日常的に公園が利活用されている一方、高齢者のグラウンドゴルフや小学生のボール遊びなど、1つの公園で複数の利用が競合している状況も見られます。

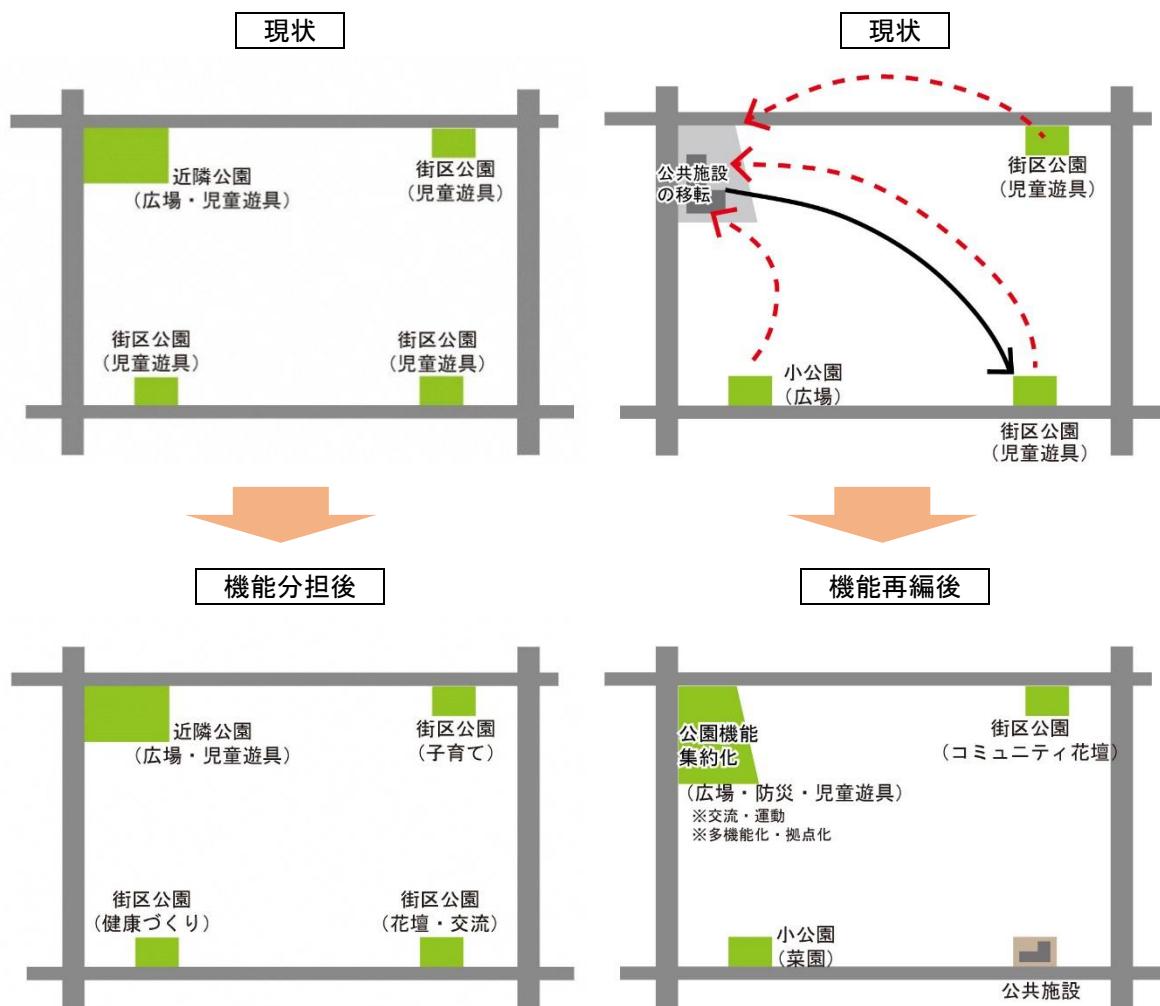
◆ 機能分担

地域内に存在する公園の利用実態を把握し、周辺の公共公益施設の立地との関係性や、地域の人口構成等も考慮しながら、それぞれの利用者が快適かつ効果的に利用できるよう、地域ニーズに応じて機能分担を行います。

◆ 機能再編

公共施設の改修・移転等のタイミングに合わせて、地域内の公園の機能集約を検討します。

集約後の跡地は、地域ニーズに応じた緑やオープンスペースとしての利用も検討します。



參考資料

○用語解説（50音順）

あ行

用語	説明
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。インターネット等を活用して、人と人、人とモノの間で情報や知識を共有するための情報通信技術
一般居住区域	「金沢市集約都市形成計画」に位置づけられる区域で、自動車や自転車での移動を主体に、日常生活に必要な施設を維持しながら、これまで通りの暮らし続けられる区域
インセンティブ評価	やる気や意欲を引き出すための評価指標。緑化空間における規模のほか、環境・社会・経済面からみた優れた品質や効果の評価による認定や助成上乗せ等が考えられる
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略称。知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムをつくる科学と技術。例えば、人間のように考えるコンピュータを目指したソフトウェアやシステム
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標で持続可能な世界を実現するための17のグローバル目標と169のターゲットからなる
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、地域の住民や事業者等が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうとする取組
オープンカフェ	屋外に席のあるカフェ空間。本来は、街路に面した壁や屋根を取り払い、日差しや風を取り込むように設計された開放的な喫茶店やレストランのことをいう
オープンガーデン	個人の庭などを一定期間又は常時公開する活動

か行

用語	説明
開発指導基準	無秩序な市街化防止や公共施設等の整備改善、住みよいまちづくりにむけ、本市の区域内で行われる開発行為に対し、法令等に従って指導するための一定の基準
金沢市集約都市形成計画	平成26年に改正された都市再生特別措置法の立地適正化計画に相当する計画。長期的な視点から本市の持続的発展が可能となる都市構造の段階的な再構築の考え方を示した都市の集約化に関する総合計画

用語	説明
居住誘導区域	「金沢市集約都市形成計画」に位置づけられる区域で、日常生活に必要なサービスを確保し、将来にわたり本市の居住の柱として人口密度を維持する区域
QOL	Quality Of Life の略称。一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことを指し、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということを尺度としてとらえる概念
クールスポット	葉の太陽光吸收や蒸散作用によって周辺の温度が下がった涼しい空間
グラウンドワーク	市民、企業、行政の三者が協力して身近な地域の環境改善に取り組む運動
グリーンインフラ	土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本の整備の一環として進めようという考え方
景観緑三法	景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の総称。平成 17 (2005) 年全面施行
ケータリングカー	イベント等での飲食を提供する目的で食品の調理設備を備える車両。キッチンカーとも呼ばれる
公園愛護団体	地域の『ふれあいの場』『やすらぎの場』として日頃利用している身近な公園を管理していただいている町会等の団体
公園等里親団体	公園緑地や街路樹について、愛され、親しまれる公共空間となるよう、自主的な除草や清掃等のボランティア活動に取り組んでいただいている団体
公園施設長寿命化計画	老朽化が進む公園施設について、利用者の安全確保対策の強化、修繕・更新費用の平準化を図る観点を踏まえ、施設ごとに計画的な維持管理方針を定め、施設ごとの修繕・更新の予定期や内容等をとりまとめた計画
公共インフラ	インフラはインフラストラクチャー (infrastructure) の略で、道路や上下水道、港湾等の産業の基盤となる公共施設のほか、学校、病院、公園、福祉施設等の生活の基盤となる公共施設のことをいう
公共還元型の収益施設	平成 29 年に改正された都市公園法において、公募により民間事業者が都市公園内で飲食店や売店等の収益施設の設置管理者となり、当該施設の収益を活用して周辺の園路や広場等の整備、改修ができることとなった

さ行

用語	説明
サウンディング調査	公有地活用や民間活力の導入など行政による官民連携事業において、民間事業者が参加しやすい公募を行うため、民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握等を行う調査手法
CSR	Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略称。企業が自己の利益だけでなく、地域住民など利害関係者の利益を実現することが社会的な存在意義ととらえ、自発的に社会に貢献していくこうとする考え方
指定管理者制度	多様化する住民ニーズにより効果的に対応することを目的とし、平成15年の地方自治法改正により創設された制度。公共施設の管理を行う者として議会の議決により指定を受けた民間事業者も管理を行うことが可能となった
市民農園	市民等がレクリエーションとしての自家用野菜や花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園
市民緑地認定制度	民有地の所有者の申し出に基づき、貸借契約の手続きや設置管理計画の作成、市長の認定を受け、地域住民が利用するための公開緑地として、一定期間、設置、管理、活用する制度
斜面緑地	金沢のまちなかから身近に眺望され、又は俯瞰される台地又は丘陵地の斜面の緑地で、樹林地、草地又は坂道等の縁が連続して個性的かつ良好な自然環境を形成しているもの
斜面緑地保全区域	斜面緑地として保全することが必要な区域や隣接し一体となって保全効果を高めるために必要な区域として指定
集約型都市構造	人口減少及び超高齢社会の到来等を踏まえ、都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点と公共交通ネットワークで有機的に連携させるコンパクトな都市構造
生産緑地	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る地区
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている

た行

用語	説明
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている
低未利用地	空き地、空き家、空き店舗、耕作放棄地等の未利用の土地と暫定的に利用されている青空駐車場や資材置場等の低い利用度の土地
地先園芸空間	道路に面した敷地の民有地側で沿道住民によって形成される草木や花による緑化空間で、軒下の鉢植え等も含む
特別緑地保全地区	都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地等の地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的及び文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定対象となる
都市計画基礎調査	都市計画法第6条に基づき、人口、産業分類別就業人口、土地利用、交通量等の現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的、定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎調査
都市機能誘導区域	「金沢市集約都市形成計画」に位置づけられる区域で、様々な都市機能（商業、業務、居住、医療、福祉、教育、歴史文化、観光等）を集約し都市生活の利便性を確保することで賑わいを高める区域

な行

用語	説明
農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画に基づき、農業上の利用を確保すべき土地と指定された区域
ネーミングライツ	公共施設に対し企業名等を冠した愛称を一定期間付与することができる命名権。命名権者からその対価を得ることにより、新たな歳入確保と施設のサービスの維持向上ができる

は行

用語	説明
Park·PFI (PFI:Private Finance Initiative)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度
風致地区	都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区。建築物の建築、色彩の変更、木竹の伐採等に制限がある
ボランティア・サポート・プログラム	地域や企業との協働により国道の歩道や植樹帯の美化清掃等を行い、快適な道づくりを進める取組（国土交通省の制度）
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全、形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される

ま行

用語	説明
緑のまちづくり協定	金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例に定められた制度で、一定の区域内において緑のまちづくりの推進をしようとする団体と市との間で緑のまちづくりに関して締結する協定のこと。協定地区の緑のまちづくりに対して、市は必要な助言、援助ができる
緑のマネジメント	地域のまちづくりの課題解決にむけて、地域の経営的視点や利用者の視点から公園の多面的な機能を効果的に発揮するため、地域の住民や事業主、行政が主体的に取り組み、地域の特性やニーズに応じた公園緑地等の整備や再整備、運営管理に取り組む新たな考え方

ら行

用語	説明
緑育	緑の育ち方、環境との関わりについて教育現場や地域活動、家庭教育の場で体感することで、緑に親しみをもってもらうとともに子どもの豊かな感性と安定した情緒を育む取組
緑化地域制度	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築や増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度

わ行

用語	説明
ワークショップ	地域に関わる様々な立場の人々が自ら参加し、協働体験等を通じて公園等の計画や運営、維持管理手法について検討する住民参加の手法

○ 金沢市緑のまちづくり審議会 委員名簿 (50音順)

氏名	所属等	備考
新屋 由美子	公募委員	
上野 裕介	石川県立大学 生物資源環境学部環境科学科 准教授	
笠井 順二	石川県造園緑化建設協会 副会長	
越石 あき子	夕日寺自然体験実行委員会 代表	
千木 容	日本樹木医会石川県支部 支部長	
鍔 隆弘	金沢美術工芸大学 デザイン科環境デザイン専攻 教授	
寺瀬 明代	北陸園芸商組合 会計理事	
中野 真理子	石川県地域植物研究会委員	
西野 茂	緑を育て金沢を美しくする会 会長 (金沢市町会連合会 会長)	会長
宮下 智裕	金沢工業大学 建築学部建築学科 准教授	
村上 吉春	公募委員	
安嶋 弘子	金沢市校下婦人会連絡協議会 副会長	

○ 策定経緯

実施日	内容
平成30年 2月20日	平成29年度 第1回金沢市緑のまちづくり審議会 「新・緑の基本計画（仮称）の策定について」
平成30年 8月 3日	平成30年度 第1回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）骨子案について」
平成30年 8月21日～ 平成30年 9月19日	パブリックコメントの実施
平成30年 10月10日	平成30年度 第2回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）骨子案に対するパブリックコメントのご意見と金沢市の考え方（案）について」 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）素案について ～施策の目標・構成・展開・体系について～」
平成30年 12月 7日	平成30年度 第3回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）案について」
平成31年 1月 9日	平成30年度 第4回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）最終案について」
平成31年 1月28日	市長へ計画（案）を答申

※別途、計画策定にむけた関係課による府内ワーキング4回開催

○金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
 - 第2章 緑化の推進(第6条—第11条)
 - 第3章 緑の保全(第12条—第18条)
 - 第4章 緑のまちづくりのための意識の高揚、緑の管理等(第19条—第28条)
 - 第5章 金沢市緑のまちづくり審議会(第29条—第31条)
 - 第6章 雜則(第32条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における緑豊かな環境を守り、育むまちづくり(以下「緑のまちづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑のまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、良好な自然環境及び生活環境の形成を図り、もって自然と人との共生、地球全体の温暖化の防止その他地球規模における緑の回復と保全に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 緑のまちづくりは、樹木、草花等の緑が生態系の一環として存在し、人類その他のすべての生命の根源であることを認識し、市、市民及び事業者の自主的かつ自発的な取組みのもとに、協働して行われなければならない。

2 緑のまちづくりは、本市の恵まれた緑豊かな環境と市民一人ひとりがこれを大切に守り続ける心を将来の世代に継承することを目的として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、緑のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らが主体となって樹木、草花等を大切に守り、育みながら、緑のまちづくりの推進に努めるとともに、本市が実施する緑のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、緑のまちづくりのための必要かつ適切な措置を講ずるとともに、本市が実施する緑のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

第2章 緑化の推進

(緑のまちづくり計画の策定)

第6条 市長は、緑のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑のまちづくりに関する基本的な計画(以下「緑のまちづくり計画」という。)を定めるものとする。

2 緑のまちづくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 緑のまちづくりの目標

(2) 緑のまちづくりを推進するための施策に関する事項

(3) 保存緑地及び保存樹又は保存樹林の指定並びにこれらの保存計画に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、緑のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、緑のまちづくり計画を定めるに当たっては、金沢市緑のまちづくり審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 市長は、緑のまちづくり計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとする。

5 市長は、緑のまちづくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、緑のまちづくり計画の変更について準用する。

(公共施設の緑化)

第7条 市長は、本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、広場その他の公共施設の緑化に努めなければならない。

2 市長は、国、県その他公共団体が設置し、又は管理する道路、河川、公園、広場その他の公共施設の緑化に関し、当該国等に協力を要請することができる。

(家庭等の緑化)

第8条 市民は、緑豊かな環境を守り、育むことの大切さを自ら認識し、その家庭及び地域の緑化に努めなければならない。

(事業所等の緑化)

第9条 事務所、店舗、工場その他の事業所及びこれ以外の用に供する施設を設置し、又は管理する者は、その敷地内において樹木、草花等を植栽し、その緑化に努めなければならない。

2 市長は、前項の緑化について必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(開発行為に係る緑化)

第10条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)をしようとする者は、当該開発行為をする土地の区域内において、その緑化に努めなければならない。

2 市長は、前項の緑化について必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(緑のまちづくり協定)

第11条 市長は、一定の区域内において緑のまちづくりの推進をしようとする団体と緑のまちづくりに関する協定(以下「緑のまちづくり協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、緑のまちづくり協定を締結したときは、当該緑のまちづくり協定の締結に係る団体に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

第3章 緑の保全

(緑の環境の保全)

第12条 市、市民及び事業者は、緑のまちづくりを推進し、又は開発行為をする場合に当たっては、自然の中で形成されてきた樹木、草花等の緑の環境を保全するよう努めるとともに、その生態系に大きな影響が及ばないよう十分配慮しなければならない。

(保存緑地の指定)

第13条 市長は、市民生活における良好な環境を形成している緑地で特に必要があると認めるものを保存緑地として指定することができる。

2 市長は、保存緑地を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市緑のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保存緑地を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、保存緑地の指定の解除又はその区域の変更について準用する。

(保存緑地内における行為の制限)

第14条 保存緑地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 水面の埋立て又は干拓

(5) 前各号に掲げるもののほか、保存緑地の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が保存緑地内において同項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの

4 保存緑地内において、前項第1号に掲げる行為をした者は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(助言又は勧告等)

第15条 市長は、前条第1項の届出があった場合において、保存緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 市長は、保存緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該保存緑地内に存する土地を所有し、又は管理する者に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

(保存樹等の指定)

第16条 市長は、地域の美観風致を維持するため必要があると認めるときは、市長が定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 第13条第2項から第4項までの規定は、保存樹等の指定について準用する。

(保存樹等の保存)

第17条 保存樹等を所有し、又は管理する者(以下「保存樹等の所有者等」という。)は、当該保存樹等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 保存樹等の所有者等は、当該保存樹等が滅失し、損傷し、又は枯死したときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。

3 保存樹等の所有者等は、当該保存樹等を伐採し、若しくは移植し、又は他人に譲渡しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、保存樹等の保存のため必要があると認めるときは、当該保存樹等の所有者等に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

5 何人も、保存樹等が大切に保存されるよう協力しなければならない。

(標識の設置)

第18条 市長は、保存緑地又は保存樹等を指定したときは、その旨を表示する標識を設置しなければならない。

第4章 緑のまちづくりのための意識の高揚、緑の管理等

(意識の高揚等)

第19条 市長は、緑のまちづくりについての意識の高揚を図るため、その知識の普及及び啓発に努めるとともに、市民による自主的かつ自発的な緑のまちづくりに関する活動が推進され、かつ、市民が自らの創意工夫により積極的に緑のまちづくりに参加できる機会が確保されるよう努めなければならない。

(緑のまちづくりの日の制定)

第20条 緑のまちづくりへの市民の参加を推進するため、緑のまちづくりに関する日を次のように定める。

名称	時期	趣旨
緑と花の日	10月の第3日曜日	植樹等を通して、身近にある樹木、草花等の緑の大切さを共に認識し、思いやりのある心と地域を愛する心を育むとともに、緑豊かな環境を将来の世代に継承する。

(市民活動の推進)

第21条 市長は、市民による自主的かつ自発的な緑のまちづくりに関する活動を推進するため、樹木、草花等のあっせん又は配布を行うよう努めるとともに、緑のまちづくりに関する行事等の開催に努めなければならない。

2 市長は、市民による自主的かつ自発的な緑のまちづくりに関する活動を推進するため、地域において緑のまちづくりに関する指導を行う者として緑の指導員を置くことができる。

(市民団体の育成)

第22条 市長は、市民による自主的かつ自発的な緑のまちづくりに関する活動を推進する団体(以下「緑のまちづくり推進団体」という。)の育成に努めなければならない。

2 緑のまちづくり推進団体は、自ら率先して緑のまちづくりの推進及びその啓発に努めなければならない。

(緑の少年団の育成)

第23条 市長は、将来の世代を担う子どもたちが緑豊かな環境の大切さを学習する場を提供するよう努めるとともに、子どもたちが地域において自ら緑のまちづくりに関する活動に取り組むための団体(以下「緑の少年団」という。)の育成に努めなければならない。

(公共的団体との連携)

第24条 市長は、緑のまちづくり推進団体、緑の少年団、公益財団法人金沢まちづくり財団その他の公共的団体と連携を図りながら、緑のまちづくりの推進に努めなければならない。

(平26条例29一部改正)

(緑の資源の有効利用)

第25条 市、市民及び事業者は、余剰を生じた樹木等の再利用を促進し、落ち葉等を堆肥として活用するなど、これらを資源として有効に利用するよう努めなければならない。

(緑の管理)

第26条 樹木等を所有し、又は管理する者は、適宜、水及び肥料を与え、樹木のせん定及び補植をし、病害虫を防除し、除草等を行うことにより、当該樹木等の適正な管理に努めなければならない。

(援助)

第27条 市長は、第11条第2項、第15条第2項及び第17条第4項に定めるものほか、緑のまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第28条 市長は、緑のまちづくりの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第5章 金沢市緑のまちづくり審議会

(金沢市緑のまちづくり審議会)

第29条 緑のまちづくりを推進するため、金沢市緑のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第30条 審議会は、この条例に規定する事項その他の緑のまちづくりに関する事項について市長の諮問に応ずるほか、緑のまちづくりに関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第31条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、緑のまちづくりに関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第6章 雜則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第29号)

この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成26年規則第5号で、平成26年4月1日から施行〕

緑の都市宣言

緑は、すべての生命の根源であり、自然の健やかな脈拍そのものである。

人類の生存と繁栄のために、失われゆく緑を回復し、

保全し、発展させ、かけがえのない自然を守り続けたいと願う。

この願いを込めて、

私たちすべての市民は、うるわしい自然を今に伝える

誇り高き“森の都金沢”を永遠の緑のまちにすることを宣言する。

(昭和 49 年 6 月 12 日議決)

金沢市緑のまちづくり計画

平成 31 (2019) 年 2 月 1 日 策定

平成 31 (2019) 年 3 月 発行

発行 金沢市

編集 金沢市 都市整備局 緑と花の課

〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

電話 (076) 220-2356

FAX (076) 224-5046

E-mail midobana@city.kanazawa.lg.jp



金沢市
緑のまちづくり計画
